矯正図書館

刑政

第四十一巻　八月號　第八號

カランの法術と刑務官	巻頭言	2
回顧三十有余年	河野純孝	40
刑政時論	虚生	4
博覽會の司法省出品	前田靜雄	20
新坊ちやん物語	春日鹿二	32
少年刑務所の作業に就て	辻敬助	6
死刑の沿革	尾佐竹猛	72
近代思想の梗概	赤田生	35
刑務官會議の機能	富井隆信	17
新しき試み	A記者	68
死刑房に於ける生活	リュウイズ イーローズ	47
ソヴイエトロシヤの行刑	時田常太郎	56
賞に入つて		63
刑務所造園・諸國行脚・ヂオンシーベリー氏の手紙・累進的行刑制度病と藥・讀者の頁・家庭頁・叙任辭令・會報・統計・犯罪文藝・令規		

財團法人　刑務協會發行

刑政第41巻第8号
矯正図書館

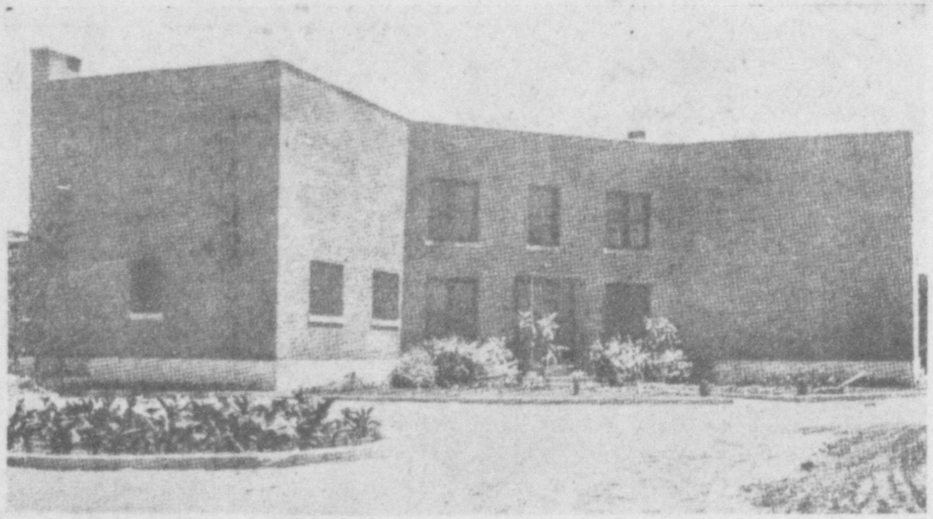

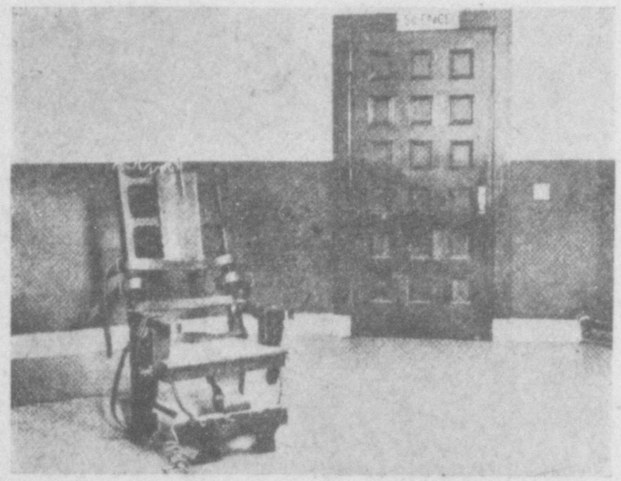

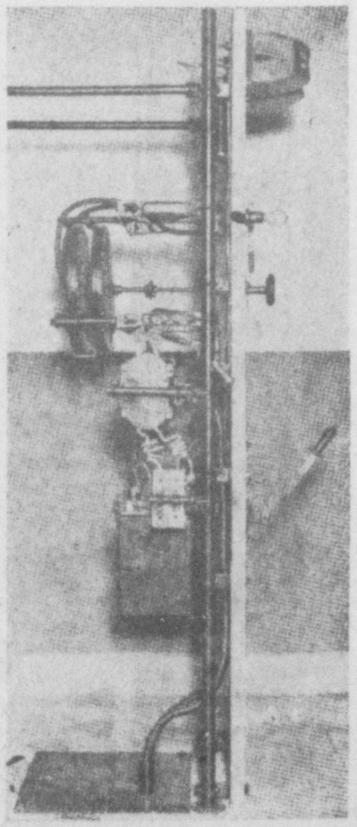

シンシン刑務所の「死刑房」

上圖は「死刑房」の外觀

中圖は有名な電氣椅子

下圖は電氣椅子へ電流を通ずるスウイツチ

（詳細は本文四七頁參照）

お待ち遠うさま出來上りました、すぐ御申込を！

司法書記官 森山武市郎氏譯

刑政研究資料第四輯

菊版約四百五十頁定價金貳圓貳拾錢（稅共）

1927

改正獨逸行刑法規

世界に於ける最新最良の行刑法規

來るべき我新行刑法を

知らんと欲せば先づ

本書を繙かざるべからず

◆本書は昭和二年度の改正法規で舊法規に比して根本的改造を行ひ條文を增すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に嶄新適切なる規定があります。

◆本書には詳細なる改正理由書を添付し該理由書は綜合的行刑法教科書と云つても過稱ではない。

◆先に第二輯として出版したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので最近大改正を加へたる本書が手に入りました第二輯と併せて是非讀破研究せられたい。

◇發行所◇

東京市麹町區西口比谷町壹

刑務協會出版部

振替口座 東京二五〇五九

電話銀座二三四四。三二五八

刑政第41巻第8号

矯正図書館

刑政

第四十一巻
第八號

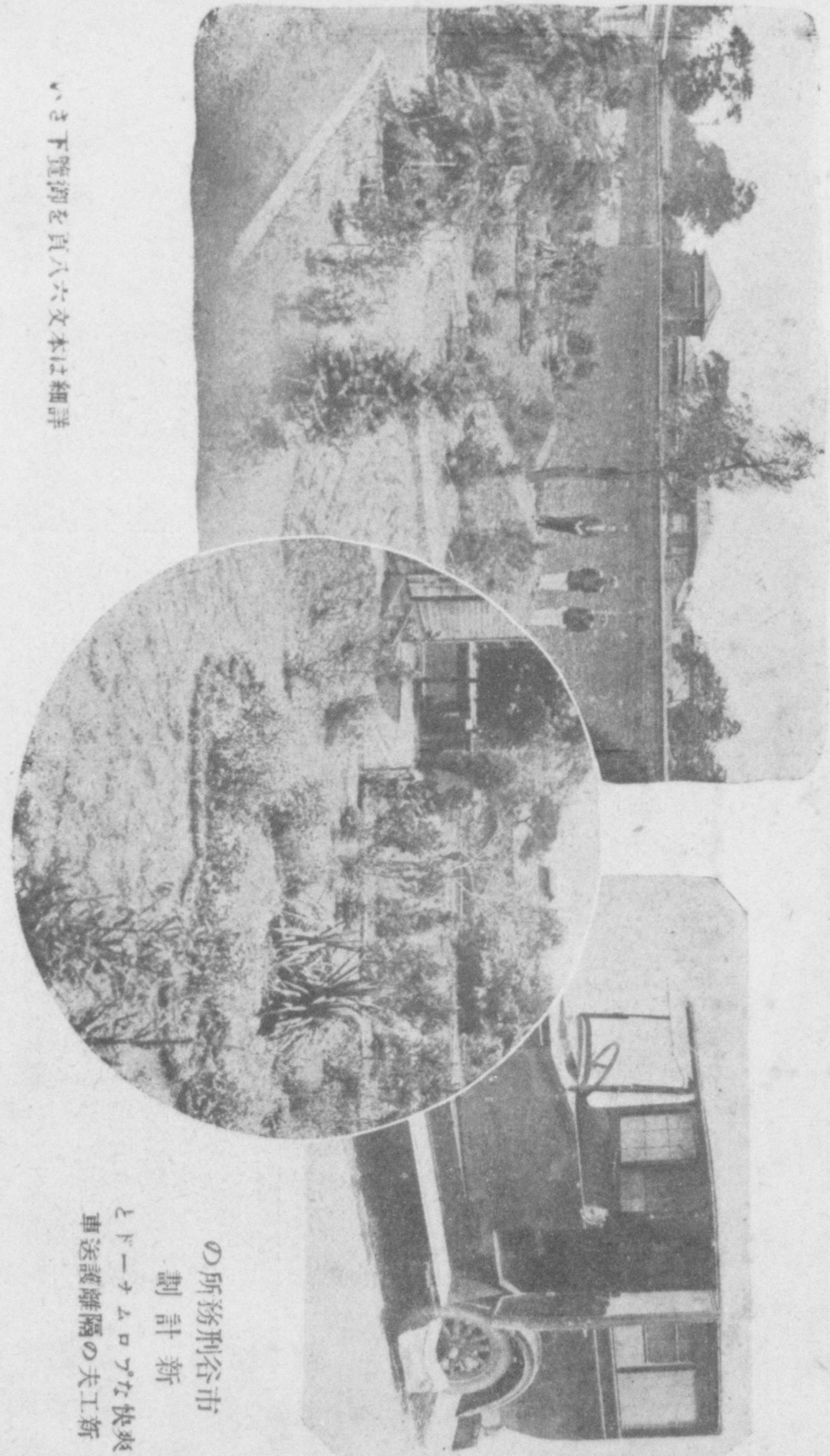

市谷刑務所の
新計劃
爽快なプロムナードと
新工夫の隔離護送車

詳細は本文八六頁を御覧下さい

カランの法術と刑務官

◇

『英國の一農夫があるホテルに泊つて主人に百磅の金を預け翌朝出發のときこれを受取らうとした。ところがこの主人は圖太い奴で金などを御預りしたことはないと空とぼける。農夫は大きに憤慨して嚴重に懸合ふけれども証據がないので如何とも仕樣がない。弱りはて丶當時有名な辯護士「カラン」の許を訪づれどうか取戻の訴を起してくれと賴むだ。「カラン」暫く思案して「それ位のことなら訴を起すまでもない、もしその百磅を取り返したいならばもう百磅だけ主人に預けるがよい」といふ。農夫は仰天し、「飛んでもないこと、渠奴の樣な大盜人に百磅は愚か一ペニーでも渡せるものか」と始めは中々承知すべき氣色もなかつたが遂に「カラン」の辯舌に說き落され、濫々ながら彼の差圖に任せて一人の友人を証人に賴み再び例の宿屋に行つた。復た談判に來居つたなと苦り切つて居る亭主の面前に百磅の金を並べてさていふやう「己は元來物覺えの惡い性分だから昨日百磅預けたといふのは、或は思ひ違ひかも知れない。鬼に角今度こそはこの百磅を確に預つて置いて下され」と懇ろに賴むだ。案に相違した主人は世にはうつけ者もあればあるものと心に笑ひながらいふがまゝに共金を受取つた。農夫は盜人に追錢とは此事とふさぎ込むで居るのを見て「カラン」は打笑ひ「今度は亭主一人居るところを見濟し一人で行つて先程の百磅を返してくれといへ」と敎へた。主人は証人もあること故今度は素直にこれを渡した。農夫はこれでは元の默阿彌で何にもならぬといへば、「カラン」手を打つて「さてこそ謀計圖に當つた」。今度は前の友人と同道して宿屋に押しかけ此者の面前で預けた百磅の金、さあたつた今受取らうと手詰の談判に及ぶべし。それでも渡さずば其時こそは友人を証人として訴へて出るのだ」といふ。農夫は茲に至つて始めて此の妙計を覺り小踊りして出て行つたが、軈て滿面に笑を湛へてポケツトも重げに二百磅の金を携へ歸つた」。

◇

この小話は法窓閑話に載せられてゐるものであり、法學と法術とを兼ね備へた者でなくては法律家たる資格がないことを暗示したものである。私はこの小話は刑務官にも亦適用せらるるものなることを確信する。いふまでもなく行刑學と行刑術とを兼備したるとき茲に始めて理想的な刑務官の存在を期待することが出來る。只行刑術のみに精進して行刑學を顧みず、または行刑學にのみ精進して行刑術を顧みざるは共に不可である。しかも私がひそかに恐るゝところは後者に比し前者の傾向を有する人が多數ではないかといふ點である。畢竟行刑學に精通せざるも行刑の實務に支障を來すことがすくないからであらうが、これはまことに遺憾なことである。いまや司法制度は行刑中心の彼岸に躍進しつつあるの秋、あへてこの一小話を献する所以である。

（たけいちらう）

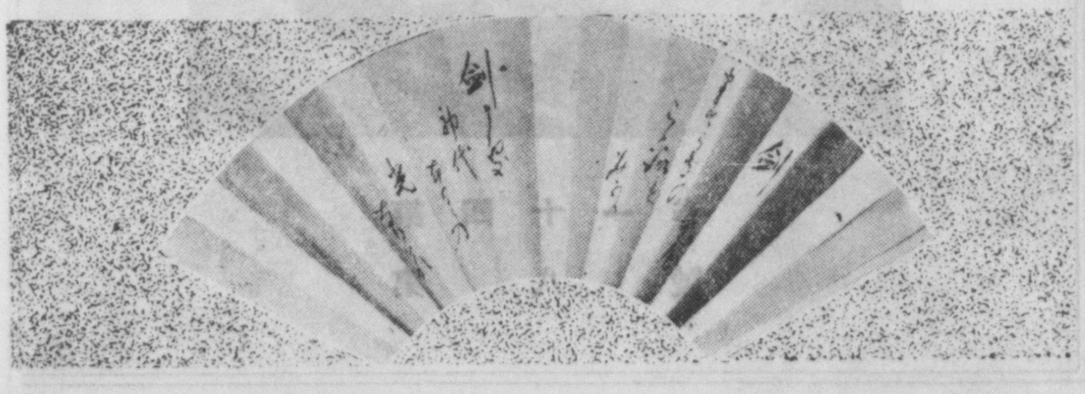

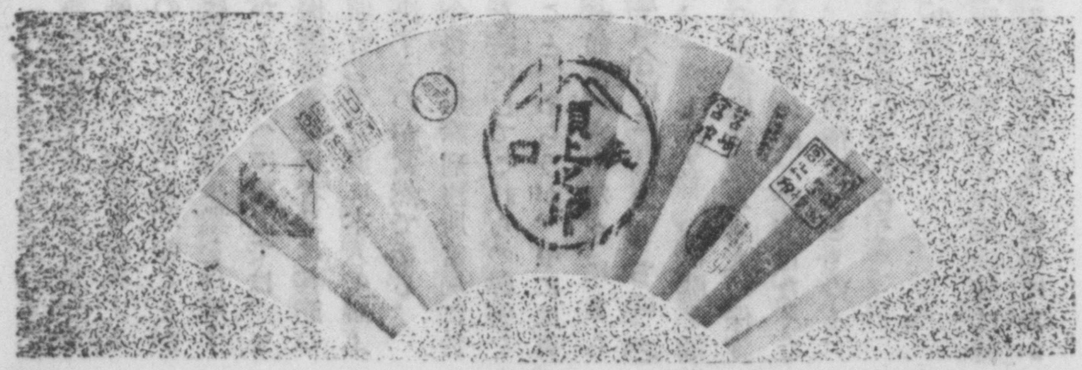

刑政時論

◇家族の保護

近ごろ、名士あるひは富豪に面會して種々企みある申出をなし結局金錢を強要することによつて生活をなす不良分子の横行を見る折柄、これは又、刑事被告人にしてその身上の非境を悪用して、自己が犯罪に陷れる顚末及自己の收容によつて家族の悲慘な境遇に陷れる窮狀を訴へて、同情を買ひ、又は多少裏に強迫的觀念を加へて、表面は只管改悛せるものゝ如く裝ひ、釋放後の就職救濟を懇願し、結局金品をうくる程の手數を算するものありとのことは、一般受刑者殊に未決收容者に對する取扱の寬大なるに乘じたるもので、その心情悪むべきものがある。

一たい收容者の家族保護は行刑事業の延長たる保護事業の一面として、必要なことで、本人の收容によつて家族が生活上種々の損害を蒙ることはまことに同情すべきで、この家族を完全に保護して收容者の精神的苦痛を緩和し、鄕黨の憐保佑助に感激せしむることは、やがて本人の悔悟と保護上、少なからず役立つものである。

しかるに、最近に起れる事實の如きものは、世のいはゆる浮浪徒食の輩の悪智にならひ、人々の愛憐心を逆用して、まんまと狂言を書くもので、極力之を排除すべきである。

思ふに、かゝる寒心すべき現象の生じたるは、一面社會の人々に眞に保護事業の理解なく、刑務所收容中のものから、救濟を強要さるゝ時は一面その訴に同情すると共に又一面には、後難を恐れて金錢を給與するに至るものにて、憐佑協助のことが完全に行はれ、又保護事業を理解する時は、かゝる訴へに對しては、まづこれを保護事業從事者又は其筋の關係者に照會して、眞に本人の訴ふる處を解決するのが當然である。

よつて今後は無論刑務所當局に於て、取扱を嚴にしてこれらの弊害を除去することであらうが、中には眞に訴ふるが如きゝ實もなきにあらず、左樣な場合には直接たゞちに、之に應ぜず、一應それ〴〵の機關を通して調査の上家族保護及本人の保護をなすことにすれば、弊害はなくなると共に、眞に同情すべきものも、救はるゝに至るのであらう。

◇少年と作業

少年受刑者に對する作業訓練は特に注意する必要がある、當局におかれても訓練所を設けて、釋放後の生業をしこむことに留意されてゐるが、これを徹底的に施すべきであると思ふ。

男一匹が家族を支持するだけの收入を得べき「職」は大工にしろ鐵工にしろ一年や二年のごまかし實習で仕込み得るものでない、まして隱居仕事の道樂にやるやうな、草花の栽培や、土いじりは農業の基礎ある農家の子弟にして、釋放後そこに歸住して、農業をやつてゆけるやうな身分のものならとにかく、そんなもので食つてゆけるものではない、又學校の手工にひとしき程度の玩具の製造位では餘程すぐれたる技能でない限り、之亦生業とすることはむづかしいやうに考へられる。

かうなつて來ると、少くとも今後五年十年後に獨立の生計を立つべき生業と云ふことを目標にして作業の選擇をしなければならぬとすれば、印刷工にしろ、漁夫にしろ、船員にしろ、石工にしろ、旋盤工にしろ、現代の産業組織に適合するやうに補導する必要がある。

この意味に於て、靑年刑務所工場の機械化されゆく傾向に比し、一層將來有望なる、少年の作業に機械化されたるものを施設することを要する。それでなければ實際上釋放後社會に立つて働いてゆくことが出來ないのである。

少年保護機關の作業がかう云ふ所論から觀て、甚遺憾の點のあるのは、しばらくおくとして、國家の經營たる少年刑務所の作業には、大藏省の同意を經て、多少の困難は排除して、眞に犯罪撲滅の大本に則りて、職業補導の目的を完全に果し得べき施設をなすことは急務であらうと思ふ。

かくて少年受刑者が、完全に現代社會に適應する「働き手」として送り出されることになれば、そこは靑年釋放者とは違ひ、差別的待遇を與ふる點も少く「前科者」と云ふやうな蔑視もなく、それこそ名實伴ひたる更生の人として、犯人の良民化を實現することになり、行刑の目的を完全に果し得ることになるのだから、非常に國家として有意義なことである。

理想論は實務家にとつては禁物であるかも知れぬが、かゝる有意義のことは、理想論また必ずしも非難すべきにあらず、否むしろこの理想をおし立てゝ具体化をはかることは行刑從事者のやつていゝことであると思ひ敢て理想論を主張する所以である。

（虛生）

少年刑務所作業に就て

辻　敬助

第一　序　說
第二　財政上の觀察
第三　教育上の觀察
（一）勞働への教育——勞働習慣の養成
（二）勞働に依る教育
（三）職業教育——職業訓練所增設の急務
A　職業相談　B　職業教育
第四　衞生上の觀察
第五　作業々種の問題
（一）設備外作業
（二）工場作業
（三）經理作業
（四）獨居作業
第六　結　言

第一　序　說

少年受刑者處遇問題の研究に付ては先づ、第一に少年の拘禁に依つて如何なる目的が達成せらるべきか、從て又少年刑務所は如何なる意味を持つべきものなるやといふことが確定されねばならぬ。

抑も少年時の犯罪は思慮分別未だ充分ならず社會上の經驗に乏しき結果と見るべきものが頗る多いのである。從て我々は少年の完全にして責任ある人格を發展せしめ少年の社會への參加を可能ならしむる爲、彼等に內在する能力を充分に開發する目的を以て、少年及其の生活狀態を計畫的に感化し、教育しなければならぬのである。

我國が曩に少年に關する特別規程（即ち少年法）を設け少年に對し教育刑たる不定期刑制度を採用し、十六歲未滿者に對して死刑、又は無期刑を排除せるが如き又矯正院法及監獄法に於て少年に對しては特に教養を重ずべき旨を規定せるが如きは蓋し此の趣旨に出でたるものである。

若し我々が教育を以て少年處遇の主要なる原理と考へるならば我々は又此の主要原理の下に刑罰を依屬せしめなければならぬ。即ち刑罰は少年に關する限り常に先づ第一に一個の教育的處置と考へなければならぬのである。從て少年刑務所に於ける作業に付ても作業がどの程度まで教育觀念と一致するかといふこと並に作業が出來るだけ強く教育的に作用するには如何に形成せらるべきかといふことが決定的意義を有するものといはねばならぬ。私はかゝる見地よりして少年刑務所に於ける作業施設の問題を研究して見たいと思ふ。

第二　財制上の觀察

刑罰執行の條件たる作業を以て國庫の歲入增加を目的と爲すべからざることは勿論であるが、純粹の財政的立脚地よりすれば國家は刑務作業に依る收益の增加を期待し、行刑費の補償の幾分にても多からんことを希ふのである。獨逸一九二三年自由刑執行に關する原則に於て「作業の收益に付ては刑罰執行の總費用を補足することに努力すべし云々」全年普國刑務所執行規程に於ては「作業の收入が行刑費用を償ふに至る樣努力すべし」等の規定を置けるは蓋し此の趣旨に外ならぬのである。（註一）

註一、ハンブルグのリープマン教授は刑務作業に依る教育への無理解なる侵害を恐れ、獨逸自由刑執行に關する原則に極力反對しエルガー典獄も亦刑務作業の主なる任務が大なる利益の獲得にあらずして教育の全き效果を擧くるにあることを主張する等各方面に反對ありたる爲、新獨逸行刑法草案（一九二七年）は遂に該規定を削除するに至つた。

併しながらかゝる要求を充たすといふことは、普通刑務所に於ても極めて恵まれたる條件の下にのみ期待し得らるるのであつて、少年刑務所に於ては絶對に不可能といふてもよいのである。今こゝに少年刑務所の財政的に不利益なる事由の重なるものを擧ぐれば左の如くである。

1、少年刑務所に於ては作業の強行に依りて精神教化の効果を妨ぐるが如きことあつてはならぬ、從て作業成工高は勢ひ減少を免れぬこと

2、少年刑務所に於ては多數の教化職員を配置するの關係上其の經常費は著しく膨脹すること

3、職業上の經歴ある者少く又一定の職業ある者も年齢の關係上未だ技能未熟の者多く刑期の大部分は職業訓練の爲に費さねばならぬこと

4、教化上適切なる作業の採用は經濟上の要求と相容れざる場合少からざること

第三　教育上の觀察

次に教育主義の立場よりすれば、少年刑務所の作業は勞働への教育、勞働に依る教育、及職業教育の爲に之を課すべきであると思ふ。

（一）勞働への教育――收容者は先づ、第一に働く爲に教育されねばならぬ。彼等の大部分は性懶惰にして規則的な勞働を全く体驗せることがないのである。斯様な者に對して勤勉な勞働の習慣を賦與することは實に容易な事業でない、成る程刑務所内に於て規則的に勤勉なる作業を繼續せしむることは堪能なる刑務官にとりてはさして困難なる事業ではないが、刑務所内に於ける單純なる勤勉（職業教育等を含まざる）は自由の社會に於ける勤勞教育としては餘り多くの期待を持つことが出來ないのである。蓋し彼等の勤勉は行刑の强行性殊に働くこと以外に何ものも存せざるが如き現在の行刑施設の所産であつて、其の勤勉狀態は强制なき釋放後の職業生活にまで繼續するや否やは頗る疑問である。要まり如此勞働慣習は釋放後僅少の間僅に惰性的に持續せらるゝ可能性を有するに過ぎぬのである。

私は永き彼等の怠惰の習慣を矯正するには眞に彼等の作業意慾を動かし得る作業、即ち將來の生計の具となり得る作業を課し一面又作業以外の施設に依り彼等を内面的に轉向せしむるの必要があると思ふ、換言すれば作業の强制勤勉の訓練も所詮職業訓練と精神教化とを背景とするに非されば眞に彼等を勤勉の人たらしむることを得ないのである。

夫のホワードの「人々をして勤勉ならしめよ然らば彼等も亦正しき人々とならん」の言葉も之を以て單に刑務所内に於て規則的に勤勉なる作業を繼續せしむれば足れりとの意に解することは誤りである。ホワードは之と共に收容者の精神教化と人道的處遇の必要を高調してゐるのである。

（二）勞働に依る教育――勞働に依る教育的感化の可能性も亦餘りに高く見積り得るものでないが勞働、就中手工業的な勞働は總てのものに對する適應性、精密、規則正しきこと、几帳面なること等への教育としてはかなりの效果をあげることが出來る。尚又手工業的な作業は意志及智識教育への補助的作用を爲すことあるは教育學の教ふるところである。併しながら此等は全作業が眞に教育的に組織せられたる場合に於てのみ始めて到達することが出來るものであることを知らねばならぬ。

（三）職業教育――刑務所の拘禁に於て少年の爲に其の性能に適應せる職業殊に其の釋放後も繼續し得べき職業を賦與することは本人の再犯豫防上大なる效果のあることは遍く認めらるゝところである。尤も收容者に對し單に職業上の生活能力を賦與することのみを以てしては改善の實を擧げしむるに決して充分ではない、之が爲

には彼等を道徳的にも社會的にもよりよく敎化すること(一般陶冶)の必要なるは勿論である而かも尙職業の爲の敎育は刑務所の最も重要なる任務の一として考へられなければならぬと思ふ。

A、**職業相談**——**職業指導**——經驗の示す處に依れば多くの場合誤れる職業選擇は少年を直接間接に犯罪に導いたものであつて(註二)彼及彼の周圍の者が彼の天賦の才能と缺點とを認識し得ざりしが爲、其の生存競爭に於て常に益々新なる障礙を惹起し遂に社會生活の敗慘者として犯罪を選ぶに至れるものが決して少くないのである。

註二、本年一月全國少年刑務所收容者に就て職業に關聯せる犯罪を各種の條件に分て調査せるに左の結果を得た。

調査人員二、二一五人

1、職業に關係なきもの　二一、六%
2、無職業(最初より職業なきもの)　一一、一%
3、職業に關聯あるもの　六七、三%
- a. 職業の環境より來たれるもの　三六、二%
- b. 職業を利用せるもの　九、五%
- c. 職業の不適當より來れるもの　八、五%
- d. 失職、離職、　四五、八%

即ち職業に關聯あるものの中職を失ひ、若は職を離れたる者半數を占め環境の惡感化を受けたる者、之に次ぐの狀態である。尙又職業の環境によるものの職業別は土木建築、商業、農業最多く各一〇、%を占め飮食品製造、金屬工業之に次き職業を利用したるものの職業別を見るに商業最も多く一七、二%を占め職業の不適當より來たれるものは農業最も多く一四、三%を占むるのである。此の研究に依つて見るも職業の選擇並に其の訓練の如何に重要なるかを知ることが出來る。

私は此意味に於て組織立つた職業上の相談が、職業敎育に先行しなければならぬと思ふ、而して職業選擇に付て最必要なる條件は大凡左の如くである。

1、近代の職業適性學に於て確立されたる總ての結論を實踐的に適用すること

2、少年の個人的關係殊に其の性能を考慮すべきこと

3、經濟的の價値を有し且少年に對し堅實性を與ふるに適する性質の職業を選擇すること

4、職業市場の狀況殊に需要と供給とを考慮し過剩職業を避け閉却されたる職業を撰ぶこと

5、少年及父兄の希望並其の生活狀態を參酌すること

此等の諸條件を滿たし職業相談を意義あらしむるに付ては、心理學の素養ある作業技師若くは敎誨師敎師の中**一人の適任者をして、特別に職業相談の仕事に從事せしむることが望ましいことである。而してこれと全時に收容者一般に對し各種の職業に關する智識、勞働市場の傾向及職業相談の意義を說明し以て其の性能に適する職業に對して興味を喚起することが必要である。**

B、**職業敎育**　刑務所に於ける職業訓練の適切を期せんとせば所謂職業敎育の課程を必要とするのである、凡そ職業は自然の習熟に委すべきものではない。まして刑務所に於て短期間に一定の職業能力を賦與せんとせば勢ひ積極的な有效なる敎育方法の採用を必要とする譯である從來の年期奉公的徒弟的の指導だけでは到底職業訓練の完全を期する譯に行かぬのである、職業敎育の組織や課程は作業の種類に依り之を異にすべく茲に簡單に解說を加ふることは困難であるが要するに作業と學科目敎授との間に常に密接なる連鎖をとることに力めなければならぬ。私は曩に此の職業敎育の必要を屢々刑政誌上で力說したことがあるが、我當局も茲に見る所あり昨年六月東京市職業輔導會の施設に做ひ豐多摩巢鴨兩刑務所に於て木工職業訓練所を開設し敎師は刑務所作業技術員若くは外部の專門家に委囑し大体六ケ月間に基礎學と實習とを修了せしむることにして木工の養成を初めたのである。然るに其の成績は豫期以上に良好であるので當局は更に職業訓練所設置箇所を擴張し今日では木工七、靴工二、漁撈、左官、印刷、鍛冶各一箇所計十三箇所に於て職業敎育を施行し其の人員も約四百名の多數に達してゐる當局は豫算の關係を計つて將來更に之を擴張する計劃であるといふことである、尙聞く處に依れば川越少年刑務所に於ける木工訓練は他の普通刑務所の訓練に比し一層の好成績を示し技術上の進步の如きは他に比類ない位であ

るこれは素より職員の熱誠にも因ることは勿論であるが、主として少年の特性の然らしむる處であると思ふ、私は一般刑務所の職業訓練所の擴張もさることながら當局は寧ろ少年薫育の重要性と少年の教育能力の卓越とに鑑み少年受刑者は原則として全部何れかの業種の職業訓練所（職業教育を伴ふ）に入所せしむることに力を致されんことを切望して止まぬものである。（註三）

註三 獨逸普國刑務所執行規程第十五節少年及準少年の處遇 第一四五條長期の刑に服すべき少年は收容中手工業又は其の他の職業の習得に努力すべし仍ほ一定の職業ある者又は一定の職業に就かんことを欲する牧容者に對しては理論及實際の教養を施すべし。

第四 衞生上の觀察

自由の强制は個人の精神及肉体に一種の不良影響を與ふることは爭ふべからざる事實である、殊に少年は心身發育の途中にあるものなるを以て衞生上の關係に付ては特に留意する所がなければならぬ、獨逸普國執行規程及獨逸自由刑執行に關する原則並に一九二七年獨逸行刑法草案等が各れも「少年の作業時間は八時間を超ゆることを得ず又作業時間は少くとも二回長き休憩を以て中斷せらる」等の規定を置けるは蓋し此趣旨より出てゝゐるのである、私は更に進んで作業々種並に作業施行方法等に付ても詳細に規定するの必要あると考へる、從來我々は此等衞生上の關係に付ては殆んど考慮を拂はなかつたのであるが（例は成年の椅子、腰掛等と全く同樣の物を以て作業せしめ何等顧みる處なかりしが如きである）如斯方法は不識不知の間少年の体質を低下せしめ惹て本人の將來を誤るが如きことなきを保しないのである、此の意味に於て少年受刑者の作業賦課其の他の作業の條件に付ては健康及衞生上の關係を一層注意する處ありたいと思ふ。

第五 作業々種の問題

現在我國刑務所に於て施行せらるゝ作業々種は其の數實に八十九種の多きに上り職業別に各〻其の利害得失を論ずることは事實上困難なことであるから茲には主として作業施設の關係を基礎として設備外作業、工場作業、經理作業及獨居作業の四種に分ち各少年刑務所作業としての適否を觀察することにする。

（一）設備外作業——こゝに設備外作業と稱するは一般農業、牧畜、園藝、開拓事業、治水工事、灌漑工事、漁撈等を總稱するのである。

A、衞生上の特徴——此の種勞働の特徴は主として衞生的方面に存するのであつてかゝる見地よりせば、此等の作業は少年に對しては獨居作業及工場作業に比し殆んど比較し能はざる程の價値を有するものである。

獨逸自由刑執行に關する原則（第二〇四條）及普國執行規程（二〇五條）が「常に成るべく多く屋外作業殊に園藝作業及農業に就かしむべし、右作業は一週間數日に分割配課することも妨げざるも原則上少くも合計各週に付き全一日に滿つることを要す」と規定せるは少年刑務所の作業としては農業的勞働を第一義的に重視せし結果に外ならぬのである。

B、教育的價値

1 職業教育の容易なること——設備外作業に付ては他の手工業等に於けるが如き大袈裟な豫備教育を必要としない、即ち種々の精神的要求が課せらるゝことがない、從つて多くの短期受刑者に對しても之を施行し得るのである、殊に地方の刑務所に於ては農業的經驗を有するもの少くないから短期間を以つてしても職業教育を完全ならしめ若くは之を一定の完結せる處まで施行することが出來るのである。

2. 大自然の感化——設備外作業の教育的價値は一般に極めて高きものとされてゐる殊に大自然の感化力は殆んど計量し得べからざるものがある。而かのみならず自然物又は生物を愛護するの美しき感情を養ふことを得情操教育にも好適の機會を與ふるものである。

3. 釋放後の關係——何又都會地の少年を釋放後田園生活に移すことは大都市の危險から遠ざける意味に於て極めて有意義なことであると思ふ。(尤も此の歸農といふことは頗る困難なことではあるが)殊に小田原少年刑務所に於ける漁撈訓練の如きは釋放後の就職に付ては殊別の便宜があるといふことであるから職業教育としても頗る價値あるものである。

C、經濟的價値——農業的作業及漁撈作業は共に實際上の成績に徴し餘り經濟的に有利であるとはいへない殊に若し職員の增置(獨居作業及工場作業に比し多數職員の配置を要す)を要する點等を考慮に入るゝときは他の作業に比し經濟財政の關係に於ては聊か劣る處あると云はれてゐる。

(二) 工場作業——工場作業に付ては一概に之を論ずることが出來ないが、こゝには主として手工業的作業に付て觀察して見ることにする。

A、經濟的價値——農業的作業に比し敎習に相當の日子を要し少くも經濟的に收益を擧げ得るには六月以上の修習を要するのである。從て此の修習期間に於ける勞働は何等收益を期待し得さるのみならず寧ろ修習材料費器具類の消耗等多大の失費を免れぬのである。併しながら一旦之が修習を終り熟練を積むに從ひ其の勞働の對價、製作收入は漸次增加し刑期の後半に於て其の前半に於ける失費を補償して、尙ほ多大の收益を剩し得るのであつて要するに其の收入比較に於ては設備外作業に優るものありと見られてゐる。

B、敎育的價値——敎育的價値として彼の農業的作業に於けるが如き自然の强大なる感化力に浴することが出來ないのであるが其の職業教育としては却て農業的作業に優るものがある、蓋し此等手工業の敎養あるその就職率は極めて良好であるからである。(註四)失職、就職難、生活苦を以て犯罪に導く本質的な要因と見るならば刑務所內に於ける職業敎育、職業選擇も成るべく就職難の憂なき此等の作業を採るべきであると思ふ。

註四 a ヘル氏 アメリカ感化刑務所に關する報告に依れば、刑務所に於て習得せる手工業に依り生活の安定を見出せるもの六五%あり

b. 獨逸、ハンブルグ市統計に依れば(一九二〇年度乃至一九二三年度)手工業者の失職率は二九%特技なき者の失職率は七一%である。

(三) 經理作業——經理作業殊に構內外の掃除夫運搬夫の如きは設備外作業と共に衞生上に於ては他に優るところあるも職業敎育的價値は全くゼロである、而かも尙現實に於ては刑務作業としては比較的重大な役割を演じて居るのである。即ち刑務所の炊事、掃除等に利用せられてゐる收容者の數は總就業人員の十一%の多數に上つてゐる。矯正院感化院等に於ては別に炊事夫等を傭ひ入れてゐるものが多いが少年刑務所に於ては行刑の密行其の他經費等の關係よりして各國共に收容者を使用してゐる。

私は此等職業敎育的の價値なき作業は成るべく之を緊縮するの方針をとり若し之を課するの必要ある場合には成るべく刑期の全部を通して之を賦課することを避け累進制度の內容たる信用賦與の方法として(即ち最上級者(釋放前の受刑者))利用するの程度に止めたいものと考へる。

(四) 獨居作業——獨居內の作業就中袋貼、麻眞繩、風船貼、麥桿編等は一般に敎育的見地よりするも將又經濟的並衞生的見地よりするも寧ろ拒否さるべき性質のものである。併しながら獨居拘禁制度を採用する以上は全然此等の作業を廢棄することも亦不可能である。私は和蘭が長期の獨居拘禁制度を採用するの關係上獨居作業と

して萬難を排して木工其の他の手工業を採用して居るの實例に鑑み殊に少年の健康上の關係をも考慮し成るべく袋貼等の如き内職的の作業を避け手工業其他の勞働を採用せんことを切望するものである。

第六　結　言

凡そ定役は勞務の種類及分量を豫定して、之を強制するを本質とするも少年刑務所の作業施設に付ては少年行刑の教育的性質並に少年の教育可能性に鑑み特に其の職業教育に留意し教育能力ある少年に對しては原則として職業訓練の課程を終了せしむることにしたいものである。今茲に少年刑務所作業施設に付き特に留意すべき事項を擧ぐれば大凡左の如くである。

1. 刑期一年以上の刑に服すべき少年に對しては成るべく手工業其の他の職業習得を計ること
2. 少年刑務所に於ける職業訓練所を增設すること
3. 職業の撰擇に付ては少年の身體、一般智能、特殊智能及趣味を參酌すること
4. 少年將來の社會生活を特に考慮すること
5. 成るべく受刑者身體の發育を積極的に促進せしむる作業を撰擇すること
6. 受刑者の身體の發育に有害ならざるものなること
7. 徹夜業即ち午後十時より午前五時に至る間に於て就業せしめざること
8. 危險なる作業に就かしめざること
9. 成るべく分業制度に依らず完成制度に依ること
10. 上級に屬する受刑者に對しては設備外作業（農業的作業漁撈を含む）を課し若くは併課するの方針を採ること

刑務官會議の機能

富井隆信

刑務行政の要諦は刑務官會議に在るといふことができやう。

第一、各主任が、分掌した範圍を、これはおれが領分だ、他係に累は及ぼさぬ、責任は俺がもつ。といつた塩梅に、銘々が繩張をしてをつては、その刑務所の現勢實況さへ各自にはわからぬのである。どれもが他の係がはかどらぬ、歩調がそろはぬと思つて、自分の係だけが完全なやうな氣もちになり易い。

分掌は一体系中の分掌であつて、分掌範圍は互にその關を超えてはならぬと承知しながら、その全体が今いかなる形勢、程度にあるかをよく理解し、協成同作を忘れてはならぬのである。されば仕事は分掌でも、責任は連帶であるべきものである。一刑務所の成績を外にして各係獨自の成果はある筈はない。

それだから各主任は、他主任の爲すべき全部を知らねばならぬ。全部を知りてこそわが分掌が眞に領解せられるのである。一箇の家を作るために、柱や椎（たるき）が役に立ち、柱（はしら）となり椎（たるき）となり得るは、ともに一箇の家

思想犯の絶滅を期せよ

—法相訓示—

六月廿七日法相官邸に於ける警察部長會議に於て原法相は左の要旨の訓示をなした。

秘密結社日本共産黨の如きに對しては、さい源の效を全うすることは期し難いのでありまするがこれを現下の實情に徵しますると司法檢察の處分に待つところの多きことも又多言を用ゐぬところであると信ずるのであります、然してこれがためには平素この種事犯に對する周到精密なる注意と準備とを怠らぬはもちろんよく思想運動の情勢に通じ事に臨んで寬嚴宜しきを制し以て司法の使命を達成せむことを期せねばなりませぬ、この故をもつて司法當局におきましては思想事犯の搜査並に防壓に從事する

を作るために働くからである。それと同じく、一刑務所の效果を擧ぐるためにこそ、各主任の分掌が存在し、各殊別の主任が、いづれも刑務の同一目的のために分掌するのであるから、各主任は全主任の管掌事項を承知してをらねば自己の分掌もほんとにはわかりやうがない。而して刑務官會議はそれがための機關であつて、自分の主管は所長の承認さへ得ておけば、他係に關係はないといふわけのものでない。

第二、一收容者の處遇に、規律あり、保健あり、作業も敎化もある。それ等が總合して一收容者の上に改善作能を加へやうとしてゐるのである。然れば、一人を轉業さすにしても、轉業だからとて作業係だけで決定さるべきものでなく、房舍指定にしても戒護係だけで獨定すべきものでは無い。各主任の分掌は、仕事だけの殊別でなくて、收容者改善作能上の分掌であるから、事案に對して各係を持廻りて意見を問ふだけでもいけない、それでは各係の都合が主になる。どうしても收容者の處遇のすべては改善指導といふ目標の下に合議協定を經なければならぬ、かくて各係が同一方針を以て處遇法を一定することができる。而して刑務官會議はそれがための機關である。

第三、刑務官會議は刑務所長と各主任との疏通機關である。所長は統督指揮の權能を有するは勿論なるも、收容者に對する理解は表裏隱顯各檢察職員の設置を急務とし近く各國各控訴院檢事局および重要都市における地方裁判所檢事局にそれ〳〵要員を配置する豫定でありますから各位はこの新なる檢察施設の趣旨を諒せられ本業能く密接なる連絡を取り檢察機關警察機關の機能を十分に發揮しこの種事犯の絕滅に努められむことを切望する次第であります。

×

瀆職の祕密を嚴守すべきことは法規の命ずるところであつて各位のつとに承知せらるゝことであります。この事たるや被疑者その他の關係者の名譽に重大なる影響あるのみならず搜査の實効を擧ぐる上においても必ずや勵行せられねばならぬことを信ずるのであります。陪審法の實施を機會として搜査の局に當る者において事實を漏洩するの弊風を一掃するの覺悟をもつて職務に當られ苟くもこれを犯す者あるにおいては嚴重戒筋の途を講ぜられむことを望む次第であります。

方面よりしたる各主任の觀察を參酌せずしては不可能である。隨つて處遇方法は各主任に咨詢し合議しなければならぬ。又所長の決裁はその趣旨が能く各主任に徹して領得されなければならぬ。

とかく刑務所は所長の獨裁主義になり易い。獨裁主義が惡いといふのでは無いが、所長が交迭すれば昨非今是、ガラリと方針が急變して、各主任は何の信認する所なく、只器械的に盲從するが如き觀をなし、主任自身がこれでも男かと情けなくなる氣もちになり、何も角も所長次第にもたれて了ふ風を生ぜぬとも限らぬ。もたれて了へば御無理御尤で、其方針を理解し協贊しやうとする氣分も萎へて憮氣、下僚に漲るとでもいふべき狀勢を來たすかも知れない。それは所長と部下との疏通せざるより起るので、刑務官會議の利用を忘れたのが原因である。刑務官會議があつても名ばかりで、一に獨裁に決するなら橫暴の責は所長が負はねばならぬ。

◇

行刑の主義がどうかうと云つても所長一人の獨斷獨契や、各主任の割據偏知では效果の擧がる筈がない。幹部と下僚、吏員と收容者とが相通互了して一目的を打成しなければならね。而してそれは刑務官會議の活用に待つべきものである。（三、六、七、）

×

そも〳〵暴力は法治國民の極力排斥せればならぬ事柄でありまして如何なる場合といへどもこれを正當視することを許さぬのでありますが、最近暴力に訴へて事の解決をはからむとするの弊風漸く著るしく就中各種爭議の發生した場合においてその甚しきを見るのであります。殊に小作爭議に際しましては多衆の威力をたのみ裁判の執行を防げ甚だしきは當該公務員に對し危害を加ふるが如き事例を現出しましたことはしば〳〵あるのであります。かくの如きは唯に正當なる權利者の利益を害するのみならず國權に對する重大なる侮辱でありまして、今にしてかかる惡弊を根絕しませぬなれば人心の不安はいよ〳〵增加し治安の維持上憂ふべき事態の發生を保し難いと考ふるのであります。今後各位はこの種の事犯に對してはその取締を嚴にし國權の尊重すべき所以を示しもつて秩序の維持を全ふせられむことを希望致します。

矯正図書館

東西兩京の博覽會に於ける司法省出品の顚末

——大禮紀念博に依る刑務所作業の紹介——

前田静雄

（一）

刑務所に於ける作業は、近年其の規模に、又其の技術に異常の躍進を爲し、手工業、家内工業的規模より工場工業的規模に移り、又徒弟的口授見習の訓練方法より組織的敎授方法に進みつゝあつて、其の製作品も現代的設計、意匠を採り入れ、市販品に遜色を見ない形態と品位とを備へ、社會の嗜好に投合するものに進步して來たことは既に周知の事實である。是等は先年巣鴨刑務所に於て開催せられた品評會に徴するも充分認めることが出來る。

斯く刑務所作業は其の內容に於て長足の進步をしたのであるが、官用主義の實行に於ては著しい躍進を示して居ない憾がある。勿論相當の成績を擧げて年々增加の傾向はあるが、各官廳に於て刑務所製作品に就て未だ充分の理解の無い爲と思はれる。

吾人は機會ある毎に、國家經濟の上に立ち、官衙需要品は刑務所作業を利用し相互の利益を圖るべきことを宣傳して怠らないのである。例へば品評會開催の時は汎く各官廳の人士を招待し、實物に就て官用主義の慫慂を爲し相當の効果を收めつゝあるのである。

然し官用主義の宣傳も、社會と云ふ大なるバックを沒却して之か成功を求めんとするも不可能なることは、何人も容易に想ひ當る點である。故に、之か成功を得んとせば社會と刑務所作業とを出來得る限り密接なる關係に置くことを忽せにしてはならないと思ふ。從來刑務所は社會一般の容易に近づき難い所、恐るべき處であつて、生き乍らの地獄であるかの樣に敬遠視して來たのは、眞に宜なる哉、これ[illegible]復報主義が殘して呉れた遺賜であつて、之が爲未だに社會を充分接近せしめ得難い痼疾となつて居るのである。吾人は須らく此の弊風を矯め、社會をして刑務所に接近せしめ刑務所に於ては受刑者は膺懲せられる處ではなく其の心身を共に改造する處である否改心改悟に止まらず尙一層人格をも養成し立派なる人として立つて行き得る樣教育し、又技能的、職業的にも訓練をして社會に伍して働いても恥しくない人間に改造する處であることを、深く社會一般に知らしめなければならぬ、斯く刑務所は社會に嘗ては容るゝことを得なかつた罪の病人を收容し、社會に出ても不安なき否寧ろ有爲の人間に癒す病院であると云ふ樣に悟らせることは、行刑をして其の効果を充分ならしめる上に、大いに力あることと信ずるのである。

要するに世人が釋放者を偏見視することは、この點に理解のない爲めで、之が爲め世間に相容れざることが釋放者をして罪を累ねしめる一因を成して居るのに疑ひを挿夾む餘地がないのである。又釋放者保護事業が今尙宣傳期にあつて社會人士に充分膾炙されて居ないのも、刑務所が社會に接近せさるに因るものである以上、之れが對策としては刑務所の社會近呢を期すべきであると思ふ。

斯く顧みれば保護事業に於けると同樣、官用主義の徹底も亦刑務作業の社會近接に依つて進まなければ、之を期する事は難しいのである。茲に刑務作業の社會近接とは一寸言葉が不充分であるが、即ち作業內容の社會化なる意味丈でなく、刑務作業の性質を社會が能く知つて吳れる而して之を利用して吳れると云ふ意味である。

勿論、社會が刑務作業を利用すると云ふことには民業との問題を云爲しなければならないことになるが、要するに或程度の宣傳紹介をしなければ刑務所作業の社會近接は望まれず且又官用主義の徹底は期し得られないのである。即多少の競業問題は止むを得ない場合も惹起するのである。

要するに、官廳と社會一般とは切り離すことを得ない關係にあるのであるから、官用主義の徹底を期する爲には、民業問題の伴ふことは或る場合致し方がないことゝ思ふのである。

然し乍ら此の民業問題は理論に於て斯く重大味を持つ樣に見ゆるのであるが實際に於ては一些事に過ぎないものであり、容易に解決し得らるゝものであつて何等意とするに足らぬものである。縱令これが相當の競業と化することありと假定するも、之が對策及解決方法は幾らもあり問題とするに足らぬのである。

斯く論し來れば刑務所作業を社會に充分近接せしめることは、官用主義の徹底を期する上に効果を有する傍ら釋放者保護事業の上にも光明を投げ、延いては刑務所を社會に理解せしめ、行刑事業に有力なる成績を擧げしめ

ることゝなるのである。

然らば如何にして刑務所作業をして社會に近接せしめるかの方法に就ては大いに考慮を拂はなければならないのである。若し此方法にして宜しきを得なかつたならば、徒らに民業壓迫の聲のみを高くし、勿論前に述べたるが如く實際に於ては壓迫の事實を生しないのであるが、一犬虛に吠え万犬實を傳ふる喩の如く喧々囂々、遂に收拾し得難い狀態に陷るべきを考慮して置かなければならぬ。

（二）

當局に於ては是等種々の點を考慮したる結果、本年秋行はせらるゝ大典を紀念せんが爲に、東京及京都に於て開催せられ又せらるべき東京博覽會及京都博覽會に、舊套を脫し刑務所製作品を出品陳列し、刑務作業の如何なるものなるか、及之に依つて如何程の精巧品を製作し得るかを紹介すると同時に、刑務所が膺懲主義を捨て感化主義を充實して居る事を知らしめ、間接に釋放者保護に資し、釋放者を社會が好感を以て迎へて呉れる樣、種々の宣傳を爲すことゝなつたのである。

今之が實施方法として、當局では全國刑務所を名古屋以西は京都博覽會に出品することを原則として、且つ品評會に於ける從來の成績を斟酌して出品刑務所を定めたのである。

本來全國刑務所より數點宛平等に出品せしむべきであつたが、陳列場の制限に依り不可能であるので止むを得ず出品全体として整ふ樣にし、品種の重復を避けしめる爲少數刑務所より出品せしめることゝなつたのである。然し乍ら特殊製作品にあつては名古屋以東以西を度外視して出品せしめ、出品物の統一を圖つた次第である。

之が爲地方刑務所に於ては、此の方針が知られて居なかつたので、多少の誤解を招いた樣であつた。例へば京都博覽會側出品刑務所は恐らく東京博覽會へ出品の計劃が發表せられた時には奇異に感したことゝ思ふ、後に京都博覽會出品の報によつて、漸く疑問を氷解した譯であるが要するに共處に多少の誤解が實際に生れた事實を知るものである。

これから東京及び京都博覽會に出品するに至つた經過殊に東京博覽會の狀況を委しくお知らせしやうと思ふ。

（三）

大禮紀念國產振興東京博覽會は、東京商業會議所が主催し東京市當局の下に、平和博覽會後約七ヶ年を經過したる後を承け計劃

せられ、東京上野公園竹ノ臺を第一會場に、不忍池畔を第二會場となし本館約五千坪、外に多數の特設館を設け第一部飲食品工業第二部紡織工業、第三部化學工業、第四部機械工業、第五部電氣工業及第六部一般製作工業に分類し、三月二十四日より五月二十七日迄約二ケ月間の會期により開會せられたのである。

當局が東京商業會議所より交涉を受けたのは昨年十一月の初で、之より種々折衝を重ねて愈々刑務所製作品として出品陳列することになつた。然し乍ら既に申込に時日を餘すこと僅かであつた爲指定刑務所をして製作品目を自由に選擇せしめる暇なく品目を指定し出品方を勸誘したのであつた。然るに幸にも本計劃は圓滑に進行し豫定の出品を見るに至つた。

斯くして集つた製品は、孰れも多大の努力が拂はれて居ることは一目で認め得る程に其の設計、仕上に從來の品評會に於けるより遙かに優秀なもの計りであつた。

如何に、過去一年間に於て驚く可き躍進を其の製作技術の上に爲したかを知るに充分であつた。而して社會に進出する製品であるので尙ほ念を入れ專門家を聘して鑑別を乞ひ取捨てをして之を出品することに決定した。

刑務所製作品は第一會場西二號館（約二百坪）に陳列することになり館内樞要の場所に陳列棚五小間と正面土間七坪とを割當てられた。それで土間には日本間、庭園、及び西洋室のセットを造り、西洋室には小菅の椅子、卓子、隔棚、花臺、名古屋の書棚、書机、椅子、巢鴨の角火鉢（火鉢臺附）ランプスタンド、豐多摩のクッションを組合せ應接兼書齋風に陳列した。

庭園は西洋室と日本間との中間に造り措花を植え、西洋室よりはカーテンを粧つた窓より、又日本間よりは丸窓を通して見える樣にし此の内に巢鴨の自轉車を陳列した。

又日本間には小菅の疊、巢鴨の襖を配し、之に巢鴨の總桐簞笥札幌の座机、飾棚、秋田の杉製煙草盆、豐多摩の長火鉢、角火鉢、座蒲團を陳列した。

此西洋間、庭園、日本間は正面であつて其のセットの上には漆喰塗のパラペットが立ち金文字で刑務所製作品と云ふ立派な額が揭げられた。

其の側面には巢鴨の藤椅子卓子、熊本の藁製品、横濱の石鹼、及び靜岡の和洋紙を竝べた。

これ丈を土間七坪に建てたセット内に可なりの苦心を拂つて飾付けをしたのである。

次に陳列棚五小間に金澤、沖繩の漆器、前橋、長野の玩具、巢鴨、大阪、三池の金屬製品、小菅のトランク、

矯正図書館

小菅、豊多摩、巣鴨及び名古屋の靴を陳列し、是等の裝飾、陳列方法等も他に劣らない程度にすることが出來た。それから出品物の外工場寫眞、統計圖表等を揭げ、パンフレツト類を配布して刑務所作業を紹介する助けとした、又此の機を利用して、釋放者保護に關するパンフレツトを以て該事業を一般に紹介したのである。

この陳列の完成は勿論刑務協會の後援の御蔭であるが、出品代表たる巣鴨刑務所係員の揮身的努力による賜と云ふも過言でない。

（四）

博覽會は三月二十四日より開會せられたが、本出品場の雜踏は甚だしく、非常に衆人の注意を惹いた。殊に出品の賣約を開始した當日の如きは、開場前より押し掛け、入場を開始するや多數の群衆は雪崩を打つて流れ込み、博覽會賣約係員を狼狽せしめた程であり、又本出品と同樣のものが求め度いと相談を持ち込むものが多數あつた、例へば名古屋刑務所出品の書棚、机等の如きは、三、四組も註文があつた程で多數の觀覽者に對し好感を與へることに成功した次第である。

その後も係員が特に此の點に就て注意して居たのであるが惡評を耳にしたことはなかつた。又民間製作業者側よりの問題も惹起せず至極順調に全會期を終ることを得た。

斯く從來の例を破つて社會に進出した刑務作業は、廣く一般人士に認められ所期の目的を達したことを信じ得るのであるが、其の上にも一層赫かしき成果を結び得たことは出品審査の結果四點の入選である。

本博覽會は、從來傳統的の例を破つて、賞牌は國產優良賞及有功賞の二種とし、從來行はれて居る多數の階級的賞級と情實的濫賞の弊を捨て、審査の嚴正を期したのである。

而して國產優良賞は主として輸出向製品に與へ、有功賞は内國需要品に與ふることにした。今茲に授賞成績を拔率して見ると左表の通りである。

部別	出品者數	出品點數	授賞數	出品者ニ對スル授賞率	出品點數ニ對スル授賞率
第一部飲食品工業	二、二三〇	三、五五七	一、〇二〇	四五・七%	二八・七%
第二部紡織工業	二、八四四	一〇、〇〇八	一、一一三	三九・一〃	一一・一〃
第三部化學工業	一、三一〇	一四、一八七	五一四	三九・二〃	三・六〃
第四部機械工業	四九〇	四、五四一	二七四	五五・九〃	六・〇〃
第五部電氣工業	一六九	一、二九九	八六	五〇・九〃	五・一〃
第六部一般製作工業	三、〇四七	二六、四二五	一、一二七	三七・〇〃	四・三〃
合計	一〇、〇九〇	六〇、〇一七	四、一三四	四一・〇〃	六・九〃

而して刑務所出品物は其の大部分が第六部に屬するのであるが、前記表により授賞率は、此の一般製作工業が最も嚴選であつたことを想像するに難くない。

此の部に於て刑務所製作品は左の四點に有功賞牌を與へられたのであつた。

部類別	品目	出品刑務所
第六部七八類	總桐簞笥	巣鴨刑務所
第六部七九類	花蘁（漆器）	金澤刑務所
第六部七九類	恭笥（漆器）	沖繩刑務所
第六部八七類	編上靴	小菅刑務所

今本入選の出品の所屬類別の成績を鑑ると左の通りである。

類別	出品人員	出品點數	授賞數	出品者ニ對スル授賞率	出品點數ニ對スル授賞率
七八	一八四	六三一	六六	三六・七%	一〇・五%
七九	三〇七	一、四七八	一一七	三八・一〃	七・九〃
八七	四九三	三、〇〇三	一九四	三九・四〃	六・四〃
其他略	—	—	—	—	—
計	三、〇四七	二六、四二五	一、一二七	三七・一〃	—

斯樣に多數の入選を得たことは、吾刑務作業の上に一道の光明を投げかけ、吾人の進む道を拓き今後益々努力し斯業の爲めに盡すべきを教へられたものである。而して吾人は刑務作業が相當の進歩發展を爲しつゝあり、年

々其の技倆が格段の進境を示して來たことを認め得るが、果して社會工業に比較して如何なる程度に進歩して居るであろうかと、常に何等かの機會に比較したいと思つて居たのであつた。然るに計らずも今回の企てによりその目的を達し、併も斯くの如き成績を得たことは斯業の上に喜ばしきことゝ思ふのである。

然し之で滿足することは出來ぬのである。何となれば今回の如く精選に精選を重ね且其の一局部の製品を以て之が入賞したからとて、之を以て全般を推することは許さぬのである。即刑務作業は其の先頭が漸く市販賞品に伍し得る程度に到達したものと見得べきもので、其の大部分が尙ほ後方にあることを惟へば玆に益々奮勵努力するの要があると思ふ。

此の意味からして、今回の成績は各所に有力なる刺戟となり、刑務作業の價値を批判する重要なる指針となつたのである。

要するに今回の博覽會の出品により內は作業の奬勵に資し、外は作業の紹介に役立ち、之によりて受くる影響に大なるのもがあつた次第である。

（五）

次に東京博覽會に於て今一つ特筆すべきことは刑務所製作品紹介デーの開催にある。

即ち博覽會當局は其の最初の計劃に於て賣店を多數設置するの場所を持つて居なかつた。然るに豫想以上大多數の即賣店を申込まれ、其の處置に窮し、第二會場（不忍池畔）本館內に報知新聞後援の下に優良國產即賣市なるものを企劃し、三日間を週期として種々の製品を交互に即賣し、化粧品デー、鏤詰デー或は洋服デー等々と目先を變へ顧客を迎へ樣と云ふ名策を案したのであつた。

而て吾刑務所製作品に就ても之を勸誘して來たのであるが當局としては特に考慮すべきものとして一應之を辭退したのであつた。

即ち刑務所製作品を博覽會に出品し之を賣約すること既に社會へ對して非常なる進出である。其の上一日たらば兎も角、三日間即賣會を行ふことは第一回の企劃としては餘りに躍進し過ぎるものであつて他の關係も考慮するの要ありとの理由であつた。

然し乍ら博覽會當局の熱心なる勸誘と、愼重なる熟慮の結果、刑務所製作品紹介デーの名の下に五月五、六、七日の三日間即賣市を開催することになつた。

顧ふに當初の目的、即ち刑務作業の紹介を期する爲本館に出品したる以上、之が徹底を期することは當然のことであり、其の方法としては本即賣市を利用するに若くはないのである。即ち大衆に製作品を觀覽せしめるのも一方法であるが、又之を日常試用せしめることは、より以上の効果を擧げ得べく、之により社會が少しでも多く刑務作業を理解し、前に述べたるが如く、刑務所を社會に近接せしめることによつて釋放者に對する偏見を緩和し、社會の理解、延いては行刑の効果をより全からしめることを得れば多少の非難は意に解しない處と信ずるものである。

要するに、刑務作業の紹介を目的とし、本館出品の効果を一層之により助長せしめることになつたのである。

（六）

今即賣會の大要を玆に御知らせしやうと思ふ、即賣會場は第二會場本館中央部約八十八坪を劃し多數の陳列臺を配置し即賣に便にし之を博覽會は提供し、即賣出品者には三日間を一期として申込みをなし、當日は一切の經營をなすのである。之れに應じ申込みを爲したる者には官廳あり、組合あり、又一個商人あり、團體ありと云ふ風に、又種類としては子供服、化粧品、玩具、呉服太物、籠、陶磁器、靴、西川製品、蚊帳、鏤詰、食料品等と云ふ風に多數に上つた。

この內に刑務所製作品紹介デーは多大の成功を收め能く紹介目的を達したのであつた。

即ち玆に、即賣市に充てられたる會場は八十八坪もあるので少許の製品にては、從來の品評會による經驗で、到底一日をも支へ得べしとも見えなかつたのである。

之れが爲、殆んと全國刑務所に向つて動員令は下り即賣品を取り寄せることゝなつたが、幸にこの擧に贊同せられ製品の集まるもの實に二萬餘點に達したのであつた。

製品の種類は木工製品、紙類、石鹼、桶類、玩具、金屬製品、靴、トランク、柳行李製品、子供服、ワイシャツ、反物類、食料品竹細工、籐製品、石燈籠等で、其の當日は出品代表として巢鴨刑務所を幹部とし、行刑局、刑務協會よりも、十數名が應援し、又小菅、豐多摩、橫濱、千葉、靜岡、及び川越よりは夫れ〳〵係員を派遣して之に當つた。

斯くの如く大掛りな即賣會は恐らく空前絶後とも云ふべきもので係員の數、實に四十餘名の多きを要したのであつた。然るに開場と同時に購買者は豫想以上に雪崩れ込み非常の混雜を呈し、係員を狼狽せしめた、そして午前中に目星しい製作品主として指定類の大物は賣れて仕舞つた。松山の花籠、前橋、長野、大阪の玩具は間斷なく賣れ行き、倉庫よりの補充も困難な程であつた。

第二日は前日の經驗により、充分の補充品を倉庫に用意し補給の圓滑々期した。第二、第三日に進むに從ひ漸時大物の製品はなくなり、從つて客足も比例して減つて來たが會場の雜踏は依然として續き係員は三日共に晝食、休息の時間は殆んどない程であつた。

斯く非常の盛況の裡に刑務所製作品即賣市は終つたのであるが其の賣上高は驚くべし約一萬二千圓に達し第一日は約其の半分を占めて居たのである。

偖て、この即賣市が社會に對して如何なる反響を呈したかを靜かに觀察して見たが、社會人士に刑務所製作品として好感こそ與へたれ決して惡感情を持たしめなかつた以外、本館出品物及從來行ひ來つた品評會は可成り偉

刑政第41巻第8号
矯正図書館

大なる紹介力を特つて居たことが判明した次第である。

斯く民衆が吾刑務所製品に親しみを以て之を迎へて呉れる様になつて來たことは刑務作業の上に慶賀すべきことで、殊に今回の企劃の上にも相當考慮せられ且從來巷間に傳へられて居た民業壓迫などの響きは更に之を認めず寧ろ刑罰の報復感念を緩和し行刑に對する世人の迷蒙を啓發する上に於て最良の結果を收め得たことを認め得るのである。

然し乍ら斯る企は頻々として行ふべきものにあらず相當の間隔を置き場所と時日とを換へ、一方に偏しない様に注意すべきことゝ思ふ。

東京博覽會に於ける刑務作業の活動は以上で其の概略を述べ終つたのであるが今後來るべき京都大博覽會に於ても刑務所作業の紹介を行ふべき手筈となつて居り、之又出品刑務所は名古屋以西を主として東京博と其の趣を更ふる計劃であるから玆に又京都特有の考案が廻らされることゝ思ふ。

（七）

次に京都博出品に關し少し述べて見やう、大禮紀念京都大博覽會は京都市の主催に係り敷地十一万坪、建物二万四千坪を以て千歳一遇の大典を紀念し新世に於ける產業の進展に貢獻する所あらしめようとして計劃せられたのである。

會期は昭和三年九月二十日より十二月二十五日迄向ふ約三ケ月に渉り大規模なる博覽會である。

この京都博の出品申込期日迄には相當の餘裕があつたから當局は名古屋以西の刑務所に出品方を勸誘した處孰れも多數の出品を希望して來た。東京博の時は申込時日切迫の爲め品目の指定をやつて急場を救つたのであつたが今回の出品物に就ては、充分の期間があつたから、刑務所の自由撰擇に委せ各所の企劃を鄭重することにした。其の結果非常の多數に上つたので、嘗ての品評會の成績及出品物の組合せ等に依り斟酌して本館出品物を取捨し他は即賣會出品に廻すことにしたのである。

然し机上の撰定には危險を伴ふので實物到着の上、尙專門家の鑑査に依り嚴選し出品陳列の豫定であるから京都博出品物にも他を凌く傑作が現はれることゝ思ふ。

而して京都博出品陳列等一切の事務は、出品代表刑務所として京都刑務所の手に委してあるので、之又東京博に於て見得ざる獨創的の手段が講ぜられることゝ豫期して居るものである。

要するに、刑務所製作品を社會に進出せしめる意味に於て企劃せられこの京都博覽會出品は、其の主旨である刑務作業の紹介と云ふ重大任務を沒却しない方法で且つ社會問題を惹起しない程度に於て今秋の大典を紀念するに相應しい考案を採つて行きたいものである。（完）

刑務所造園の主張とそれの收容者に及ぼす心的影響

市谷 坂本金吾

余りにも刺戟的な物質生活に身心の疲勞を來せる現代人殊に都會人が反動的に自然の美妙に其の慰籍を求めんと欲するに至つた事は當然の歸結である。

此處に於いて造園學なる新興學術は時代的使命を帶び吾々人類の生活幸福の爲めに其の研究を急ぎつゝあるのである。

而して造園の主要目的が休養、慰安、敎化等人類の精神的情操の涵養に基く事を認むるに於て延いて吾人は刑務所と造園の効果的關係を考へざるを得ないのである。

勿論其の處遇に制限あるべき刑務所に全々社會的要素に立脚した造園を期待するは一見甚しき矛盾かの様であるが造園の本質を研究するに於ては其の自然敎化力、及び慰安力の如何に深く刑務所と關係あるかを認めざるを得ないのである。げに自然の敎化力は無言にして偉大であり自然と人生のよりよき融合!! 其處に生きた精神敎育が生れ愛の泉が湧くのではあるまいか?。

然も永劫より永劫迄吾々に慈と力と靈感とを與へてくれる自然美の點景として、織り交ぜられたる植物の美は何人と云へども如何にして、之に對して無關心で居られよう。

造園の眞諦は吾人の精神生活上に於ける眞と善と美の三要素にある其の精神的美が社會生活の必須な重點となるものなれば此の造園の根本意義を以つて敎化を扶け之に造園材料たる草木、苗木の栽培に依る經濟上の利得、加ふるに植栽樹木の同化作用及び塵埃防止の有機的な衛生効果等が刑務所造園主張の主眼である。

然るに刑務所造園の語は世界を通じて新しく其の最初とも云ふ可きものは米國カンサスシテーの刑務所及びデトロイトの二刑務所である。

デトロイトはカンサスシテーのジェーオー、オッツマン氏の計劃に基くもので長さ三哩幅三哩四分の一、面積八百三十エーカの大規模のもので農作物を造園的に栽培しそれにより精神敎化の資となして居る様である。

此の外歐米の刑務所には多少の園藝施設はなされて居るが囚人の心理に基礎を置く特殊な刑務所獨自の造園は未だ見聞しない。

我國に於いても從來其の實施の例を見ずむしろ生存せる植物さへ除却した非情操的な治獄の歷史すら有する位

であつたが現今時代の思潮に應じ收容者の處遇も大に改善を施され幾分の社會的色彩を帶びる迄に至つたのである

此の期に會し市ヶ谷刑務所に於いては大典記念に小規模ながら運動場の造園化を計劃し月餘にして竣工を見るに至つた。

次に刑務所造園の目的とする諸事を端的に記述せば

A、收容者に對する効果

一、情操敎化　因果律の宗敎觀念及び草花學の生産に伴ふ精神の自然純化を含む

二、慰　安

(イ)植物の自然色に依り精神の洗滌を生氣に導く

(ロ)自然の溫情的感情美（草花の如き）に依る溫愛の精神への導き

(ハ)焦慮煩悶期中の收容者（主として未決囚）に處するに妙なる自然の色彩と委形植物の他の事物との照合の美に依る靈感は彼等をして宗敎的安靜の境へ導く

(ニ)心理的效果　色彩に變化なく冷く陰險な色彩のみに視覺を滿すは彼等の精神を自ら凶暴になす因なれば變化ある宇宙の自然色を表象せる植物の美は單調の苦惱を癒す

B、職員に對する効果

一、慰安休養

二、能率增進

三、職業意識の社會的融合

C、經濟上の効果　非生產的な刑務所に人の心を溫順に導く草花の培養は生產的にもたり實に刑務所の作業として好適である。

更に刑務所造園設計上の要領事項を記せば、

一、各刑務所の種別に依り大体方針を異にする

二、平面的で極端な複雜を避ける事

三、造園の根本要件を具考し殊に周圍の事物に注意する事（光線、風の方向を含む）

四、總じて明るく活氣ある造園なる事

五、極端な刺戟を來す色香の花弁花木を避ける事

六、食用果實を結實する花木を植へない事

七、戒護上深き茂みの植込及び視野を極端に防ける植栽方を排する事

八、塀近く逃走の具に可能なる植木建造物を接せざる事

九、草花苗木の培養と築造さる可き造園に連絡ある事

十、反則的行爲の材料になる金物の如き危險物を使用せざる事

此の外種々の條件あるも余り詳細になる故之を省く。

以上を以つて刑務所と造園の効果的關係と設計上の要領を不備ながら述べ來たが次に草花の刑務所收容者に及す精神的影響と注意事項を極簡單に私見として言及する。

草花の平和なる溫情感が家庭の平和、自然への追想を完らしむる事は吾人の齊しく認むる處であり更に草花の飛花落葉の情趣は宗敎的で宇宙の事物の因果を無言の中に語るものである。されば拘禁生活の無聊寂莫の念に惱む彼等の大多數が制限された草花を見ての感情的動きは普通人のそれ以上なる事は彼等の環境を心して見るに於いてよく是認される。

然るに一般社會人は彼等には先天的に自然を愛するが如き情操の念は絶無かの如く考へ居るのが普通多數ではなかろうか。

之は余りに表面的思考であり余にも彼等の心的生活を無視した考へ方かと吾人は思ふ、最も感覺的生活中味覺に飢へた彼等に花と團子を同時に與へるに於ては情緒的感情に先だち味覺の慾念がまづ擡頭する事は花より團子の裡に見る如く明な自然である。故に斯の如きを以つて彼等を自然を愛する情操の欠亡者とは云へないであらう

又感覺的通性を有する彼等が刺戟色に飢へたる反動的心理から花を喜ぶにしても靜的な花よりも動的な妖艶の花を愛するはけだし無理からぬ事である。

最後に忘れてならぬ事は彼等の心的作用のデリケートにして複雜であり極めて感動的なる點である。一口に刑務所收容者の心理と云つても未決囚、死刑囚、無期囚、女囚、病囚、等その心理狀態の變異は概して著しく草花に對する觀念、精神への反映も自ら多少の異點あるは明である。即ち同じ慰籍を喜ぶの念で花を愛するにしても死を目前に控へた死刑囚のそれと病囚、女囚、有期囚、のそれは各々心理的相違に依る觀念の異りがある可きは當然の事である。

死刑囚の花を喜ぶの念が宗敎的美情と見るならば病囚の花に接しての喜情は肉より離れた感情美への憧れでもあらうし、又女囚のそれは母性愛の發露と女らしき優情の反面に虛榮的心念とも觀られ一般有期囚と共に社會及び家族への聊想とも考へられる。

以上の如く花に對する見解も之を微細に考究するに於いては各々違變を認むるものなれば各、收容者の心理に照し花の色、形等を選び有機的利用法を講じて其の敎化的効果を計る可きである。

尙花を用ひての敎化慰籍を滿足せんには個々花のエピソートを知らしむ可きは勿論挿入の切花にして花の藝術的生命を偲ばせ切花をより生命あらしむる爲めには生花の知識も常備の必要に迄立ち至る可きではなからうか。

（六月二十七日記）

矯正図書館

新坊ちゃん物語（七）

漫談は散歩と同じで腹へらし……人事通の萬年部長……TはSの次席なり……出世の術を心得てる不出世もの……つるの種類……寺小屋松王のなげき……休憩所のヨタリスト

春日鹿二

坊ちゃんの分際で大分、憎まれ口をたゝいて來たが、これで根が正直者で、恐しくまじめな性分なのだから、見たところをそのまゝ書くだけのこと、又しひて惡口にして書いてゐるのでなく、これでもずいぶんと遠慮して話してゐるのだ。

「つれ〳〵草」の兼好法師は、默つてゐては、ますます腹がふくれてしやうがないから、腹へらしに、云ひたいヿを云つてしまふのだと云つてゐるが、して見ると、まんだんなどと云ふものは、散歩といつしよで、腹へらしには、もつて來いのものらしい。しかし吾輩なんかは、實は自慢ではないが腹が一ぱいになるほど、ものがいたゞけないほどの扇風情なんだから、この上、無駄口をたゝいて、腹へらしをしては、腹がへり過ぎて、倒れるかもしれないと心配して見たが、元來がおしやべりの吾輩としては、喋りつゞけても大して健康をそこなうほどのことはない現にこの頃出だして來た蟬の野郎などは、露をすつて日んなかじい〳〵わめいてゐても、平氣らしいところを見ると、吾輩のなかまも可なりあると云ふものだ。

西洋人つて奴は、何ごとも理窟づくめの生活をするもので、食後には菓物を食ふ、そしてうんとしやべる、音樂をやると云ふ風たが、日本人でも近ごろの先生たちは、食後の休憩時間を利用して、煙でもふかしながら、いろ〳〵とかう噂ばなしをする。

「〇〇のYは僕の下でつかつてゐたんだが、もう看守長になつてしまつたよ」

と一人が云へば、

「だつて僕なんか萬年部長の口でもう十何年もやつてるんだからな、その間には大概の奴は追ひ拔いてゆくよ」

とさとつたことを云ふ、それで當

人は、氣はたしかなのである、われわれの仲間では、それ相當に連絡機關があつて、情報の交換をしてゐるから、大概のことは早く知れるが、それでもまとまつて知るのは、やはり協會から出てゐる「刑政」である。これがやつて來ると、まづ「叙任辭令」がひろげられる、そして一いき人事問題に花が咲く、もつとも、今度の局長はどうだの、あの書記官は檢事になりさうだなどと云ふ中央のことはわからないせいでもあり、そこまでは手が出せないが、大体看守長を主とする人事異動には、すこぶる興味があると見えて、ずいぶんと通をふりまはしたり、時には口角泡をとばして論じ合ふ場合がある。

文書の部屋でも、さかんにこいつが論じられて、片すみにだまつてきいてゐるとずいぶん面白い。

うちの古参部長でMと云ふ先生などは、本省の人事係ほど、くはしいもので、誰は何年だ、席次はどうだと生字引ほどの記憶力をもつてゐる、もつともかう云つた先生に限つて、御當人は、一向に、人事異動しない方で、いつも定著してゐる、定著してゐるからこそ、人のヿがわかるのかも知れないが、この點は實にエライものである。

「TはSよりは下だのに、どうしてあゝ早く上つてゆくか不思議だ」

なんて云ふことがあるが、吾輩の承知してゐるところでも、ABCはS――Tと云ふ順序でTはSの次であるから、不思議がるのも無理はないと云ふものだ。

この人事會議は云つて見ると、かみさん達の井戸端會議と同じやうなもので、大がいの場合、會議列席者は自分のことは何う思つてるかしらないが、すつかり棚へ上げておいての話なんだ。でそんないろんな昇格方法を承知してゐたり、出世の道を心得てゐるのなら、ガヤ〳〵云つてる間に、自分でなつたらよささうなものだが、そこへゆくと馬鹿に遠慮ぶかくつて、「僕なんかは」と來る。そして誰は何うだ、彼は何うだと詮議してゐる。

◇

昔から「官海游泳術」などと云ふのがある、これで役人は非常に苦勞するものらしい。游泳のへたな連中は、いくら出來る男でも、いつまでも浮び上らぬと云ふのだ、また「芋づる」と云ふことがある、むつかしく云ふと閥つて奴だ、これには郷里を同じうするの閥、長閥、薩閥なんてよく聞く奴だ、それから妻君閥すなはち閨閥つて奴、これも可なりあるものらしい、もつとも「つる」と云へば「つながり」だから、なんと

か因縁をつけなければつながれないわけなんだ。

われ〳〵の世界には、この「つる」がどんな風に張つてあるものか、それは僕なんかにはわからぬ、が人はなんとか云つてゐる。

「寺小屋」の松王ぢやないが、宮づとめするつらさは、よく先輩から聞いてゐる。よ程の圓滿家でない限り、この圓滿游泳は出來ないらしい。

戒護の休憩室などにゆくと、よくやつてゐる。

「Cが任官して○○に行つたさうだ」

「あそこは今誰だね、所長さんは？」

「なに所長さんのせいぢやないんだよ、あれとあれとがね」

なんて小聲で「至急親展」をやる

◇

浮草稼業の隨一は良二千石であるが、內閣がかわる毎にこれが動く、しかし時には、その詮衡方針にふつたのがあつて

「あいつは、今日は彼岸に、明日はこちらが、いつも欠席してしまうとか、盆が來やうが、正月が來やうが、見舞狀一つ出さぬとかぢや、圈外に除外されても致方がないだらう。それぢや第一、發見される機會がありはしない。是が適當な宣傳だからな、とある先輩が敎へて呉れた。

吾輩も時々は休憩所へ與太りに行く、そして時には聞きかじりの「情報」のうけ賣りをしてやる、とみんな感心して聞いてゐる。

いつかも、東京の練習所歸りの怪氣焰と「歸朝談」はみんなの奴に交代時間を忘れさせたほどだつた。

「本省のあの人は、實は○○博士の後繼者でね、學問はあるし、思想は新らしいし、若いから開けたものでね、うちの大將などとの調子で行かうものなら、めんくらふぜ」

なんて調子で鴻談るのだから、たまらない、皆は其次を催促するんだ。

ねばならぬ、歡迎會があらうが、送別會があらうが、いつも欠席してしまうとか、盆が來やうが、正月が來やうが、見舞狀一つ出さぬとかぢや、圈外に除外されても致方がないだらう。それぢや第一、發見される機會がありはしない。是が適當な宣傳だからな、とある先輩が敎へて呉れた。

吾輩も時々は休憩所へ與太りに行く、そして時には聞きかじりの「情報」のうけ賣りをしてやる、とみんな感心して聞いてゐる。

いつかも、東京の練習所歸りの怪氣焰と「歸朝談」はみんなの奴に交代時間を忘れさせたほどだつた。

「本省のあの人は、實は○○博士の後繼者でね、學問はあるし、思想は新らしいし、若いから開けたものでね、うちの大將などとの調子で行かうものなら、めんくらふぜ」

なんて調子で鴻談るのだから、たまらない、皆は其次を催促するんだ。

常識講座

近代社會思想の梗概

（五）

▲コンミユニズム▼

（下）

共產主義が實現すれば國家は自らなくなる。その理想を實現するために、無產者が獨裁政治を行はねばならぬ、而て現在は、新しい時代をうみつゝある—人類が最後の奴隸的形式—資本家及賃金奴隸を拋棄し自己の解放を試みることによつて、眞の自由の光に接しうる第一期にふみ込んでゐるのであるが、他面に於て、資本主義は、資本を獨占する階段即ち帝國主義に達してゐる、而てこの帝國主義は、彼等に云はせると、そのために、生產及資本が非常に高い程度に集積しそれが一部の特權を有するもの〳〵獨占に歸し、その特權階級によつて社會の經濟が決定されてゐる。一資本家の破產は、忽ち多くの人間の破產を來すと共に經濟的な危機を導くのである。

次に銀行資本と產業資本とが融合して、新しく金融資本が產れ、そこに當然金融寡頭政治が出來てくる。現在の政治家は、必ずしも、資本家ではないが、その政治家によつて行はれる政治は、ブルジョアのための政治であり、而て、これを實質的に動かすところのものは、金權政治であると云ふ、

第三に、資本の輸出が特徵となつて來て、初期に於ける資本主義が、商品の輸出が主となつてゐたのに對し、この帝國主義は、資本そのものを輸出する、ために、植民地へ對する政策、準植民地への對策が變つてくる、

第四に、國家間の勢力が均衡を失ふと、戰爭といふ危機を孕み乍ら 資本家たちは、自己の利益を擁護するために國際的な團結をする。さうして世界の原料產地や販路を分割する。だが、それは、再分割の可能を勿論前提としたものである 何等それをのぞいてゐるものではない。

第五に、爛熟期——若くば、一の階段としての帝國主義時代に於ては、資本家の間にうまく介在して、寄生してゐるものがある。即ち「利子」といふものでくつてゐる國民がそれである。

第六に、資本家は、聯盟をし乍ら、やはり自由な競爭をなし又、國家間に於てもお互に競爭をなしてゐる。

とにかく、帝國主義は、今でこそ影をやゝひそめたけれども、あの大戰は、如實に之を、暴露したものでもつた。而てそれは、ます〳〵、自覺した無產階級の人たちの反抗をそゝつたのであつた。

たとへ、一時は、勞働貴族なるものが出現して、資本主義と妥協したとは云へ、その後に來るところの資本主義の弊害は、ます〳〵と、その危險性と、不利益とを將來

に、みせつけたのである。

而て、不景氣に伴ふ現實の不安はます〳〵資本的制度に對する反逆を伴ふと共に、その批判を自ら試みるに至つた。ことにかの獨逸の帝國主義に對する反感とサウエートの擡頭は、從來の國家政策に對し、一のエポック的考へを民衆に抱かせることとなつたのである。かくて、この帝國主義は、崩壊しつゝあるところの、死滅しつゝあるところの、資本主義だと、稱せられてゐるのである。而てその實際的なその倒壞力として、次の三つを主なるものとしてあげることが出來る。

1. 國際的プロレタリアートの階級成熟

第二インターナショナル、第三インターナショナルなどがこれであつて、階級意識の發達と經濟的切迫その他の理由によつて、だん〳〵と無產者は、資本主義を共同の敵として聯盟を組織してゆくのである。

2. 單に都市の勞働者のみが、資本主義に反對するばかりでなく小作農民などの貧農が、次第に無產者の運動に同盟をする樣になつてくる、即ち全無產者が共同戰線をはつて、資本家に向ふことゝなる。

3. 植民地、半植民地の被壓迫大衆は、民族的獨立の旗幟のもとに結集して、國際的なプロレタリアートの運動に合流してくる。

民族問題

所謂民族問題といふものは、ふるくから存在し、新しくおこつたものではないが、その所謂民族の問題は、文明人についてゞあつて、征服された樣な壓迫民族のそれではなかつた。

それをレーニンは、被支配者、被搾取者として扱ひ白色人種、と黃色人種、文明人と非文明人との差別を撤廢して考へ、而てこれを植民の問題と密接なる關係のもとにおいた。卽ち、民族問題は、單獨な民族自身の問題でなくして世界的某準の上に於て處理をつけたのである。而て更に從來は民族の自決權といふことは、文明國家の補導、支配者のもとにおける自治する權利などと混同されてゐたが、レーニンは、その虛僞を否定し、民族自決權なるものは、支配されてゐる範圍における權利の問題や利益の問題でなくして、隷屬國や植民地の被壓迫大衆の完全なる分離の權利であり、獨立して國家を樹立する權利であるとなした。

換言すると、その壓迫されてゐる植民地や隷屬してゐる民族が、その支配する國家からはなれて、獨立し反逆する權利なのである。(朝鮮の思想的獨立運動を考慮)かくて、民族問題は、世界の無產階級の解放運動の一として意義を有し、そこにのみ完全なる自決權の解決の途が存在する——と共產主義はみてゐるのである。

だから從來の運動は、改良主義的な立場から、一般の問題の一部分として取扱はれ國家對植民地の問題であつたが、今やこれはプロレタリア運動に合流し、その無產者運動は、獨立運動を支持することに定式化されて來たのである。それ故に勿論、植民地の運動もそれが帝國主義の基礎をかためその傾向を帶びてゐるものに對しては、無產者運動と何等の關係もなきことゝなつてゐるのである。

かく、レーニン派が、無產者の解放運動に民族問題を合流させたのには、次の樣な事情がふくまれてゐる。

1. 世界は、少數文化民族と、多數の人類を擁する植民地及び隷屬國の被壓迫被搾取國の二大陣營と岐れた、

2. 植民地及隷屬國は、帝國主義の最も巨大なる後備軍、最も重要な資源地として、存在してゐる。

3. 隷屬國及び植民地の被壓迫民族の反帝國主義的鬪爭は、拘束及び搾取から解放される唯一の途である。

4. 尤も主要な植民地及び隷屬國は、既に民族解放運動に向つて一步をふみ出した。之は必然的に全世界の資本主義の危機を誘致する。

5. 發達した國家における無產階級の運動と、植民地に於ける民族運動とは、共通の敵たる帝國主義に反對する共同戰線へ合流せんことを要求してゐる。

6. 發達した國家に於ける勞働者の勝利と被壓迫民族の帝國主義的拘束からの解放とは××的共同戰線の組織保全がなくては不可能である。

7. 被壓迫民族の解放運動に對し壓迫民族のプロレタリアの直接の全力的な援助を與へることなくしては、同運動の××的共同戰線の樹立は不可能である。

8. この援助は、民族の獨立國家的存在權を主張し、擁護しつゝ實行するにある。

9. この實行をなくしては、單一の世界經濟における諸民族の統一と綜合とを實現することは不可能である。その單一の世界經濟こそ社會主義の勝利の物質的基礎を構成する。

10 之は自由意志的結合であり。諸國民の相互の信任と、同胞的關係の上に築かれる。

次に農民問題としても、レーニンは、全的の無產者解放といふ一般的の問題として取扱つてゐる。

サヴエートの組織

さて、歷史上眞の自由の光に接し得る解放運動の第一期は、無產階級の獨裁となつて現はれてくるがこの獨裁はブルジヨアBoulgeois の獨裁に對する無產階級のデモクラシー Democracy で前者が、階級對立といふ事實を隱すために「地方代表」を基礎としてゐるのに對し、無產者獨裁は、階級的對立の事實に對する產業的代表を以て政治的な基本要素としてゐる。サヴエートの組織は、實にこの選擧區による選擧に對して產業による選擧を以て其特質としてゐる。

先づ村落と都市とには、農民、勞働者、又は勞工兵によつて選擧せられた代表者を以て組織されたサヴエートがある。

又大都市には、各區にサヴエートがあり獨裁をやつてゐる。

此の地方的のサヴエートの代表が集つたものが全サヴエート大會で、これが社會主義共和の最高權威で之れが、「中央執行委員會」を選擧する、而てそこに選ばれたものからなる「人民委員評議會」が卽政府である。

このサヴエートの組織は、原則として十八歲以上の人民を以てするのであるが自らそこに制約が設けられてゐる。卽ち積極的な規定としては、

1. 有用な生產的な仕事をして生活の資を得てゐるもの又はこれらの人々をしてその職業に從事させるために家庭の仕事をしてゐるもの、それに、あらゆる種類と性質

刑政第41巻第8号
矯正図書館

の勞働者と使用されてゐる人及び私人的利益のために他人を使用しない農民

2. サウエート共和國の陸海軍兵士

3. 以上の二種の市民で、勞働不能になつたものを以て、サウエート組織の基礎とするのである。

この點は、選擧に理解があり恒産恒心をもつものを以て基礎體とするところの資本主義的國家と全然行き方を異にしてゐる。

而て之を消極的にみると、選擧權のないものは次のものである。この選擧權のなきものは、サウエートに於ては、實際に之を葬らねばならぬ種類のものに屬してゐるのである。

一、收益の目的を以て他人を使用するもの

二、自己の勞働から生じない收入で生活するもの

三、商人、代理者、仲買人、等

四、各宗の宗教の僧侶及祭司

五、曾て警察の手先き、使用人、特別警察及秘密探偵を務めたるもの並舊王朝の家族

六、法律上の手續を經て精神異常のあるもの、發狂者個疾を認めたもの

七、破廉恥又は金錢上の犯罪のため法律又は裁判所の判決によつて定められた期間中選擧權を停止せられたるもの

等がそれである。

かくの如き制度と無産市民とによつて選擧されたサウエート共和國の執行委員會の權限は、階段的になつてゐて、

一、次一の上の機關から發した一切の布告を執行すること

二、その地方の教化上、經營上の生活を發達せしむべき一切の適當な施設

三、全ての純地方的な問題を解決すること

四、その地域内に於けるサウエートの一切の行動の統一である。

この組織はたゞ選擧方法を異にするのみで、大して他の自治體や現在の國家の組織とちがひがない樣であるが、決定的な細胞組織となつて居り、布告、命令がつねに絶對的なものとして嚴肅に行はれてゆく樣になつてゐる。

勞働組合に就て

選擧制が産業を中心とした區別法による如く、サウエートにおける勞働組合は、職業別から産業別となり「工業委員運動」となつてあらはれてゐる。これは、明かに、英か佛の組合主義と相反するものであり、こゝに共産主義の特徴の一を見出すことも出來る。

而て第二革命によつて、ロシアの政權は、確實に、勞働者と農民の手に歸し一九一七年には二百萬人だつた組合が一九一八年の十一月には二百五十萬翌年二月には三百萬一九二〇年八月には五百二十萬人を擁するまでに大發展をつゞけた。

この工場勞働者の組合は、大小の工場を單位として工場委員會を組織し、同一種の産業に屬するこれらの工場委員に大小の地方を單位とする支部組合を組織しこれらの支部が合して全國にわたる一産業全體の全サウエート組合を形成するのである。

而てかくの如き組織で出來た全サウエートの二十五の組合は更に全ロシア勞働組合大會によつて全勞働階級的に集中せられるのである。

大會は、全サウエート中央委員會を選擧し、大會から大會に到る期間は、この中央委員會が最高機關となり「しかも官僚主義によらずデモクラシイ即ち民衆的に成立」してゐるのである。

かのモスクワの元貴族會館の華麗極まる

建物はこの勞働組合の本部となつて、名をいまは改められて「勞働館」とよばれ、勞働者によつて管理されると共にサウエートの仕事がなされてゐるのである。

即ち、各國の勞働組合は、資本家に對する勞働者の團結であり、戰鬪機關であり、將來に於て、現在の資本主義制度の生産組織に代ふべき新しき生産組織そのものゝ萠芽を發達せしめつゝあるに對し、サウエートの組合は、戰鬪機關でなくして、新しい經濟組織の一部分となり、その主要な部分となつてゐる。もとより完成はしてゐないし、實情は、かなり混亂してゐる樣であるが、その主なる職分が、組合として行動をしてゐると共に、その代表者は、政府の諸機關を構成し、この政治機關を通して行動し、産業を管理し、一切の勞働條件を決定してゐるのである。

次にサウエートの教育は、デモクラシイを標榜して命令と服從とを排除して、地方民と教育者と、被教育者の合制になつてゐる。新しい勞農政府を確實に樹立するためには、この未來ある少年青年をこの主義によつて教育することはかくことの出來ない必要方法である。從つて、サウエートに於ては、これには不斷の努力をはらひ共産主義教育を施してゐるのである。

こゝに共産主義國家の新しい基礎的確立がある、從つて、一應は、資本主義の搾取的手段であり方法であるとしてすてた合言葉も、再び新しき主義のために拾ひ戻されて來た。彼等は、叫ぶ、

「精算を確實にせよ、精實に計算をせよ、而て經濟的に仕事をせよ、ことに就業中は、嚴肅な規律を保て」と

これは、かつては、かれらによつて、ブルジョアが搾取し、支配を誤魔化すことに用ひる合言葉だと、けなされてゐたのであつた。然るにブルジョアの倒れた今日には、かれらの合言葉となつた。

之を實行することは、帝國主義によつてこはされたロシアを救濟する唯一の條件である。と同時にサウエートの權力によりその法律により實際生活に實現することは社會主義の確乎たる勝利のためにかく可からざるところのものである」となしてをる、而て社會主義の目的とする處が、單に資本主義を崩壞せしむるにあるのでなく、その資本主義の成就したところのものを基礎として、より以上の生産力を實現しやうとする大衆の自覺運動を必要とするため種々な科學と技術との部門における專門學の指揮を必要とする。

銀行の國有、外國貿易の獨占、國家による貨幣の管理、無産階級に滿足させる課税の採用、義務勞働に關する緊急な經濟上財政上の問題は、計算と管理の組織的になすことによつて解決される。而て之は勞働時間を更に短縮することゝなつてくる之を要約すると、共産主義の確立のためには、實際上左記のことをやらねばならぬとされてゐるのである。

一、鐵の生産、機械の製造、化學工業等物質上の基礎が必要である。

二、民衆の教育と文化の程度向上

三、經濟上の改善には勞働者の規律の向上、熟練の上達勞働能力と强度並組織の發展

四、生産に勞働者を管理させる爲めに、新聞を發行して、經濟問題に民衆の注意を喚起し、之れに對する研究を助ける。

かくて、共産主義即ち勞働大衆による産業管理、政治關與の理想社會を實現することが出來るのである。（赤田生）

刑政第41巻第8号
矯正図書館

本願寺が刑務教誨事業に多大の功勞のあるその陰には、いくたの涙ぐましい先輩諸氏のかくれた努力が拂はれてゐることを知らねばならない。わが河野純孝老師が教誨師の大先輩としていかに至誠一貫苦心受刑者教化の事業の確立に當られたか、せめて我々はその回顧談を傾聽して勞のみ多かりし老師の尊い經歷に合掌したいと思ふ。（編者）

回顧三十有餘年（一）

第一——初めて教誨師たる當時の狀況

河野純孝

緒言

故きを溫ぬるは新しきを知る智識の發展に必要なるは申すまでもなきことであるが、今玆に回顧する余の心想は、そんな有益なことを豫期して居るではない、只回顧そのものに一種の興味を有し之を自ら樂むの意に外ならないのである、而して其回顧の對象とする所のものは、余が多年一身を献げて從事した刑務教誨事業の經過變遷及び發展の事跡であるから、余としては曾遊の地に遊ぶが如く、舊知の友に會ふが如く、將又浦島太郎に摸擬して見るが如く、他人の想像の及ばない感興の生ずるあるを樂むのである。併し其回顧を自分一人の感興の上にのみ留め置かないで、之を玆に記錄して見やうと思ふのは、幾分か人にも見て貰ひたい氣もあるからである、それは恰も上

口が甘黨に酒を勸め、甘黨が酒豪に菓子を强ゆるやうなもので、若し之を差向けたならば迷惑がる人も多いであらうけれども、どんな賣れ行きの惡い雜誌でも一人半の讀み手は必ずあると或る友人から聞いたことがある、その一人とは寄稿者であつて、半人とは印刷所の校正職工であるとのこと、余の此の回顧錄も一人半の讀み手あることは確信して疑はない所である。

由來回顧錄など云ふものは事實その儘のものであるから、野生の草木のやうなもので、樹態も枝振りも人工を加へた盆栽のそれのやうに好くは見えない、記事の上に順序も立たなければ内容に於て體系も見へない。

但この自然生の記錄の中に、僅に教誨の外形内容の變遷、教誨師の志操の高下、教誨師の勤勉の程度、教誨教育に關する制度の沿革、教誨師待遇の進展、教誨師生活の狀態、教誨師所屬宗派の移動、教誨師の教務研究の施設、教誨師の刑餘者保護事業に對する努力、教誨師の社會上に於ける地位等、この自然生の記錄の枝葉の間にチラホラと散見せらるべきことゝなるのであるから、知らず識らずの間に歷史の領域に引き込まるゝかも知れない。尙監獄内の總ての名稱や用語は、時と所とに依つて變つて居る故、之を終始を通じて一樣にすれば分り易いやうであるけれども、變遷の實況を見るには時代の儘、各監獄の言ひ方で書いて置くことが、事跡の眞相が分り易いやうに思ふ。

凡そ史を見るに當つては過去と現在とを混同しないやうにすることが必要である、先づ過現の相違せる時代を觀て而して後に、その時代々々の事跡を眺めて見なければ、所謂故きを溫ねて新しきを知ることは出來るものではないと、史眼を有する人の常に言ふ所であるが、余は今過去を細かに回顧するに當つて益その感を深くするのである、余の此の感は新しきを知らんとして起るのではなく、只回顧上の興味を增さんが爲に感ずるのである。いざ是れから愈浦島太郎を氣取る場面に進むことゝしやう。

初めて教誨師たる當時の狀況

十二三年間の書生生活を打切り一旦歸鄉した余は、在鄉一二年尙故山の風光に親み得ず、明治二十四年の春、再び志を立てゝ鄉關を出で京都に上り、曾て恩顧を受けた先輩岸大悟師に賴つて職を本派本願寺に求め

た、在洛十餘日の後、岸師は監獄の教誨を行つて見てはどうかと言はれた、余は元來本山の事務員たるを希望して居たが、就職を急ぐ場合のことゝて彼れ此れと職務を撰ぶ餘裕を有せず、直に之に應じ同師の推薦に由て大阪監獄に往くことゝ爲り、三月廿八日本山に召び出されて左の辭令書を受領した、

河野純孝

大阪堀川監獄囚徒教誨助勤申付候事

明治廿四年三月廿七日

執行長　大洲鐵然

右辭令書受領の時、富山縣人椎原僧確氏（後に豐田善確と改姓名）亦余と同一の辭令を受け赴任準備に兩三日を費し、同月三十日同氏と共に大阪に下り、大阪監獄主任教誨師たる睪栄教順師を其宿舍に訪問した、同師は監獄教誨に特に熱心に而も其教化に自信力の最も強き人であつて、監獄の教誨に就ては、乃公出ですんば囚人を如何せんと云ふ抱負があるやうな態度であつた、隨つて余等新參者の初對面の挨拶に對しても勝の先で默答するのみで、何事も次席教誨師に就て聞けと指示された、次席には龍野善立氏在り、その次には赤松彰心氏在り、この兩氏より公私に渉り諸般の教示を受けた、是れが即ち教誨師たる練習の第一歩であつた。その宿舍は教誨師のみの下宿を引受けて居る特約の家であつて、主任睪栄師を初め、他の教誨師一同之れに同宿し、教誨上の相談研究、主任教誨師の次席以下に對する指示監督、一に此の宿舍に於て行つたものであるから、恰も私設教務所とでも謂ふべき觀を成して居た、當時の監獄には教誨師室とか教務所とか稱する教誨師の事務室も休憩所も無かつたものであるから、此樣な宿舍が必要であり又教誨師は何れも單身來任して居たものであるから斯る下宿屋がなくてはならぬ事情であつた、但大阪在住の一人のみは、その自坊より通勤して居たゆゑ其人ばかりは例外であつたけれ共、其人も午前出勤の時と午後退出の時には、必ず此の宿舍に立寄つて他の者と同樣諸般の相談や報告を爲す事となつて居た。

當時の大阪監獄に於ける教誨師勤務の仕方は、毎日午前中に、男監五個處女監一個處に、各教誨師が手を分けて工場教誨を行ることとし、午後には幼年囚懲治人の教育を、男監二教場、女監一教場に分ち之を行ひ又懲罰監獨房監に教誨を加へ、更に夜間には、雜居獨居の各監房を、教誨師一同が分擔して訪問し午前中に聞かせた教誨を如何に聽取して居るかを聞糺し、又その教誨に就て不審の點があれば、其質問に應答して教

誨の徹底を期すると共に、その質問を端緒として適宜に個人教誨を加へ、且性格思想行狀を視察することゝし、而して日曜日には午後零時半より男監五个所の囚人を五回に教誨堂に繰り込み、各約二十五分か三十分の教誨を施し、女監には同時間に工場に於て之を行ひ、懲治人幼年囚には各教育場にて之を行ひ、祭祝日には午前中右同樣に教誨を加へた、但日曜日祭祝日には夜間の監房訪問は之を休むことゝして居た。

睪栄師は、毎日の工場教誨と夜間の監房訪問とを頗る有効なものであるとの意見を有して居た、毎日午前中の教誨に由つて其心を和らげ、夜間の訪問に由つて教誨の徹底を期し且つ個性の視察、一般囚情の概評等一に夜間訪問に由つて之を達し、以て教誨の効果を擧ぐると共に、他面に於て非觀察した所のものを基礎として、處遇上の意見を座談の間に典獄に進言せられて居た樣であつた。

余等新參の二人は、到着の翌日午前八時頃より他の教誨師と共に、主任睪栄師に引率せられて初めて大阪監獄の門に入り直に男監工場に於て睪栄師の教誨を傍聽した、その時の教誨は煩惱を主題として之を十四五日間說示し、以て囚人をして痛切に內省自覺せしむることを目的とせられて居た、この標準的教誨を傍聽した各教誨師を他の五个所の工場に分派し、師の話題及その內容をその儘演述せしめ、以て自己の立案した教誨の趣旨を一齊に全囚人に行き渡らしむるやうすることが師の主張であつた、固より男女を論せず、犯數罪質等を問はず、如何なる者でも自己の立案の趣旨、自分の如き說き方、自分の如き言ひ廻はし樣であつたならば、何人にも適しないことはないとの確信を有つて居られたのである。右工場教誨を傍聽した余等は午餐の爲一旦宿舍に歸り、午後再び出掛けて幼年囚懲治人の教育の行り方、懲罰監獨房監の教誨の仕方を參觀し、又歸宿して晚餐を濟まし、晝時休憩の後更に出で、監房訪問の實況を見せて貰ひ、之れで一應の練習を了へたことゝ爲つた。而して其夜睪栄師は余に向つて、明日は今日の通り午前に自分の教誨を聽いた後、第二男監の工場教誨を爲し、午後は幼年囚の教育に從事し、夜間は他の教誨師に隨從して監房の訪問を試みよと指示せられた。

就役時間（作業時間）に工場教誨を行ることは當時物議を生じた樣であつたけれども、睪栄師は大に其必要を主張し、教誨時間を十七分以內に限定し、教誨の席に集散する時間を三分とし、合せて二十分の時間を教誨の爲に割いて貰ひたいと懇談し、而も當時監督長官たる府知事に面會して其承認を受け、尙大阪控訴院長にも諒解を求めて置いたとの話であつた、同師が自己の主張を通ふさんとする意氣込は頗る猛烈であつた。（續く）

諸國そのの行脚八

京都ところどころ

京風俗——刑務教誨の根源地——羅生門
の鬼——石川五右衛門——三十三間堂——
清水寺——高山彦九郎——等々々——

京都の地は桓武天皇の延暦奠都以降一千百余年の間帝都として續いた古の平安京である。それだけに風俗習慣が余程他と異なるところがある。家なども今日はモダーン振つて來たが、まだ古の建築美を存すること多く、この地の職業にも一風かはつたものがタントある、古き美術の都に殘る京表具、それは用ゆる糊も十年がけで作る。京燒の陶工は又特有の味ある品を出し名工六兵衛燒の家元清水六兵衛氏は帝展審査員で先年瑞典皇太子殿下來遊の砌などは駕を枉げられた位である。つゞれ錦の織工に至つては世界最高の織物技術師で年産卅萬圓をあげる。傳統の精神を以て飛鳥桃山の昔の建築を現出する宮大工は誇るに足る獨自の手工を有てゐる。これも傳家の秘法で以て優美典雅なる京人形を造出す御頭司あり、着倒れの京にそむかぬきらびやかな友禪染には四千に余る友禪工が居て、一人の月收二百圓だと聞く。蒔繪師は光琳、光悦の流を汲んでその技に精進する者三百余名、帝展にもこれ等の傷に第四部が設けられた。八瀬大原の里から花召しませと出る花賣女。畑のおばの「くらかけや梯子はいらんかいな」も京でなければ見られない。終日默々として草を抜く女も御苑の外に名園名刹の多いこの地には、一の職業となつてゐる。等々その數は少くない。

◇

ふとん着て寢たる姿の東山三十六峯の翠巒と、六月は雲おきかへる嵐山の名勝を以て挾まれたこの地は天然の景趣に惠まれこれ等を訪ふには あまりに忙しい、只氣の向ふまゝに進む。

◇

東西兩本願寺は刑務所教誨の端を開き行刑教化を今日に迄發達させた功勞は渺からぬ、その東本願寺の枳殻邸は、河原左大臣奢苑の趾で泉石の配置古の俤を偲ばしめる。

こゝから南十町にして、東寺即ち敎王護國寺がある、その昔平安城の南門羅生門の左右に東西兩寺を建て左右兩京の鎭護とした、この東寺は左寺に當る。この寺からは西三町のところに羅生門があり、その位置を示すために石標がある。

東寺南門前通りを四塚といふ。古の刑場趾でこれ等無緣佛の供養に四つの塚を築いたので名が生れたらしい。この四塚通りが昔の九條通であつて、四塚通を西へ行つて少さい石橋がある、これが昔は唐橋で朱雀大路の西端に當りこの橋を界として洛中洛外を分つた、即ち羅生門の趾である。羅生門と渡邊綱との話は名高い。諸曲に、

治まる花の都とて〳〵風も音せぬ春邊かな、抑是は源の賴光とは我事なり、抑丹州大江山の鬼神を從ひしより此方、定光、季武、綱、金時、可樣の面々を召集め……不思議の事の候、九條の羅生門にこそ鬼神の住んで暮れば人を通さぬよし申候……羅生門は都の南門ならずや、たとへ鬼神の住めばとて住ませて置くべきや……今夜にても候へ彼門に行きて實か僞かの勝負を御覽候へ……」

俄昌の言を慮とした綱は見屆の印に立札を乞請け羅生門に向ふた、札を立てゝ歸らうとした甲を引攫んだは鬼神、日月の如き兩眼で睨み付けた、綱は驚がず、

「汝知らずや王位を犯す其の天罰は遁れまじ」

と叱りつけると共に其片腕を切落した。さうして鬼神よりも恐しい男だと呼ばれるやうになつた。

都巽香がこの門を過ぎる時「氣霽れて風は新柳の髮を櫛けづり」と唱へると「樓門上から「氷消へて浪は舊苔の鬚を洗ふ」と和した。これも鬼神であつた。

さてこの時代の鬼神とは何ものか。

◇

今日の七條大橋附近は昔の六條積で石川五右衛門が濱の眞砂のメイ歌を殘して天數維にされたところ、この釜が淵も何等關係のないものでその實は河原左大臣が自家用の塩釜を作らせた趾だといふ。

五右衛門に殉した子も淨瑠璃で五郎市とせられて仕舞つたけれども、一郎が本名ださうな。さういへば五右衛門も實在の者でないといふ說もあるから、こゝの處は皆さんの御勝手に願つておく。

◇

三十三間堂は、本名蓮生王院、平忠盛が寄行して造營した建長三年のものである、棟木の由來の淨瑠璃と、三萬三千三百三十三體の佛の數と通し矢の三つは有名であるが、棟木は六十六間あつて近時この堂も庇朽した處から三十五萬圓を投じて大修繕をすることゝなり、その棟木を檢分すると柳でないらしいと調査した京都府社寺課の坂谷技師の話。又佛さんの數はその實は千手千眼觀世音像一千一體二十八部衆でこの方は少ない、通し矢丈は佛さまに唾もつくまいからほん當であらう。その堂を小さく云つて、數を大きく云ふ京都人の氣が知りたい。

◇

方廣寺、大佛殿の大佛は、秀吉が奈良の大佛よりも一丈高い木造佛を作つた

が、震災で崩壊し、今日ある木造半身像は天保の作である。寺の鐘の「君臣豊樂國家安康」の銘では家康が秀頼をいぢめ抜いて鐘聲以上に鳴渡つた。まだその聲はつゞいて居る。昔の大佛殿趾には方廣寺の釣鐘と木造の大佛があるたけで、豊國神社が建ち、社前の耳塚は朝鮮役に於て得た鼻塚である。坊主の喧嘩ならば耳をとりもしやう、武功を飾る代物であるから鼻をそいで送つたに相違ない。

◇

清水寺は西國三十三番の札所で、傳説に、諺曲に、稗史に著しい、音羽の瀧は音程にない樋から落ちる水である。

官幣大社八坂神社は古の祇園精舎であつて、毎年七月十六日の宵山から廿四日に亘る祇園會は祭祭と共に京都に於ける大祭の一つで全國的のものである。

この社東一帯は圓山公園で、西行庵も近い。辭世に「願くは花のもとにてわれ死なむその如月の望月の頃」。

知恩院は鶯張の廊下と、火除の咒とか云ふ軒の傘で田舎者に馴染であるが、先年「こゝはお國を何百里」と彫つた碑が建つた、碑は高さ九尺の鞍馬石で文字は肉彈大佐の筆、碑面の軍歌作者眞下瀧吉氏を記念するものである。

◇

臨濟宗本山南禪寺、この山門の五鳳樓は石川五右衞門隱棲の古跡であるが内務大臣は史蹟指定をせないさうだ。

如意嶽は大文字山といつて東山連峯中の首峯で海抜千五百尺、八月十六日夜大文字火を焼く。

銀閣寺は足利義政の別莊であつて、二層樓、その上層を潮音閣、下層を心空殿といふ、銀閣の銀箔をおかぬ内に義政は薨したのである。

官幣大社平安神宮は桓武大皇を祀り昔の大極殿を拜殿としてある。

隣る武德殿は帝國武道の總本山。

六角堂は西國巡禮札所であり、特殊の建築、堂後の池の坊は生花の家元。

四條大橋と三條大橋との間は納涼場で川柳に「都人偖かな水で涼んでる」。

◇

三條大橋は御大典を迎へるので一万八千圓をかけて大修繕に着手、本月竣工する、この橋畔に建つ棒杭に「大日本國士高山彦九郎先生銅像建設地」の大書。その通り日蓮宗の明渡日生師の發願によつて建設される除幕式は本年十一月三日明治節を選んだ、これによつて大に皇室中心主義を鼓吹する。勿論田中首相も賛成者の一人、床次さん濱口さんもその又一人であるといふ。

高山氏に倣つて私もこゝから御所を拜した。有難いことには「壁は落ち軒は傾くこの有様」はない。

金閣寺、本名鹿苑寺は足利義滿の山莊北山殿を寺としたもので、金閣は三層樓造、その下層法水院、中層潮音洞、上層究竟頂、この上層内部が名に背かぬ金箔押し、しかも九坪の天井が楠の一枚板といつて居る。林泉の美云ふまでもなく、南天の床柱は、こゝから離れた茶室に用ゐてある。

平野神社、北野天滿宮はこゝへの途中に當る。

（e生）

死刑房に於ける生活

（寫眞入口繪照）

Life in the Death House
Lewis E Lawes
Warden of
Sing Sing Prison

米國ニューヨーク州
シン・シン刑務所長　リユウイズ・イー・ローズ

私が一九二〇年一月一日からシン・シン刑務所のワーデン(所長)となつて以來、今日に至るまで、百七十六人の男子と四人の女子とがシン・シンのデッス・ハウス（死刑房）で死と向き合はなければならなかつたのである。自分は今茲で諸君に、彼等が怖ろしい時間を其處で待つてる間に何をしたかといふことを語らうと思ふのである。

ニューヨーク州の法律によると、「起訴せられたる犯罪にして死刑に該當し又は該當するの疑ひある場合にはその有罪の判決は被告の自白に基きて之を爲すべからず」(A conviction shall not be had upon a plea of guilty when the crime charged is or may be punishable by death") とある。是に於て自白がなされたと否とに拘らず、

假りに諸君が或る新しい不思議な病氣にかゝつて、今から六週間後の或る確定した日の何時に死ぬのだと醫者から宣告を受けたと想像してごらんなさい。その六週間の間に諸君はどうなさるお考へであらう。自分はこれまでこの問ひを多くの私の朋友に出して、種々の答へを受けたことがある。あるものは最后まで治癒を求めて決して希望を失ふまいと曰ひ、或者は必ず死ぬものと定つたならば、むしろ自殺した方が可いと曰ひ、或るものは自分のゴッドに一切をまかせて靜かに終りを待たうと曰ひ、また、或者は古い言草だが、「食つて、飲んで、面白をかしく」("Eat, drink, and be merry")、生きてゐる限り樂しまうと曰ひ、更らに或るものは、全く何をするかわからないと明かに白狀したのである。

矯正図書館

一級の殺人犯（murder in the first degree）には陪審員（ジュリー）（jury）の審問（トライアル）（trial）が必要になるのである。或る場合には、自分の犯しもしない殺人犯を自白して、終に否認又は其他何等の抗辯をさへなさずして死刑を執行せられたものがあつたことが發見されたので、特にこの規定が設けられたのである。

一級の殺人犯の判決をなすには、先づ第一に、ロ！マ法でいふコルプス・デリクティ（根本的にして本質的なる犯罪事實）を確定し、然る後、「被殺者の死の豫謀に出で」たること、或は、被告が、「死を致さんとの目的なくして、」被殺者に對し放火强盜夜盜等の重罪を犯すに與り、又は與かりたるも遂げざりしことを証據立てなければならないのである。

先きのコルプス・デリクティを確定するには、實際殺された人が殺されたと斷定された人と同一人であり、且つ殺害が被告によつて行はれたことが証據立てられなければならないのである。かういふ規定は辨りきつたことのようではあるが、殺されたものは後に至りてまだ生きてることが分明り、尙ほ殺害が被告以外のものにより行はれたかもしれないといふことが屢〻實際にあるために、かゝる規定が必要になつたのである。尙ほ次に、殺人が故意（デリベレート）（deliberate）であるか、又は、重罪を犯したる場合に附隨的に生じたることが証據立てられなければならないのである。

判決が確定した時には、更らに改めて死刑執行の日が定められるのであるが、然し、尙ほガヴーナー（州知事）によつて死刑を減輕せらるゝ希望は殘つてゐるのである。三に對する一位のチヤンスはあるのである。この酌量減輕は主に裁判官の投票で定まるのであるが、時としては可とするもの三に對し否とするもの四といふ場合もあつて疑ひが殘されることもあるが、また、一人又は數人の共謀者のあることを申立てゝ「州のために御奉公をした」とあつて却て檢事から酌量減輕を請求される場合もあるのである。或る場合には、酌量減輕が死刑執行の僅か一二時間前に允されたこともあるのであつて、死刑を言渡されたものの多くは、控訴を拒んだものでさへ、一縷の望みを絶たずにゐるのである。死刑が「當然の生」（"natural life"）に減輕せられた場合に、偶まにはプリズンから釋放さるゝものもないことはないが、そういふチヤンスは百中僅かに五に過ぎないのである。逃走や自殺で「死刑を免れる」（"the cheating of the chair"）ことは「新」死刑房の構造と嚴重なる監視とのため絶對に不可

能なのである。

「舊」死刑房は小さな石造の建物で、本監に附屬してゐたのであるが、「新」房は固より外壁の內にはあるが、他のブリズンの建物とは全く絶緣されてゐるのである。正式には「コンデムンド・セルス」（死刑を言渡されたものの居房）といふのであるが、シン・シンにゐる受刑者はみんな「屠殺場」（スローターハウス）（"Slaughter house"）と呼んでゐるのである。一九二二年に完成されたもので、建設費は三十萬弗である。デツス・ハウスはブリズンの中のブリズンで、專屬の賄所、病室、運動場、及び接見室がある。建物は三翼に分れてゐて、その內の二つは男子ので各十二房あり、別に離れて女子のために三房を有つた翼がある。病區には六房あり、また更らに執行前の控室（pre-execution chamber）ありて六房に分れ、死刑を受けるものが、執行日の朝茲處へ移されるのである。この控室は死刑囚から舞踏室（ダンスホール）（"dance hall"）と呼ばれるもので、「イン・バック」（"in back"—椅子の背に凭るよりかく曰ふ）と呼ばれる執行室（エキセキユウシヨンチエーンバー）（execution chamber）へ、更らに最後の「氷室」（アイスボツクス）（"ice box"）と呼ばれてゐる屍體置場（モルグ）へと廊下でつながつてゐるのである。

法律は死刑を言渡されたものには獨居（ソリタリーコンフワインメント）（"solitary confinement"）を命じて居つて、彼等は一日の中十五分だけコンクリートでたゝいた運動場で散歩したり球投げ（ハンドボール）することを許されてゐる。運動場では見えるものは頭の上の空だけで、他には何一物を看ることも許されないのである。在房中は、隣房のものと交談することはできるが、顏を見ることはできないのである。

死刑囚は茲處へ來ると更衣させられるのであつて、その衣服は縊死を企てるため紐にすることのできないような地質のものである。曾つて或る死刑囚が眼の療治を受けた時に用ひられた綿を少しつゝ貯へてをいて、短い紐を作つてゐたことが、その後房を變へた際に發見されたのである。それがため今では時を定めずに屢〻房を變へることにしてゐる。

靴も自殺や亂暴を働く道具となる處があるので、フエルトのスリツパに代へられ、運動の際には、特にそのためにプリズンで作つた靴が與へられるのである。ナイフやフオークは固より、胡椒（ペツパー）も許されない。食物は扉の小さい口からアルミニユムの皿で與へられ、濟み次第取り上げられるのである。

鉛筆（ペンシル）は許されず、たゞ或るペンの種類が許されてゐる。

矯正図書館

使用後は直ちに看守に返すのである。書信は檢閲されるが發信はすべて自由で數に制限なく、受信は正當と認められたものは何なりとも差支ないのである。新聞雜誌は發行者から直接送られたものは許されるが、雜誌の綴ぢの小さな針金は取り去られるのである。新聞雜誌はいづれも讀んだ後は取り上げられるのである。

死刑囚は看守の監視の下に獨歩（トラスティー）の受刑者によつて安全剃刀でシエーブ（顏をそる）してもらひ、一週に二回、鐵格子の間から手を出して看守に爪を取つてもらうのである。これは爪が伸びると腕の動脈を切斷する虞れがあるからである。房內ではシガレツト（紙卷煙草）もシガー（葉卷）も許されてゐるが、マツチは許されないで、その度毎に看守につけてもらうのである。房內には動かすことのできる器物は何一つもなく、電燈は危險をそれて房外に置かれてある。實際の處、死刑囚は捕鼠器の中の鼠に等しいのである。

かういふ變な處へ入れられたのであるから、多くの死刑囚が能きたら自殺を謀るものと思はれるかもしれないが、彼等はいづれも健康に注意してゐるのは、事實であつて、新聞紙を床に敷いて冷氣を防ぐといふような事までやつてゐるのである。恐らくは病氣になれば死期が長められるゝのを恐れてゐるのかもしれない。

死刑言渡の後死刑房へ入れられてから死刑執行の日までの期間は今では普通一年よりは稍ゝ短くなつたのであつて、以前には二年以上にもわたつたものである。此の期間死刑囚の大部分は非常に信心深くなるのである。といつても、彼等が以前に不信心であつたといふのではなく、茲處へ入れられると、讀書や瞑想や勤行で宗教的の信念が頗る强められるからである。その結果、稀には例外もあるが、彼等は悠然として死に赴くのである。長くシン・シンにゐた一人のチヤプレーン（教誨師）の話によると、死刑房に在つたもので死刑を減輕されて、後は聖徒のやうな生活を送つたものがあつたそうである。

死刑房へ入つて來るものは大抵文盲なものが多いが、死刑を執行されるまでには立派に讀み書きができるようになり、中には高尙な讀書趣味をさへ養ふものもある。書物はプリズン・ライブラリー（圖書館）から供せられるのである。

中には平氣で、宗教の慰安などはすべて拒んで容れないものもある。かういふ一人が曾つて私に曰つたことがある。「死刑だつて何のちがひがありませう。我々はみんな死んで行かなければならないんだ。椅子に坐つてゐようとベツトに臥てゐやうと死ぬのにちがひはない。」これは決して强がりではないので、彼は立派に最後までこの態度でゐたのである。他の一人は大學教育も受けたことのある俊敏な青年で、かう曰つたものである。「典獄（ワーデン）さん、人間の一生なんて一片の痴戲に過ぎませんよ、誰れだつて生きてる內は其處から出られはしないのですからね」（"Life is a Joke, Warden. No one gets out of it alive."）。

死刑囚は悉く時々知事の任命した瘋癲診査官（Lunacy Commissioners）によつて診査さるゝのであつて、その結果は遲滯なく知事に報告せらるゝのである。發狂するものは稀であるが、發狂したものはガバーナー（知事）の命令でデンネモラの發狂囚のための州立病院へ送らるゝのである。時には發狂を伴るものもあるが、固より直ぐに精神病醫から發見されて了うのである。死刑囚にして死一等を減ぜられたものは後年に至りて發狂するもの多く、其率は他の受刑者に比して甚だ高いのである。受刑者の多くは拘禁十五年近くになると漸く精神に異狀を呈し初めるものである。

控訴も空しく、控訴院によりて死刑の判決確定せられ、精神病醫によりて精神異狀なきを斷定せられ、酌量減輕の拒まれたる場合には、最早死は免るゝことはできないのである。日は「惡魔の怒りの如く」（"like the devil's fury"）過ぎ去つて行くのである。茲處にゐるものは皆なカレンダーを有つてゐて、一枚ゞゝはぐる度毎に、「もう何度眠るのだ、そしてそれから永眠だ」と曰つてゐるのを聞くのも稀づらしくはないのであつて、これは偶然に出るのだが、その調子は全くまじめくさつたもので、商用で旅行でもする時の口調なのである。

接見（ビジット）は裁判所の命令のある外親族及び辯護士に限られてゐて、最後の週間までは一週二回許可せられ、最後の週間になると毎日許される。接見者（ビジッター）はスクリーンで隔てられ、其上に看守（キーパー）によつて監視されるのである。新聞雜誌の記者が種々の工夫をして接見を得ようとするが決して許可はされないのである。

死刑執行の命令は次の如くである。「何日に初まる週間內に法律によりて定められたる方法にて死に處すべし」（"To be put to death in the manner prescribed by law on the week beginning——"）といふのである。裁判所より定められたる週間內に執行の日と時間とを決定するのは所長（warden）のなすべき義務で、普通木曜日の夜十一時を打つて後數分間內に行はるゝのである。

指定された週の初めに、ワーデンは立會人（ウイットネス）として法律の下に要求されたる「十二人の身分ある成年のシティズン」及び三人の裁判所の官吏に招待状を發するのである。尙ほ別に、二人の醫師（ドクター）、一人の僧侶、七人の看守一人の刑手（エキセキューショナー）及びワーデンが現場に立會ふのである。稀ではあるが死刑囚の親族が死刑室まで本人に隨ひて行くことを願ひ出ることがあつて、之は許可せられるが、執行の現場へ列席することは許可せられないのである。

午後十一時數分前に立會人はデッス・ハウスの後の南門（サウスゲート）から入つて死刑室へ導かれる。死刑囚は當日の朝他の死刑囚と最後の別れを告げてから、移されてゐたダンス・ホールと呼ばれる控室から執行室へ伴れこまれるのである。世間では死刑囚は頭を剃られると思つてゐるようであるが、それは誤りで短く刈られるのである。最後の別れといふのも極めてあつさりしたもので、一週間ばかりニューヨークへ行つてくる位の處である。

死刑囚が死刑室へ行く時に人に扶けられるなんといふことは甚だ稀で、彼等は一般にしつかりしたものである。世間の人の考へとは反對で、藥劑其他の興奮劑は與へられない。一つにはそれが不必要なためで、第二には、地上に於ける最後の幾分かに明瞭な意識を奪はれるといふことは正しいとも思はれないからである。彼等は普通すぐと椅子の方へ進んで、平氣で腰掛ける。刑手が一つの電極を右脚の腓（ふくらはぎ）につけ、他の極を頭の頂部にあて、三人の看守が革紐で腕と脚と胴とをしばりつけるのは、ほんの一分の間である。最後の紐が縛せられると、次の室へ入つて刑手はスウイッチを投げるのである。

スウイッチがソケットの中へ投げられると、蜂のうなるやうなブーンといふ音がして、死刑囚の體軀は縛つた強い革紐のちぎれるばかりに飛び上る。時としては頭につけた電極のヘルメット（かぶと）の下から薄い白い煙のようなものが出て、次で肉のこげる臭ひがする。手は赤くなつて、それから白くなる。頸部の靱帶は鋼鉄のバンドのようにふくれ上る。長い〳〵と思つたのも、實はたつた二分ばかりで、其間に二千二百ボルトと十二アンペアの電流が通ぜらるゝのである。スウイッチが引かれると、疲れきつた人がするやうに、體はぐつたりと落ち込むのである。普通スウイッチの投げられるのは一度きりであるが立會の醫師の意見で第二のショック（電撃）が加へられることがある。

かくして、余は今までに百十人の男と一人の女との生

命を奪つた悲劇を看て來たのである。自分にとつては、彼等の死を待ちつゝあつた幾ケ月、親しく其人達を知るようになつたので、面のあたりその人の死を視ることは實に堪えがたい事なのである。彼等は固より人を殺してゐるのである。然し、それも多くは單に偶然な運命から出るその事實を外にしては、人としては街上に見る普通の人と何の異りもないのである。固より、彼等は缺點を有つてゐるので、往々にしてそれは重大なものであるが、彼等は美點をも有つてゐるのであつて、時としては貴いものと思はれることさへあるのである。彼等は私がこの悲劇中に主役を演ぜなければならないことを知つてゐるが、しかし、それは一箇の官吏としてゞあつて、リュウイズ・イー・ローズとしてゞはないことを善く理解してゐてくれるのである。多くの人には不思議と思はれるかもしれないが、自分はシン・シンのデッス・ハウスで結ばれた友情の或るものはどうしても忘れがたいのである。

忘れがたい人々の記憶の中から二つ三つ次に記してみる。

No. 7092（七〇二九二號）

此の人は自分がシン・シンに來てから二度目に死刑を

執行した人で、ブルツクリン（ニューヨークの一區）の銀行盜賊（バンク・バンディット）として評判だつたもので、平凡な男ではなかつたのである。彼は相當の家に生れた美貌の青年で、大學へ入つて二年以上にもなつた處で、賭博にふけつたため放校されたのである。父親は嚴格なきびしい人なので、家へはよりつけず、それかといつて生活のたつきにする職業も有つてゐないので、彼の曰うたやうに「彼奴等だつてどうせ人の金を奪つたんだ。自分はその不義不正の返報をしたんだ」といふわけで、とう〳〵銀行盜賊になつたのである。彼の强奪はすべて白晝に堂々とやつたもので、時としては、警察官とぐるになつて獲物を山分けにしたのである。と彼は曰つてゐた。

ブルツクリンに於ける銀行强奪を白狀したのは、自分の仲間を殺したために西部の或るかんごくにゐた時で、それは或日二人の間の爭論で、その仲間がピストルを握つたと思つて對手を射殺してしまつたのであつた。然るに、後になつて彼の仲間はピストルを持つてゐなかつたことが分明かつたので、彼は自分の生命をもつてのみ償ふことのできる行爲をやつたことを感じて、「法律上の自殺」をなすために銀行を襲つた際にやつた殺人の罪をも白狀したのである。彼はニューヨークへ移されてから、

辯護人を申請することを拒んだので、直ちに有罪の宣告を下されたが、斷じて控訴はしてくれるなとの異つた要求をしたのである。とにかく、控訴は提起され、彼の友なる一人の婦人は酌量減輕をガバーナーに願ひ出たのである。然し、此等の訴訟行爲はすべて彼の承諾なしに爲されたのである。

執行當日の朝、彼は普通は黒のシャート(わひしやつ)であるが特に白を着て椅子(電刑の)にかゝりたいと看守長に願ひ出たのである。今迄にこんな願ひをするものはなかつたので、看守長が之を却下したので、彼は自分の處へ訴へて來たのである。私は白いシャツを着たからとて別に死刑が困難になつたりする理由は見出せなかつたので、快く彼の要求を許可してやつたのである。彼は尚ほ又た手錠なしに椅子まで行きたいといつたので之も許し、更らにまた陰氣な顏をした看守はいやだからにこ〳〵した看守をつけてくれといふ願ひも許可してやつたのである。

彼れはあゝいふ風に自分の仲間を殺したのは惡かつたと思つてはゐたが、警告を發してをいてからなら打つても差支ないと信じてゐた。彼は何の宗教をも有つてゐなかつたが交靈術(スピリチュアリズム spiritualism)については色々なパンフレットを讀んでゐた。死刑執行になる少し前、交靈術にある通りに可能であるとしたら、死刑になつた次の日の夜の十一時に彼は精靈になつてきつと歸つて來ると私に談してゐた。その日は色々な事務にとりまぎれて、晝の間はこの事は忘れてゐたが、その夜いざ寢ようと思つて階段を上りかけた際、何處からともなくかすかな音樂の響きのして來るのを聞いた時には、いや應なしにその夜の事が思ひ出されて來たのである。一二分耳をすましてゐると、また同じ響きがして來たのである。白狀するがその時は私は實際七〇二九二號の幽靈がやつて來たのだと信じたのである。で、もし、數分後に私が偶然下の室に行つた時に、二三匹の小猫が長椅子の上に置いてあつたバンヂョー(樂器)の上をかけ廻つてゐたのを發見したといふ事實がなかつたら、今も尚ほそう信じてゐたかもしれないのである。

No. 75966 (七五九六六號)

七五九六六號は妻も子もある受刑者の一人であつた。貧しいその妻と二人の子供が最後に彼に會ひに來るために、受刑者達の組合であるシン・シンの共福會(Sing Sing Mutal Welfare League——この會自治については屢〻刑政誌上に報じたることあり)ではその小さな積立

金の中から滊車の切符を買ふに必要な額だけを出してやつたのである。三人はホテルに宿る金もないので、ミセス・ローズ(自分の妻をいふ)は彼等に室を與へて食卓も共にしたのである。死刑執行の夜は、私が執行を監督してゐる間に、私の妻は立會人や刑手を彼の女に見せまいとして自働車に乘せてつれ出したのである。小さな彼の女の子は私の娘と眠つてゐたのである。

彼は自分の家族の運命を思ひ惱んで、自分の運命のことは少しも考へてはゐなかつたのである。後に殘した妻や子の面倒を看てもらいたいといふのが彼の最後の願ひであつたのである。これを聞いたシン・シンの受刑者達は義捐金を募つた處、之に應じないものは一人もなく、或るものは一日一仙半の賃金より外には余裕もないのに一仙殘らず出して與へたものもある。此の方法で得られた寄附は二千一百弗に上つて、二週間毎に四十弗宛子供に送られたのである。

(了)

World's Work, June, 1928

理屈の下駄と實用の下駄

一人の工學博士があつた。彼は帝國大學敎授としてもかなり理學の權威と稱せられてゐた。日頃彼は下駄と自分の足とを比較べて、自分の親指と他の四本の指との間に挾む小鼻緒の位置が、下駄の上部中央に附いてゐるのが氣に喰はなかつた。親指は一本で他は四本である。であるから小鼻緒の穴はそれと平均して親指に片寄せて穿けられねばならぬものだと、科學的知識が彼に敎へた。我武者羅な男であるだけに、早速下駄屋にくど〳〵と學問上の理屈を捏ねながら、兎も角も小鼻緒の穴を少しく傍に寄せて明けるように命じ、特別誂の下駄を作つた。彼は若い學生の前で、講壇の上から大いに下駄通を振り廻はす心組みではあつたらしい。自分の設計したポンプの試運轉に臨んだ程の意氣組で、彼は家族注視の中に下駄をつゝかけた。さて彼は得意然と歩き出したものだ。だが一歩踏み出したとき。地震以上の大震動……大瓦落が彼の頭の中に起つた。足も下駄も彼の學理を裏切つたのだ。そうであらう彼の身體の重心が親指に集つて了つたのだものゝ身體の平衡がとれないで下駄が莫迦々々しく重くなり、平らに大地を踏むことが出來なかつたのだ。しかし彼は自身が過去の下駄職人よりも學理の知識が劣つてゐたことをその時悟つたかどうか?

(大石隊基著—素朴生活より)

刑政第41巻第8号
矯正図書館

ソヴイエトロシヤの行刑（下）

時田常太郎

□

刑務所に收容するに際しては悉く囚人を診察する。病人は隔離せられ、其他の囚人には一種の檢査をなし、斯くて囚人等はその勞働能力及健康狀態の程度を確定する爲めに特に注意を用ひ醫術的觀察及審査を受くる。此の檢査期間には刑務所官吏は囚人等に刑務所の規則を知らしめ且つ腹藏なき會談をなし其人格、性向、教育程度、及職業上の知識並びに經驗を察知せねばならぬ（同法第百十一條）檢査期間の經過後に囚人はその配分せられた組及級に從ひ收容室に割當てられる。上級の囚人の滯留する室の扉は朝の點檢から夕の點檢迄開放される（同法第百十七條）自辨による衣服の着用を許すことが出來る（同法第百二十一條）屋外に留る時間は少くとも毎日一時間以上與へらるる（同法第百二十六條）糧食の用意及賦與は中級或は上級の各囚人により指圖せられる。此の新らしい試は疑もなく賢明なる處置と謂ふことが出來やう。囚人の愁訴（情願）は今日迄の經驗により甚だ多くの配慮を受ける。その配慮を受けることは囚人の愁訴する對象が何等非難すべきものでない場合も同樣である。自由の强制的剝奪は常にそれを被つたものをして唯ひたすら先取觀念的に不信的にその遂行の方法に反對せしむるものである。若し囚人の此の氣分を正に其通りだとするならば、囚人は直ちには滿足を感ぜず時としては不信的であり、困難が上にも困難を重ねてのみ教育し感受せしめ得るものであることが分つて來るのであらう。多數の根據のない囚人の愁訴は之を惡意的な狡猾な、不眞實な性向の流露として又は虚僞な、不遜な、飽くを知らざる人格の標識であるとのみ看做し判斷してはならない。愁訴は多くの場合囚人の心理的危機から發生する現象と見ることが出來る、勿論之等危機を緩和する爲めには尙

更に多くのことが爲されねばならぬ、斯くして初めて囚人の取扱ひは容易となるのである。此の見地からして中級及上級の囚人が代る代る……試金石と同樣に……糧食の用意及その分配に參與（之に共力するのではない）する施設は尊敬に値する、換言すれば之れは多くの愁訴を防止するであらう。

□

初級の囚人は二週間毎に面會し、金を受取り、毎週生活必需品、煙草、石鹸等の如き差入物を受け且つ自己の爲めに預入れになつてゐる金の三分の一を限度として自由に處分することが出來る（同法第三十條第百四十條）囚人達がその金を自由に處分し得る限りでは糧食物、衣類及雜用品を求むることが出來る（第百四十二條）中級の囚人は每週面會を受け差入物や金錢を受取ることが出來る。自分達の金の三分の二迄は之を自由に處分することが出來る（第百三十一條）、上級の囚人は一週に二回面會、差入物、及金錢を受け且つその自己の金の四分の三迄自由に處分することが出來る。其の外日中はその區劃內を自由に運動することが出來る。（第百三十二條）初級及中級の囚人の面會の爲めには特に設けられた室がある。上級の面會の爲めには別に何等の分離裝置をも施さない。分離裝置のない面會は監視委員會から獎勵處分として亦中級囚にも許容せらるる事が出來る。面會の場合の會話は刑務所長の同意を得て刑務所々在地に一般的に用ひられてゐない言葉をも亦使用することが出來る（第百三十九條）囚徒の信書は刑務所綱要行政の許容を得て土地の事情に從ひ且刑務所の秩序を顧慮し各その政府監督により規定せらるる。然し以上の外にロシヤは信書發受に對し面會の場合と同樣一般的規定を定めなければならぬ。千九百二十三年六月七日の獨逸原則（原則第百二十一條第二項第二段）及千九百二十七年の獨逸行刑法草案（草案第百十九條）はその中庸をとつてゐる。該草案によれば受信は全然に又該原則によれば家族よりの受信は同樣に時的制限なく許されてゐる。之を抑留する場合は單に信書が甚だしく間斷なく來る爲めに刑務所の秩序が害せらるる虞あるときのみである。發信は各階級に對し夫々差等的に定められてある期間に從ふ。囚人は勿論受信殊に家族からの受信に出來る丈け早く返事せんと努むるものである。獨逸の行刑の實務は確かに絕對的には信書に關し規定されてゐる期間維持を特に力を入れて遂行してゐない。而して若し信書發受の可能性に乘じ之が濫用を明かに增進する樣ならばその規定を再び適用する

迄のことである。

□

最近に獨逸議會(註一〇)で論ぜられた露西亞行刑の一制度は囚人に歸休を與ふることである、監視委員會は中級の囚人に同級に二ケ月留つた後曆日一年に七日の歸休權を、上級の囚人には同級に一ケ月留つた後曆日一年に十四日の歸休權を許與することが出來る。(勞働改善法第百四十三條)千九百二十五年四月二十一日全露中央執行委員の命令によれば其の外監視委員會には農業奬勵の目的の爲刑務所に收容せる百姓に夏季には野良仕事の爲め三ケ月未滿の歸休を與ふる權利も附與してゐる。然し千九百二十六年五月十二日司法國民代表の決議に從へば千九百二十五年四月二十一日の此命令は兇徒、馬盜人、强盜、殺人、公務上金錢橫領の罪で罰せられた者には適用しない。千九百二十三年の獨逸原則は之と同樣な定めを全然してゐない、反之各獨逸聯邦に付て見ればロシヤの歸休制度に多少近いものがある。即ち其處には刑罰執行を中斷する權利が一定の條件の下に刑務所長に委任せられてあるのである。(註十一)此の制度は刑罰中斷の付與權を有する當該者を待つてゐては手遲れて不利益を招く樣な緊急の場合に刑罰中斷にのみ關し且つ一定期間に限り(普通一週間迄)行はるるのである。此の制度は獨逸行刑法草案に(草案第二百二十條)に採用せられてゐる。獨逸に於ては其他の點に關しロシヤの囚人歸休制の眞似をする必要はない。何者現存する恩赦方法によつて刑罰執行中斷の可能性はその寬大な適用によつて充分に活用することが出來るからである。(註十二)然し乍ら一方囚人の歸休が累進行刑の一制度として組立てらるる場合之は育成達成と非常によく呼應し得るものなるを否定することは出來ない。

(註一〇) 例之ザクセン議會討議集、千九百二十六年乃至二十七年、第八卷百十八頁以下參照

(註一一) プロイセン千九百二十三年八月一日刑務令第百四十一條。バイエルン、千九百二十二年三月五日告示(司法省報六十七頁)同千九百二十四年六月十四日(同報八十九頁)第十條。バーデン、千九百二十五年四月二十五日刑務令第三百二十三條、ヴイルテンベルグ、千九百二十六年一月四日刑務令第二百十一條。ザクセン。千九百二十五年四月八日制定千九百二十四年六月二十一日の行刑法第二百四十八條、ハンブルグ千九百二十四年十月二十四日刑務令第五百十三條。參照。

(註一二) 例之ザクセンに於ては千九百二十六年には七百二十六件の刑罰執行中斷がなされた。その中單に五十五件が自ら進んで歸つて來なかつたのは興味深いことである。兎に角囚人が自ら進んで刑務所に歸ることが期待せらるる場合にのみ刑罰執行を中斷する樣に注意すべきである。

□

自由刑は勞働能力ある囚人に對して强制勞働を伴ふ(勞働改善法第五十二條)囚人は內部並びに外部の作業に從事せしむることを得る。女子は懷姙五ケ月目よりその同意なくしては外部作業に向くることを得ない。異例に作業工程よき場合及職業的技能に熟達した場合には配分委員會の決議により從業階級に屬する囚人に對しては二日の作業を三日の自由剝奪として計算する(同法第五十二條)(註十三)各囚人の服する作業の種類は刑務所長が定むる。勞働保護、勞働時間及休養時間に關する千九百二十二年十月三十日の勞働法の當該規定は又自由刑々務所にも適用がある。勞働時間は八時間である。勞働時間中に休養が與へらるる。但し此の時間は勞働時間には加算せられない。祭日の前日には唯晝迄丈け又假令どんな場合でも午后三時過まで働かすことは出來ない。作業は家事作業と生產作業とに分たるる。前者は刑務所內の日々の家事上の必要を充す役目をすることであり、後者は土作場ですする仕事である(同法第六十一條第六十二條)職業教育は作業指導官に一任せらるる(註十四)野外作業に從事するのは第一には單に上級囚のみである。然し第二位には亦嚴重劃離自由刑服役中でない他級の囚人で而も逃亡の虞なき者が來る(同法第六十七條)。囚人は賃銀を受け之を預け入るる。その算定に當つては時間制と個數制とが併用せらるる(同法第七十三條)之は出來る限り生產を大ならしむる目的の爲である。使用する勞働力に相應じて糧食の量を增して行く、官吏の個人的奉仕の爲めに囚人を使用することを禁ずる(同法第七十六條)刑務所で施行する作業はその發展の爲めに經濟的に組織せられ且つ國及地方の稅か賦課を免ぜらるる。作業の收入は刑務所に屬し、作業經營の整齊作業材料の供給及技術員や囚人への支拂賃銀に支出する。囚人作業の純益は次の方法で分配せらるる。即ち作業經營の整齊四割。囚人糧食の改良一割二分五厘、免囚保護委員會に一割五分、刑務所綱要行政の爲二割、基金一割二分五厘。此の基金から生產作業の經營及指導に從事してゐる人々に賞與を與へる(同法第七十九條)

(註十三) 此種施設の模範としては英國の抹消主義にその端を爲した米國の刑期自然短縮制度が元であると一般に見做されてゐる、ヘル氏現行法比較細則第四卷四百七十六頁、參照

(註十四) ロシヤの刑務所に於て實際作業に當り職業的教育が

宏遠な基礎の上に遂行せられてゐるか又は西部ヨーロッパ諸國に多く見る樣な當該規定は單に紙片に過ぎないかを研究すれば甚だ興味あることであらう。

□

勞働改善法は特別の注意を所謂教化事業に拂つてゐる。教化事業の任務とするところは普通教育的及職業的知識の傳授により並びにロシヤ憲法原則及社會主義ソビエット共和國聯邦の市民の權利及義務を紹介することにより囚人の智的標準及國家民衆的發展の向上を計るにある。教化事業は國民委員の一致及觀念的指導の下に國民啓蒙を遂行するのである。之は各刑務所に於ては教示及育成の特別指導者の下に屬し又この指導者は小刑務所では教師及育成者の仕事を實行するのである。此の指導者並びに育成者及教師は囚人の一定の範圍につき監視する。教育者は囚人の人格及その育成を研究し囚人相互の關係及その行狀を充分に觀察せねばならぬ。從業階級より出でた囚人は文化的育成事業の爲めに一層進んで利益を受くべきものとせらる。彼等はその仲間からその五人迄の會員を有する育成委員會を選びその議長は教示及育成の指導者がなる。此の委員會は從業者の獨立を强め且つ勞働者及農民の階級意識を增進せしむるものである。此の中には倶樂部や聯盟がある。即ち文學音樂、運動競技、將棊其他等がある。又刑務所新聞を發行する。(註十五)音樂會、演藝、講演、朗讀其他が行はるる、刑務所演劇が行はれ、その入場料は從業階級には無料である。凡ての刑務所には一の圖書館が設けてある。凡て健康な囚人には体操をさせる。學校樣の教化事業は無丁字や政治的無智の除去を最小限度の任務としてゐる。學校教育は凡て無丁字囚には五十歳迄課すと規定してある(第九十二條)。普通教育の外に亦手工教育が與へらるる。

(註十五) 近年獨逸にも刑務所新聞を發行することになつてゐる。此の種の最も古い新聞はザクセンの世事一覽である。此の新聞は千九百二十一年以來バルドハイムの聯合刑務所で發行せられて居り之には亦囚人も寄稿するのである。其他の刑務所新聞はプロイセンの燈臺バーデンの社會と故郷便り、ヴイルテンベルグの社會と生活ヘツセンの通信がある。

ザイフアート裁判救濟其の他の月報第二卷十四頁及ユスト福利增進雜誌第二卷第二百九十二頁參照、然しユストはサクセンの新聞については之を單にその風評で知つたと思はるゝ樣な不確實な記述をしてゐる。

□

懲罰としては次のものを執行することが出來る。

(一) 譴責
(二) 面會の權利Ⅱ
(三) 一ケ月以內の間金錢又はⅡ
(四) 差入物を受くる權利の制限又は剝奪
(五) 一ケ月以內の間預金額四分の一以內の金を自由に處分する權利の制限
(六) 十四日以內の間獨房に拘禁すること、但し每日糧食を與へ三日目每に屋外に出す。
(七) 級を降すこと
(八) 他種の刑務所へ移送すること(第百四十五條)

譴責は刑務所長により且つ各部屬(作業教示育成等)の指導者教師及育成者によりなさるる。第二乃至第五の罰及七日未滿獨房に拘禁することは刑務所長書面命令を出して執行する、七日以上の獨房拘禁は監視委員會の批準を要する。第七及第八の罰は監視委員會の提議に基き配分委員會により命令せらるる。囚人が强情であつて他の處罰を以つてしては充分目的を達し得ないときは刑務所長又はその代理の命令に基き强制帶を用ふることが出來る。斯の場合醫師は直ちに囚人の診察をなさねばならぬ(第百四十九條)、逃亡囚が再び刑務所に送還された時は配分委員會は之を初級に屬せしむる(第二百十四條)

□

强制勞働所、中間勞働改善所及隔離所に付てはその囚人の取扱ひに關し各特別の規定が存する、その取扱ひは强制勞働所及中間勞働改善所では通常勞働改善所に於けるよりも寬に、隔離所は嚴になつてゐる。强制勞働所では終日拘禁を受けない。彼等は又所外でも監督なく作業をすることが出來る、面會には何等分離設備をしない。此等の規定は又中間勞働改善所にも適用がある。此の外中間勞働改善所には猶次の如き寬遇がある。金錢を受領し預金を自由に處分することに就ての制限はない。面會か差入物は隔日每に許さるる。特定の休日には短期歸休を與ふることが出來る。即ちその期間は休日の前晩から休日の翌日までである。懲罰としては輕罪に對し單に譴責が用ひられ、比較的重い罪に對しては他所移送がなさるる、而して再び過渡收容所に移すのは半ケ年を經過して後初めてなすことが出來る。

隔離所は外界から嚴重に閉鎖するの役目を演ずる。取扱は初級の普通取扱ひと同樣である、配分委員會が隔離所に收容されてゐる囚人を中級に昇進せしむることを決定した場合にはその囚人は通常の勞働改善所に移さるる隔離所では野外作業を存しない。又此の所の囚人には歸

休は與へられない。面會や差入は二週間毎に一回許され、刑務所内で儲けた金はその三分の一迄自由に處分することが出來る。外部から金錢を受領することは出來ない、面會は格子で隔てられてなすのみ(註十六)上述第二、三、四、五の懲罰は二ケ月迄の期間執行することが出來る。

(註十六) 勞働改善法第六條に曰く『囚人の取扱ひは合目的でなければならぬ、然し物理的痛苦を與へ且つ名譽心を傷つける如き目的を遂行してはならぬ』と

第四十九條は繰返して曰く『取扱ひには凡て罰と謂ふ徴表があつてはならない』と而して同條は言渡し得べき罰の目錄を示し其の中には面會を唯格子を通じてなすことを許すとの定めをしてある。然し乍ら此の格子越の面會の定は隔離所に對して又規定してある。

□

千九百二十四年十月十六日のロシヤ勞働改善法の意義は一應次の中に存する。此の法典はソビエット聯邦領域内の自由刑の執行を統一した。而已此の法典は又次の點で尊敬を博してゐる、即ちソビエットロシヤ行刑の逐年的發展の現劃期的結果として看做さるべきだからである。(註十七)自由刑々務所内從業階級の非常な優遇は驚くには足りない、何者此の國では自由の身でも從業者は不勞働者に對し優先的地位(例之選擧權の場合の如き)を有し又犯罪に對し刑罰を言渡す場合、階級的司直の故意的な實現の爲めに犯罪者が從業階級に所屬することは一の減輕理由として有效である位だから。之に就ては自由刑の事實的遂行が如何になつて居るか分らぬ樣に確實な事實として評價せんとする對象を有しない。然し今日迄知られて居り且つ余り香しく評判されてゐないロシヤ行刑の記事は勞働改善法の前の時代に關するものである。新聞紙の其處此處に現はれた彼此の刑務所の狀態に就而の報告は余り重大のものとは謂へない。

(註十七) 集中組織の採用に關してはフライタワハ・ローリングホーベン前揭第五十頁參照、

(註十八) マクレッオヴ前揭三百八十五頁參照

(完)

賞に入つて

(貳)

◇製作の道程

金澤刑務所
作業技手　野村彌一

東京博覽會に我が金澤刑務所からは特産漆器輪島塗の花臺を出品することゝなり其の責任の重大なることを感ずると共に先づ如何なるものを品して良いかと共撰擇には人知れぬ苦心をしたのである。而して其の撰擇の要點として

1、五十日間計りに製作出來得るものたること

2、社會の製作品と遜色なく寧ろ優秀品を製作すること

3、舊習を打破し時代に適應する新趣向を凝したるものたること

4、手輕にして「あつさり」としたるものたること

5、經費を節減し實用に適するものたること

6、遠距離の運搬に便利なるものなること

以上六つの條件を基礎として幾度か考案に考案を重ね改良に改良を加へて決定を得たのが即ち入賞したのでありました。先づ本花臺を製作するに注意と苦心を拂つた事は第一には木地撰擇である。後日狂ひの生ずるが如きことなき樣に充分干燥したる銀杏材を擇びたり。

第二には構造と色彩の調和を保つことである。其寸法を長さ一尺八寸巾一尺高さ五寸五分型は八足臺(神前の供物を載せる臺)を原型として八本の足を猫足(經机の足の形)に模倣し極めて手薄に組立て而て其の塗方は從來のものは殆んど黑色なるも黑色は八足花臺としては其型との調和不均合に付特に根來(ネゴロヌリ)塗(朱色に黑の斑點を研ぎ出したるもの)に改良せり。猶ほ其の構造は本花臺の用途として生花、投入、床置物、香炉等の臺に兼用出來得る樣に考案したるものであります。

第三には當地の物産たる輪島塗の特色を遺憾なく發揮する樣に其塗方と研出とに苦心研究したことである。此點が本花臺の死活を制する重要なる點であります。元來輪島塗の特徴は其漆の塗方と研出しとの技術が極めて優秀にして到底他の塗師工

の及ぶ處でなく且塗物の下地となる所謂地の粉は石川縣輪島町附近の山地より採掘する特種の土に二三のものを混合して製造したるものにて漆との接着極めて能く一旦接合せば永久に漆の剝脫することがないと云ふ特別のものである。此の地の粉を用ひ特種の技能を有する塗工が塗り上に注意し研出したる輪島塗は他の何れの漆器に比し頗る堅固にして實用に適し併も光澤燦然として言ひ能はざる上品な漆器が生れると云ふにあります。

以上三點に付き注意と苦心を重ね製作方に努力せしめたのでありますが抑も今回の出品中刑務所製品が四點迄入選有功賞を授與せられ刑務所製作品の價値を社會に紹介することを得たるは誠に慶賀の至りであります。これ全く上司各位の熱心なる御指導に基き直接其の局に當る各位の倦まず撓まず作業督勵せらるゝ結果の賜であると深く感謝の意を表する次第であります。

東京所在の二刑務所の出品の入選は元より當然でありますが、我金澤刑務所より出品したる一見徴々たるものが入賞したる事は望外の光榮であります。茲に於て我々は大いに講究するの必要あるを自覺し今回の入選を心から喜ぶと同時に今後に於ける我々の責任の一層重且大なることを深く感じた次第であります。

◇生み出たす苦心

沖繩刑務所
作業技手　國吉眞儀

今度東京博覽會に於て入賞の榮を得た碁筒は朱塗に菊唐草の堆錦模様を施した所謂琉球漆器としての地方色を出したものであります。

これに就て指導上の苦心談を「刑政」から需められましたが實はさ程の事もありませんので誠に汗顏の至りであります。折角の仰せに甘へて只漆器業が製産手工業中で如何に困難な作業であるかを聊か述べて責を塞ぐことに致します。

作業上一般工藝圖案の定義である處の形狀、模様、色彩、及用途等を考慮に置くことは當然のことであります。該品は圖案を考案するに當つてまづ型を丸形に致し從來の寸法より大くして極上等の碁珠を入れ得る様に致しました。

最も様の乾燥及塗方には特に注意を拂ひましたが其の形が殆んど球狀に近いだけ上塗の返しには隨分骨が折れました。それも廻轉陰室を使用すれば比較的樂に且成績も宜しいのでありますが目下の處當地に於ては氣候の關係上ビンツケの附着が悪い

爲め使用困難で乍遺憾舊來の陰室を使用させて居ます。然しこれは將來是非改良せねばならぬことゝ思ひます。

殊に季候の變化に依つて漆の乾燥及色合等に影響を及ぼすことが甚だしいので其の取扱には中々苦心が伴ふのであります。この氣分はとても素人には解り悪いことであります。實際漆工ばかりは如何に斯業の名人と雖も時には、縮み、垂れ、くもり等の欠點が生じ易くて、色合、光澤、落付、塵（又は節とも云ふ）が一點も無い様な完全無缺の品を得る事は中々容易でなく恰かも窯業に於ける窯出しの結果と同じ様なものであります。次に模様は御大典を紀念すべき意味で菊を資料とし派手な朱塗の色合を調和する爲め地味な落付のある唐草模様を撰んだのであります。尙朱の色合を損ぜない様に其の補色たる綠、樺黃等の明色を使ひ且色調が下品に流れない様意を配つたのであります。斯様にして出來た碁笥が幸にも入賞することを得たのは誠に光榮でありますが、當所としては決して誇るべき立派な品を出したとは思つて居ません。

この感激に依つて今後益々その特長を發揮し工藝品として價値ある品を多く製作させたいと思ひます。

處が目下當所は建築工事中で經常作業は自然縮少の余儀なきに至り塗師工に於ても技能者は漸々減り後繼としても希望通り適性の者を集めて賦課養成することの望み得られないことは斯業指導者としてこゝ三四年來遺憾に思ふてゐる次第であります。

然れども工事竣工の曉は大に斯業を盛ならしめ刑務作業の振興を計りひいて縣の重要物産としての地位を益々向上せしめたいと思ひます。斯くするには是非特長ある地方色を發揮せしむると共に時勢に順應することが肝要だと思つてゐます。

近來屢々刑務所製作品の品評會を開催され尙又今回の如き東博出陳等を計劃されて刑務所製品の紹介宣傳は勿論一面刑務作業に大なる刺激を與へ以て其の伸展を促さんと大に盡力して下さる當局並に直接取扱の任に當られ種々斡旋の勞を盡された巢鴨刑務所職員に對し指導者の一員として衷心感謝の意を表する次第であります。

◇日本一の簞笥

巢鴨刑務所
作業技手　高城守人

大禮博に當所より出品したる總桐簞笥に就て私に製作關係者として其の苦心談を書けと協會からの御話で

刑政第41巻第8号
矯正図書館

ございます苦心と申しては甚だ烏滸がましい次第ですが出來上りまでの順序を述べさせて頂きます。

先づ最初型に就て考へさせられました其れは從來の簞笥の型に現代の流行を加味し聊か大袈裟の樣ですが市井一般の製品の先達となる樣な新しい感のする品を作つて見たいと思ひました。之れに就きましては先年の品評會の時苦い經驗を嘗めて居ります簞笥を正面から見た感じは非常に善いが側面から見た感じの惡いことであります。それは上部扉の椽に黑檀を貼付けた事で製作上止むを得ないのですが見た時に非常に強い黑と白との感を與へることが欠點であると注意を受けたことがありましたので今回は其の點を考慮した譯です。

後に述べます前板を縱に使つた事と黑檀の象嵌を入れた事が大變に欠點を救ひ新しい然もスッキリとした現代人の好む樣な感を出す事に成功したと考へるのであります。

次に材料の撰定ですが成る可く上等な十二分に乾燥した材料を得る事に注意しました市内一流の去る桐材商より數年在庫して居た俗に三角と云ふ桐丸太を四つに割つた板子を手に入れ之を二分板に挽割り使用致しました買入の時商人が何を造るかと聞きますから簞笥だと答へますと私も長い事桐專門に商賣をして居りますが之程上等の桐で簞笥を作つた方がありません何れ出來上りましたら日本一の簞笥でせう是非一度出來上りを見せて頂きますと申されました。「日本一の簞笥」何と痛快な豫言ではありませんか私は躍動する心を抑へ大きな望みを以て製作に取りかゝりました。

さて製作に取りかゝつて見ますと中々頭の中で考へるのと異つて地で行くのですから苦心を致しました從來前板を橫に貼るのをやめまして近來市場に少しづゝ小指物に應用されて來ました縱貼付を應用したのです實用とは謂へ現在では簞笥も一種の裝飾品になつて來たので實用と休裁とを良い工合に塩梅して見たのです縱板を貼付けるのは良く肥えた人が縱縞の着物を着ると橫縞のものを着たよりも遙かにスッキリとした感じを與へると同じで簞笥にこの理屈を應用し正面から見て瀟洒な現代人の如き感を出すことが出來ると思つたからであります。

縱木を貼付けるのは橫木のそれと貼付けの意味は同じですが縱木の方が非常に付きが惡く六ケ敷いのですそれに取扱上はなれる恐れがあるので抽斗を出入れしても剝がれる樣な事の無い爲め又抽斗と棚口との見切を良くする爲めに黑檀の紐を貼付けました之は實用上からばかりでなく粹な感じを出す事にも相當の効果を見ました。

さて前述の扉の椽の件ですが之れは蝶番を外釣となし下臺机立丈の間隙を取つて黑檀の象嵌を入れ合せ口には從來の紐と同樣の椽を廻しました斯樣にすれば側面から見た時は黑檀の貼付は見えず前述の欠點を補修したる事になります其の上正面から見た時も從來と變りなく感の良いものが出來る譯です尤も之れは製作に從事した受刑者も大きな努力をした譯です。

今までは色付及磨きと云ふ事も注意しないではありませんが何分當所の製品は色付が市井の製品と比較すると割合に薄色の爲製品運搬中及使用中早く汚損するとのことで今回は少し濃目のものを使用し磨きも從來の如上艶ものでなく深味のある樣注意して艶を出しました。

金具も極く落付いたもので稍自分の理想に近いものを造り上げましたが愈々出品して一般の批評を聞くまでは可成り心配を致しましたが幸に豫期以上の好評を博し審査の上有功賞まで得た事は眞に望外の仕合と思つてゐます。

この光榮に接した私は之を機とし、この經驗を以て將來優良品の產出に一段の力を致したいと覺悟しました。

死後の時間がウジて分る

警視廳吉川鑑識課長は殺人事件、變死事件等の現場に臨み最も困難視されてゐる死後の經過時間算定方法として、現場にわいた多數のウジ、ハイを培養し、その成育狀況によつて的確に經過時間を算定する方法を發見した、從來殺人事件等に遭遇した際、死後を推定する方法としては解剖の結果に待つより仕方がなかつたのであるが、長時間を經過し腐らんした死體は解剖の結果でも推定出來なかつた、それを死體に寄生するハイやウジによつて算定し得るもので鑑識課の研究によると死後二時間から五時間までの間に目、口、鼻等にハイの卵を生みつけることがわかり、卵はウジに變り、更にサナギに化してハイとなるまでに二十數日を經過することが檢鏡の結果によつて的確となつた、この研究によつて將來の死體檢案は劃期的な發見を見たわけである。

刑政第41巻第8号

矯正図書館

新しき試み
その七

〔市谷〕

庭園式運動場▽△▽△▽護送用自動車▽△▽△▽面會人の賄等

昨年の九月號の本誌（第四十卷第九號）で、・市ケ谷刑務所の新しい試みとして築山を設けた運動場について紹介されてゐたが、其後そのことをきかれた東京造園學校長上原博士は、

「そいつはいゝ試みだ。お力を添へてみたい。外國でも、いまかなり問題となつてゐて最近來朝する友人の或る博士も、敎化や能率のうへからやつてみたいと言つてきてゐるから、さきにこちらでつくりあげて、鼻をあかさう」

と大いに力をつけられたので、市ケ谷でも、それは、「まことにありがたい」と更に乘氣になり、所長や伊藤典獄補さんなどによつて、着々改善の歩がすゝめられてゐたが、先程、漸く、ごらんの寫眞の如き、刑務所には立派すぎるほどの庭園が出來た。

（寫眞口繪）

造園の實際にあたつたのは、坂本金吾氏ではあるが、その指導は專ら上原博士があたられたのみならず、その草木の蒐集についても、少からず盡力され、實際之を時價にみつもれば大した金になるのであるが、博士の後援で諸方から殆んど無料で、移植することが出來たといふ。

根本所長や伊藤典獄補さんは、「こゝは、受刑者が少なく、主として被告であるために直接の敎化に資するといふわけではないが、收容者の殺風景な心を出來るだけ柔げたい等々（坂本氏の別稿に讓る）の考へから　かういふ風なことを考へてみたのであるが、何分、經費がないので充分なことは出來ない。しかし上原博士などのお力でとにかく仕上げることが出來た云々」

と交々語られるうちに、言ひしれぬ悅びと抱負とが、ひらめいてゐる。

草木は主として博覽會々場に用ひたものを無償で拂下げをうけたものださうであるが、この運動場の坪數は二百余坪二つに大別されて道は、美しい花や、樹の間を縫ひ、所々に築山をもうけて、高低がつくられてゐる。勿論これを全体的にまはりめぐることも出來る。

倘、何といつても刑務所のことで、いろ〳〵なところに、苦心のあとがしのばれ、ことに戒護上、見張りのよくとゞくやうにといふことには、一本の木、一花の草をうゑるにも心づかひがあらわれてゐるが、たしかに種々な意味で、好影響を與へることだらう。

×

近時種々な事件が、頻發して、特種な犯人が出來てくるにつれ、監房の設備や處遇等に相當特別な施設をなす必要が迫つて來たが、護送用の自動車の改善もその一つである。そこで市ケ谷でも伊藤典獄補さんなどが主として、頭をひねつてつくりあげたのが、この新工夫の自動車である。シュボーレーで全長五尺八寸、全幅四尺、全高四尺四寸のもので、一寸外觀は、一般の自動車と似てゐるが、今迄の護送用の自動車のやうに後に扉があつては、塵埃がまひ込んで仕方がないので、扉を横にもつてきて、三つの隅に、獨居的な分室がもうけられ、その內扉は、折疊式の引出し座席を出し戒護者が座ると、どんなにしても（それがのかなければ）開かない。而てボデーは木組で外廓に鉄鈑をはり、窓は金枠、磨硝子を嵌込み、廻轉式になつてゐる。

而て、各室とも充分換氣法は講ぜられてゐるが、被護送者間の類はみられないばかりでなく、樂書も出來ないし、通話も防止するやう工夫されてゐる。

然し通話合圖は、種々研究されたが、まだ充分とは言ひがたいので、實驗によると、自動車の走りつゝある間は、勿論、何の合圖も通話も出來ないが、止つてゐるときには、音はきこへないとは云へないといふことであつた。急造されたものである。が經費は、全てゞ二千八百圓ほどの低廉なものである。

因に普通は三名であるが、入口にのみ戒護者を配置すれば、五名を護送することが出來る　而て所謂「囚人自動車」の舊型を脫して感じからいつてもよい。

×

倘、同刑務所では、面會人が非常に多く、從つて、門の出入の混亂に困るのみならず、晝食や買物に一々遠くの差入屋やその他まで出かける面會人の不便を察し、今度兩全會（釋放者保護會）をして、面會人の賄を引きうけると共に、コーヒーや、サイダー、煙草等を商はせる賣店をつくらせたが、面會人は孰れも大よろこびで、非常に繁昌してゐるし、刑務所自身も、そのため出入等のうえに好影響を來してゐる。

而てその收入の利益は、全て釋放者保護事業の資金に提供してゐる。

（A生）

刑政第41巻第8号
矯正図書館

我國最初の監獄改良意見提出者
ジヨン・シー・ベリー氏の手紙
——辻書記官の下へ來た——

この手紙の主のジョン・シー・ベリー氏は米國の醫學博士で明治の初に日本に來て政府の命令で當時の監獄をずつと視察して回り、その報告書を當時の內務卿大久保利通氏に呈した人です、この報告は行刑研究資料として尊いもので、伊東巳代治伯が翻譯したものが資料として殘つてゐます、中央社會事業協會の原泰一氏が前年面會した時には老齡ながらも、懷しさうに迎へていろ〳〵懷舊談をしたさうです。次の手紙はその本文でも知り得る通り、辻書記官がジヤツパン・アドバータイザー紙の記者に話された行刑改良の記事を讀んで寄越したものです。（K生）

私は、「ジヤツパン、アドバータイザー」紙の切抜きで、貴下が同紙の記者に許された會見で、日本に於ける今後の刑務改良について司法省の懷かれてゐる意見を陳べられた、といふ記事を讀みました。貴下は固より私を御存知ある筈はないのであるが、自分は此の事については非常に深い感動を受けたのであります。で、今茲に自分が貴下並びに貴下の代表なされた司法省とに私の心からのよろこびを申述べ、御企劃中の改良の努力の空しからず、立派な成功を收められんことを伏して望むとも貴下はあながち私を差出がましいものともお考へはなさるまいと信ずるのであります。

自分は、今より五十五年前の一八七三年に、私が初めて神戸の刑務所を參觀しました時の光景を今尙ほ能く記憶してゐます。當時の貴國に於ける行刑上の主義は、犯人の改善ではありませんでした。身體に苦痛を加へて犯人を罰するのがその目的でありました。私は刑務所を去る時に、偶然脫獄を謀つて遂げなかつた受刑者が懲罰を受けてゐるのを眼にしました。其の男は地にうつ向きにせられ、手と足とは四本の杙に縛りつけられ、腰や腿をひどく笞打れてゐました。笞打の數は四十だつたと思つてゐます。その哀れな男の泣叫んで憐れみを乞ふ樣は全くむごたらしいものでした。

若しもブリズンが苦痛を受ける場所でなかつたなら、其處へ入るものは喜んで入つて來るに違ひない、といふ考へは二百年前に歐州で抱かれてゐるものでした。往古から明治の初年に至るまで、日本で抱かれてゐたのも此の思想であつたのです。

その當時、大久保利通卿へ差出した私の報告書の中で、私は更らに一層進歩した近代的趨勢より說き起して、行刑に於ける宗教の價値、受刑者とその家族の關係を緊密ならしむること、並びに受刑者の改善にも社會の防衛のためにも、受刑者の心中に在る獨立自尊の男らしい精神を皷舞するの必要を極力主張してをきました。私は兵庫縣監獄にゐた五人の受刑者の寫眞を現在手にして看てゐるのです。この五人は凡て强盜や殺人の重い罪で處刑されてゐたのですが、貴下も御存知の筈の當時の教誨師原君の深切な感化で、此等の五人のものは改悛し、刑期も減輕せられ、後には神戸の組合教會の會員になりました。これは、人間といふものは必ずしもそう邪惡なものではなく、たとへ一旦は罪を犯すとも男らしい精神は全く消滅するものではなく、適當な處遇を與へてその精神に訴へれば、立派にその反應が得られるといふ生きた証據であります。當時の私の若い友人であつた今の伊東巳代治伯は先きに申した私の報告書を反譯しました。多分貴下も御覽になつたことゝ思ひます。

私はあの當時のとがつた高い杙の塀で圍まれた構內に在つたかんごくの寫眞が手に入れられることができたらとよく思ふことがあります。若しあの古いかんごくの寫眞で余分のものがありまして、一枚御惠送にあづかることができましたら感佩の至りに堪へません。何卒貴下より大臣閣下へよしなにお傳へ下さい。現大臣は江木博士でせうか。

米國マサチユセツツ州
ウオルセスター市
醫學博士　ジョン・シー・ベリー

戲談ぢやない

去る六月のある日曜のこと、東京日比谷公園で、畜犬共進會が開かれました。集るところご自慢の犬ばかり。

犬が座蒲團の上にすはつて、御主人は莫座の上に居ました。中にも三頭のイギリスセツターを五人の女中さん達が腹を撫でたり、脚をさすつたり。

寫眞のフラッシュ・ライトがパチン、犬は驚いてワン〳〵、あはてた女中さん犬の背を撫でゝ「お靜かに遊ばせ」。

刑政第41巻第8号
矯正図書館

誌上講演

死刑の沿革〔下〕

大審院判事　尾佐竹猛氏談

それから段々慘酷になつて

鋸挽き　といふのがあります、徳川時代に於ても盛んに行はれて居りますが、古い所では源平時代に既にある、前にも長田忠致の話が出たのですが、首を鋸にて斬つたら宜からうと言ふて怒つたといふやうな記事がある。養和元年西暦九百八十一年に河野通信が父通清の仇西寂を捕へて鋸で嬲り斬り云々と申すのがある、此時分は本當の鋸で斬つた、是は痛いでせう、此刑はどうも支那系統ではないかと考へて居るのですが、是は近年に至つて分りました、山東省を旅行した或る人の記事を見ると、今日でも山東省の田舎に於ては國家の刑罰ではありませぬが、鋸挽の私刑がある、土の中に埋めて首だけ出したのを鋸で挽く、是が今日でもあるのですから、矢張り是も支那系統であることが是で分つたのです、是鋸挽の鋸も段々變つて來まして、織田信長時代になると竹の鋸で、首挽けと仰せ付けられて杉谷善十坊を立ながら地に埋め七日の間竹の鋸で挽いたといふことがあるから、追々斯ういふことになつたのであります。

牛裂　是は無論支那の刑であつて、ヨーロッパにもあります、罪人の足を兩方から二匹の牛で引張らせ、股から裂くのです、それは燒松で牛を驚かすのですから牛は熱いから兩方に引張ると股が裂けてしまふ。

車裂の刑　是も支那にある、ヨーロッパに於ても十六世紀の刑罰にありますが、一寸自働車に礫かれるやうな樂なものではない、是も兩方から片足づゝ結ひ付けて兩方に引張つて身體を引裂く、車輪に結び付けて廻轉せしむるといふのがあるけれども、是は日本にはありませぬ、二つの車で身體を引裂くといふ牛裂きの刑と同一

の方法を採つた。

煮殺し　石川五右衞門がやられた、釜で煮るといふのが支那系統であります、何處まで史實か傳說か分りませぬ、あの釜と稱するものが唯今巢鴨にあるさうですが、是は古い記事にも石川五右衞門を入れた釜だといふのがありますが、あゝいふ小さいのでは煮られさうもない、併し釜で人を煮るといふのはあつたかも知れませぬ、是は盛んに戰國時代から太閤記あたりの記事に出て來ます、太田生雜記に依ると齋藤山城守の事を記し小科の輩をも或は牛裂にし或は釜を据置き親子兄弟の者に火を焚かせて煮殺す事冷しき成敗也とあり、また時慶卿記には文祿二年十一月に秀吉が侍女と子とを三條の橋筋にて煮殺したとある、これは秀吉の平生に反し甚だ慘酷ですがこれは太閤の言ふことを聞かずに情夫を持つたといふ嫉妬からであります、それから會津の蒲生秀行の記事がありますが、大釜を作つて蓋に穴を穿つて罪人を其中に置く、顏面及兩手を出して木履を脚に着け熾火を以て熬す火の氣が釜の內に透ると穴から膏油を濺ぎ入れるとの記事も一書に出て居る是はひどい、更に又信長記に、信長が東國御親征並に勝賴父子討死の條に、軍罪をば釜にて煮ること毎日五人六人に及べり、とありそれから甲陽軍鑑にも釜にて煮らるといふことがあります、そこで

石川　五右衞門の記事は色々に大きくなるのですが、文祿の頃石川五右衞門なるものあり或は窃盜、或は强盜止まず秀吉所司代等に命じ遍く之を搜し遂に石川を捕へ且つ其母並に同類二十人ばかりを縛し之を三條河原に煮殺す、といふ豐臣秀吉譜の記事が元でありますが此記事が一体何處まで信用すべきか否やが何時も學者間の議論になるので、五右衞門の記事は其他の書にも澤山あります、それが段々面白いのになると慶長見聞集や太閤記になるのですが、是は御愛嬌に讀みませう、

さても河原には巨釜三つ迄立て油を盛り柴薪を積みて焚きける程に熖天を焦がし譬ゆる雷霆の如し見る者肝を冷し魂をくらます誠に焦熱地獄のありさま是には過ぎしと恐しく頓て五右衞門已下の盜賊を引き來りいましめの繩を其の儘にて敢手に引かけ彼の釜の內へ投け入るれは忽ち五体は朱の如く變し七轉八倒して叫び死しけるを云々

鬼に角石川五右衞門は釜煮りにされた事は事實らしいのです、それから釜煮りに關する話は本多作左衞門の話がある。しかし今日まで各地方に殘つて居る傳說の釜が全部さうかといふとそれはさうではない、箱根の權現の

前にも大きな釜がありますが、あれは參詣者其他の爲にお湯を沸かして入浴せしむる釜ですが、神社佛閣の所に大きな釜があると是は釜煮りの釜であるといふ話が無暗に出て來るが所刑の爲に態々釜を平生から備へて置く譯ではないのであります、併しまたこの神社佛閣の釜も臨時に釜煎の刑に使用したことも全然ないことはないといふことも出來るのです。

水へ投込む刑　水へ漬けて置く刑などがあります、それから切腹といふのも此頃になつて澤山出て來るのです一体腹切りの記事は鎭西八郎爲朝が八丈島に於て追手と戰つて死ぬ時に立つて腹を切つた、家の中の後ろの柱にお尻を當てゝ腹を切つたけれども死ねずして、後ろの柱に突き付けて死んだ、是が史上に表れたる切腹の記事の古いものですから、日本に於て切腹が大して古いものではないといふことが是で分るのです、足利の時代以前に遡るまいといふことは是までの學者も申して居るのである。

それから其外にまだ色々の刑があるのですが、德川時代になるのです、從來の是等の刑罰を考へて

德川氏の刑罰　が大成したのである、之に付ては刑罪大秘錄其他幾多の書物もあります、小說講談其他に於ても各自の耳に入つて居りませうから詳しくは申しませぬが、兎に角死刑の中でも德川時代程澤山の種類のあるものはない、單に死刑の種類と申しても一番重いのが鋸挽き、それから磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、下手人といふ順序です、下手人は解死人とも書き本來は實行犯人、首犯者といふ意味ですが、こゝには刑罰の一種になつて居る、解死人といふのは一番輕い死刑である、洵に妙な字であるが、人を殺した爲に殺されて罪を償ふ、此の死刑の種類に御試しといつて死骸を斬るとか罪人の財產の沒收といふ附加刑があると否とに依つて區別があるのです、その中で死罪といふのは

死刑の總稱　では無くて死刑の一種であつて首を斬ることをいふので武士以上の斬罪は切腹に代ることが多いのですから、死刑の中で一番多いのが死罪である。之に付ては段々規則が決つて居て、俵の菰の上に草履を脫がして据へ、それから手傳人足の者が首の繩だけは切つて襟を擴げ肩を出させ首を伸ばさして置く、そこへ首打ちの役人が來て首を斬るので此首を斬るのは本來は首斬役の同心がやるのですが、山田朝右衞門といふのが代々首斬のやうに言はれて居る、本來は其役では無く、即ち死刑執行係では無く此人が將軍家其他の刀の斬味を試す爲に罪人を斬るといふが本役であり、それが後になると大名其他から幾らか金を出して同じく切味を試す爲に賴むので、此朝右衞門の家が代々首斬屋のやうになつて居るのです、遂に是れが山田朝右衞門といふよりも首斬朝右衞門で通るやうになつたのです、死刑になる罪は澤山罪名があるので、どんな刑罪を犯せば

死刑になる　かといふのは大体定まつて居るが、德川時代の初めにはなか〳〵えらかつた、慶長十八年の三月、殺伐の氣風があつた時分でありませう、頰被りの外何にても面を深く被り、夜中網笠を被る者は斬罪たるべきことといふ風に規定されたことさへあつた、御定書百ケ條、即ち是は德川政府の大法典である、金子は十兩以上死罪たるべきこと、贓物一兩以上は死罪、詐欺脅嚇、是が贓物一兩以上であると首を斬られる、如何に幕府時代と雖も貨幣價値の變動があるから此刑は段々適用せられぬことになつて、實際十兩以上取つた所が九兩二分位にして命は助けるといふことになつて居ります、此刑は明治の初年まで傳つて居る思想ですが、十兩以上は大金である、斯ういふことは非常なる酷刑です、ヨーロッパ人として最も詳細に日本を記述したケンペルが始めて日本に來て、日本の刑の一番重いのに驚いた、如何に嚴刑酷罰を以てしても泥棒は止まぬといふことを慨嘆して居りますが、洵に御尤もである、次に此首斬の中でも引廻しの上死罪といふのは所謂馬に乘せて市中を罪狀を書いた幟を立て引廻す、是も

威嚇主義　の一方法である、又斬罪といふのは先に申した通り武士以上に對する刑であるから、是は朝右衞門はいけませぬ、即ち試し斬りはいけませぬ、町方同心が斬ることになつて居る、此斬罪でも引廻しの上斬るのと單純に斬るのと二種あります。

それから最も重要なのが切腹である、武士道の代表的のものが德川時代に到つて其制度が完備したのである。所が是も段々形式になつて參つて、切腹の方式が完備すると刀を腹へ當てるばかりで、切らない內に介錯の者が首を斬る、帝劇で忠臣藏の判官切腹をやつて居たが、是は腹を切つてから物を言ふ、本當に腹を切つては物は言はぬが、形式の腹切りならば物が言へるだらうと思ふ、赤穗義士の切腹は澤山の書に書かれて幾つて居ります、武士の典型的の切腹のやうにいはれて居りますが其中で余り立派でない方を申上げます、是は翁草にある、

切腹の時、堀部彌兵衞は介錯人に向ひ老人の事に候へば鐵腹切るも嗚呼かましく候唯首打つて給はり候へと顏色打ち笑みて討た

れける、しほらしき振舞に候ひぬと語り候ひき」とある此形式的切腹もしほらしき振舞と賞められしを以て見るも當時の風習は察せらるゝのである。

是は武士道の最も盛なりと稱せられて居る元祿時代であるが、それから太平が續くと痛くないやうにして首を斬る、即ち切腹の墮落である、それから獄門、是は

小塚原　と鈴ケ森の兩方でやることになつて居て、斬つた首を二夜と三日獄門に掛けて置いて其後は捨てる、監獄の門の外に掛けることも木に掛けるといふこともなくなつたのですけれども、獄門として山門の形をして居るのが首台になるのです、所が此首を斬つて獄門に掛ける場所が違ふのもあります、例へば白浪五人男の五人男といふのは江戸で首を斬つて濱松で獄門に掛けた、それから死骸を隨漬にした上に磔にするのが德川時代にもあります、晒し即ち日本橋詰の刑場に三日間公衆に見せしめた上に磔にするのもあり、市中引廻しの上に磔にするのもある、それから所磔、是は犯罪地－或は本籍地に於て磔にする、佐倉宗五郎の話は何處まで本當か分りませぬが、兎に角故郷佐倉にて磔となつて居る、國定忠次が大戸の關所を破つた罪で其處で磔に遇つた　併し宣告文には關所の裏を通つたことになつて居る、それは關所を破られては德川幕府の体面に關するから實際は表門から竹槍又は拔刀の一隊で堂々と押し通つたのですけれども、關所の裏を廻つたといふ間接に關所を破つたことになつて居るのです。それから逆磔、是は一番重い、それから水磔といふのがある、

鈴ケ森　の波打際に逆さにして吊つて置く、滿潮になるとぶく〳〵になつて苦しむ、是等に似たのはヨーロツパに十六世紀の頃イタリヤにありますが、食料品に付て誤魔化したのを罰するので、四角の檻のやうなものゝ中に入れて鎖に接いで水の所に漬けて置く、こちらは撥釣瓶見たいになつて居る、其處を通る者は誰でも上げたり下げたりしてぶく〳〵させて居る、江戸の水磔といふのは水の所に逆さになつた切りにされて居るのである、是は主として切支丹宗門徒などに行はれた刑であります。

それから火炙り、即ち火罪であります、火で燒くといはずに焙るといふ、宗教、殊にインドに行はれた火葬制度が日本に傳つて誰でも怪まぬことになつて居るが、此火葬といふことは火の中に葬る、今日吾々は火で燒いた骨を大事にして居りますが、インドの宗教の意味は何處から來て何處へ行くか分らぬ、火といふ非常な力で物を

燒く、死骸を燒いて火と共に靈界に行くといふのが趣旨でありますから、刑罰としては名譽を與へる火葬では無く

火炙り　といふことが出て來たのであります、是も色々な規則が決つて居て、罪木といふ輪竹を立てて、此處に罪人を入れる、兩手は鉤竹に結ひ付け、胴と足は柱に縛り付けて、繩を以て嚴重にして、其上を小繩にて卷き塗込をし莖を置いて火を點けて燒く、燒いてしまつても所謂留めを刺す意味に於て男は鼻と睾丸を燒く、女は乳を燒く、是が火炙りの例である、是も德川時代の末になつて實例を見ると、最初輪竹の中に結へられる時に首を締めて殺して貰ふ、その後を形式的に燒く又磔の場合でも縛るときに首を締めて貰つてから形式的の磔になるといふやうな段々墮落した便法になつて來たやうである。火焙りの話にたると何時でも八百屋お七の話が出るのですが講釋に出る吉三其實惡者でお七を教唆して泥棒をしたといふ説もあります、又その寺も小石川の大圓寺とか箕輪の圓乘寺、目黑の大圓寺と色々なことを言ひますが兎に角此事件は當時の人心を衝動した事は大なるものであります。日本の家屋が木造であるから、火災は嚴重に注意すべき必要から放火も大罪となつて居るのである。

德川時代に於ては火つけ、盜賊、人殺しといつて三大重罪となつて居ります而して火つけは反應的に火炙りとすることも已むを得なかつたでせう、以上は德川氏お定書百ケ條に依つてのでありますが

各藩　皆刑が違ふのであります、其中で有名なのは駿府――即ち靜岡で寬文中行はれたひどい刑がある。稻葉美濃守正則が安藤甚左衞門松永喜內の主殺しの罪の刑として先づ穴を堀つて火を焚いて、丸太を渡して兩人を炙つたのであるから魚を燒くと同じである。

それからもう一つ慘酷なのは同じく駿府でありますが、柱に鎖を付けて放して置いて火を付ける苦しいから飛んで歩いて死んでしまふ、是は百ケ條では認めませぬけれども、各藩に色々な刑があつた特殊の刑として擧げて置くのです、それから埋め殺しといふのがある、一定の穴に追込んで食物を與へず餓死せしむるといふのもある、それから矢張り牛裂き車裂きの刑は切支丹宗徒に對して行はれた例もあれば、各藩に於ても之をやつた、金澤藩に於て牛裂き釜煮りの刑を行つた記事もある。

明治　になると御即位の初めは德川氏の舊法に依るといふことになつて居りますが、慘酷な鋸挽と磔を除くといふことになつて居る、磔は大逆罪に限られて居

る。横濱の暗闇阪、前の監獄の跡で行はれた磔と獄門の寫眞があります、それはポルトガル人ダーローザーが日本に來て居て磔と獄門を寫眞に撮つた、之に依つて當時の面影が能く分ります、其罪狀を見ると磔に上つて居るのは質屋の番頭であつて、獄門に上つて居るのが强盜である、番頭が强盜を手引して主人の家に入らせ、主人の家に殺傷があつたといふので磔と獄門になつたといふのが、其當時の寫眞にあります。明治三年になると

新律綱領

が行はれて、斬絞梟。斬るのと絞めるのと獄門の三つになつたのであつて、是が長く行はれて居た、最も悲慘なのは我國の最初の司法卿として功績があつたが不幸佐賀の亂に敗れた江藤新平が獄門に遇つた寫眞である、それから又明治五年程ヶ谷に於ての所磔ですが獄門である、是は所も分つて居る、相續から母親を毒殺した罪狀が傍らの建札に書いてあるのが讀めます。

此首を斬る時の話は明治になつても幾らでも逸話があります、有名な毒婦の高橋お傳、所謂朝右衞門が斬つたのですが、是は斬り損つて暴れて色男の名を呼居つたといふ話が傳つて居る、大久保利通を殺した島田一郎以下は皇城を拜して愛國の諸君一足お先へといつて從容として首を斬られた、是等の話は澤山あるのですが、既に諸君の耳に新しいことであらうと思ひますから畧します。明治十五年になり、

舊刑法

が行はれた、此時には磔も獄門もないことになつて、首を絞めることになつたのですが、是も最初は高い所の絞首台へ罪人を登らせたのである、死刑の執行を言渡された罪人になると高い所に登る力が無い、そこで今日のやうな平らな所で絞めることになつた、明治十四年に石鐵縣今の愛媛縣で問題の起きたのは一遍絞めた後になつて生き返つた、果してもう一遍絞めて宜しいかといふ疑が出たのですが、司法省も色々研究した以上一遍執行した以上仕方がないといふので助かつたといふことがあるが、死刑の執行者が生き返つたといふのは法律論としては議論を闘はされるが實例は殆どない、唯此事件一つあります。

斯くして我が現行の刑法に到つて益々死刑廢止論は盛んでありながら今日未だ廢するに到らずして居るのである、將來益々死刑の廢止論が學界の議論になることであらうと思ふのであります、實務に當る各位に於かれましても十分なる御研究を煩はす次第であります、

（完）

資料

累進的行刑制度

泉二新熊

◇

現今世界各國の行刑制度では殆ど皆漸進制又は累進制（Progressive System）が採用せられて居る、我國でも少年刑務所では例外なく此制度を實施し普通刑務所では之を實施しつゝある所と然らざる所とがある。尤も之は各刑務所長が司法省の認可を得て獨自に定めた規則に依るのであつて未だ全國一般に施行せらるゝ標準規定があるので無い。併し近き將來に於ては必ず一般規定を設くべきであつて殊に刑法改正に依つて一般に不定期刑の制度が認められるゝことに爲れば累進制行刑は不可分の關係を有するものとして必ず採用されなければ爲らない制度である、殊に此累進制度に刑の減縮を伴はしむることに爲ると刑法と行刑法との不可分的連繫を形成するものであつて刑法及行刑法の改正事業上大に注意を要する事項である、此頃フイリツピンでは行刑局長ラモン・ビクトリオ氏と同局次長エマニエル・アルザテ氏が獻身的に刑政改善に努力して居るが一九二五年夏倫敦に於ける國際刑務會議のありたる後に於ては一層其努力が目醒ましい樣に見へて居る。而して累進制度の規則も改正せられて居る（一九二六年六月）之も參考に資すべき價値あるものと考へるので左に之を紹介することにする。

（甲）採點累進制改正に關するビクトリオ局長の覺書

受刑者の行狀を取締つてゐる現在の規則によりますと、六ケ月間かんごく規則違犯のため罰せられたことのなかつたものは、百點（100%）が與へられて次の上級へ進級し得ることになつてゐます。然しながら經驗の結果、行狀に評點を與へる此の方法は、作業並びに修學の習慣を發達せしめて犯罪者を改善しようといふ近代的行刑の目的に副はざること甚しいことが分明になつたのであります。實際、プリズンを出入すること度重れば重るほど、受刑者は規則違犯の發覺を避けるに巧みになつて、多くの累犯者は行刑訓練の目的の二要素たる作業の進歩と勉學とに何の興味を示してゐないにも拘らず　現在の行狀評點に關する規則では、滿點を與へられてゐるのです。

一九二七年のフイリツピン群島のアドミニストレーテ

イブ・コード（かんごく法）の千七百二十四條によりますと、「行刑局（Bureau of Prisons）の發する規則は島立並びに州立のプリズン及びビーナル・セツルメント（コロニー）に於ける紀律を增進し且つ各階級の受刑者の改善並びに監守を完からしむるものならざるべからず」とあります。決裁（アップルーバル）を仰ぐため茲に差し出しましたアドミンストレー・テイブ・オーダー（通牒）に立案しましたものは採點累進制（Pragressive Merit System）とも稱すべきもので、近代的行刑施設、に於ける受刑者の處遇に適用せられたる改善手續の三大要素、即ち、（一）一般行狀、（二）作業の上達能率、（三）學校に於ける進歩と行狀等に正當なる評價が與へらるゝシステムであります。かゝるシステムに由れば、不正なる依怙偏頗の行はるゝ處少なく且つ受刑者をして自己の努力によつてのみ拘禁中の己れの地位（ポジション）を高め得るものなるを覺らしむることができると思ひます。

一九二六年一月一日

（乙）一九二六年度第一號通牒（同年六月一日）

（一）爾後次級への進級は一般に毎月の初めに行ひ、進級の日に先づ六ケ月間に於ける次の三つの標準に基き一般行狀評點八十五點を與へられたるものに限り進級を許すべきものとす。

（a）一般品行……五
（b）作業の進歩能率……三
（c）學校に於ける進歩品行……二

（二）以上の標準の各項に於ける採點は次の割合に依るものとす。

優	佳	95……100%
大	佳	90……94%
佳		85……89%
弱		70……74%
論		70%以下

（三）年齡の故を以て學校に入る能はざるものは（c）の標準の下に八十五點を與へらるゝものとす。

（四）行狀の佳良なる其比を見ず又は五ケ月間繼續して平均點九十五點を得たるものは、一時假りに上級へ進級せしむるを得。入所の際即刑期の開始に當り第二級に入れられたるものは、第二級在級中一般行狀點九十五點を示したる時は、刑期の始めより第一級に在りたるものと認むるを得。

（五）性格、行狀及び罪質により受刑者を或は職長（squad foreman）とし、然らざるものは之を第一第二第三の各級及び留置部へ編入す。

（六）入所に際し受刑者はその刑期又は性格の第三級に編入すべきにあらざるものは第二級に編入す。かゝる第二級受刑者は最初に一般行狀點八十五點を與へられ、第三級に編入せられたるものにして累犯者ならざるときは最初の一般行狀點は八十點を與へらるものとす。

（七）職長へ昇進するの資格あるものは第一級受刑者にして昇進前の三ケ月間一般行狀點九十點を得たるものならざるべからず。職長頭（Chief squad foreman）たらんとするものは昇進前一般行狀點九十五點を得ざるべからず。

（八）三回以上入所したる受刑者は第三級へ編入せられ最初の一般行狀點は七十五點とす。

（九）一般行狀點八十點より少きものは當然刑期短縮の特權を失ふものとす。但し、已に得られたるものは之を失はず、規則違犯ありし時にのみ懲罰として之を奪はるゝものとす。一般行狀點數八十點より少きものはかんごく規則（Prison Rules and Regulations）第三十三條に擧げられたる特權を失ふものとす。

（十）獨歩（トラスティー）又はビーナル・コロニスト（コロニー居住者）たるには今後は次の二條件に相當したるものに限る。

（a）刑の言渡により科せられたる刑期の十分の一に等しき期間マニラの主たる刑務所に禁錮せられたること

（b）前段に擧げられたる期間の滿了に先つて少くも一年間一般行狀點數九十五点を得しものなること

（十一）終身刑者にしてビーナル・コロニスト又は獨歩となりしものは刑期は三十年に減刑せられ。三年を以てその十分一刑期となす。この階級に進級したるものは拘禁期間の一ケ月に對し五日の追加短縮の特典を受くるものとす。進級は所長の許可を待つて初めて行はるべく、拘禁の最初の一年間は進級の許可は與へられざるものとす。重罪又は輕罪により二回以上有罪判決を受けたるものは、獨歩又はビーナル・コロニストたるの資格なきものとす。右の受刑者にして終身刑を科せられたるものは三十年まで短縮せらるゝを得、行狀佳良なれば法律によつて許可されたる一切の特權を受く。獨歩又はビーナル・コロニストに進級したるものにして行狀不良のため再び禁錮せらるゝに至りしものは、前の進級によりて許されたる刑の輕減及び一切の特典を失ふものとす。

（丙）一九二六年第一號通牒實施に關する心得の件（同年六月一日）

矯正図書館

（一）一九二六年第一號通牒實施のため一般行狀委員（Geueral Couduct Committee）を設く。委員會は主席書記（チーフ・クラーク）を委員長とし、行狀課及び釋放課の書記を以て委員とす。

（二）下に揭ぐるが如く受刑者の採點を任とせる下記の委員會は前月に於て與へたる點數をその次の月の十日より遲れざるよう上記の一般行狀委員へ報告すべし。

（三）作業採點委員（Industrial Rating Committee）は（b）作業部の長（Superindentent of Department "B"）を委員長とし各作業部の長をその委員とす。一般品行委員（Committee on General Department）はチーフインスペクター（戒護主任?）を委員長とし二人の看守部長（?）（Overseer）を委員とす。教育委員は現在のまゝとす。

（四）各部作業に割り宛てられたる受刑者は各組二十五人より多からざる組に分たれ、組長（squad leader）の監督を受く。別に四組は合して組長主任（Chief）の指揮を受く。組長は己れの組に屬する受刑者に與へたる點數をその所屬の組長主任に報告し、詳細に作業の成績並びに作業割宛の變更につき陳述せざるべからず。割宛てられたる作業を變更したる場合には、その變更の進級の目的に出づるやはた原の作業の不適當なるがためなるや一々その理由を述べざるべからず。組長主任は組長によりて與へられたる點數を記入し、自ら與へたる點數と共に、各月曜日午後四時前に作業部長に之を報告するものとす。

（五）一般品行に對する採點は陪審員に報告せられ且つ陪審員によつて有罪と認められたる紀律違犯に基いて爲さるべきものとす。

（六）作業部へ指定せられず、事務、看護及び其他樂手炊場手傳の如き報酬ある勞働に就かしめられたる受刑者は作業部と同じ標準に從ひ採點せられ、且つかゝる採點はそれ〳〵掛りの職員及び屬員によりてなされ、毎月曜日午後四時半までに作業採點委員まで報告せらるゝものとす。

（七）市の土木事業に指定せられたる受刑者の採點は看守長（Chief Overseer）により、ストツケードにて働くものはその場所の監督により行はるゝものとす。

（八）プリズン・スクールより除外さるゝものゝために定められたる年齡に達せず、且つその者の教育程度の小學四年に及ばざるものにして自ら申請して入學せざるものは七十點を與へらるゝものとす。

其の他のものは最初の採點を八十五點とす。

（九）作業部其他の勞働に割りあてられたるものゝ最初の採點は凡て八十五點とす。

季節趣味

病と藥

竹庵老人

季節に因んで夏の病と藥とに就て申して見ませう、その病といつても、コレラ、ペスト、赤痢のやうな流行病ではなく、文化病に就て申し、又藥といつてもこれは文化に反對の漢藥、即ち夏季に準備して置くべき草根木皮に就て申す考へです。

×

近來扇風機病といふのが新しく生れた、この扇風機も、最初は煽風器と書いたかに記憶しますが、いつしか電氣扇と廣告などで見るやうになつた、それがこの頃は又扇風機になつたやうで、この位、變遷のある今日だから病の方も進歩したものが生れなければ權衡がとれない、何も病などが權衡を採らなくてもよいのですが、さうせないと人間が增長してならぬ、即ち天の配劑といふものでせうか。何事でも淫すれば害あり、扇風機も朝から晩まで使用して居ると、その人は病氣になる、まづ惡心を催し頭痛が起る、これは主に扇風機に近く正面の風を受けるが惡いのです、扇風機の羽が風を起す際、機械の前方に空氣の旋渦が起り爲に陰壓とて一部眞空のケ所が出來、又空氣に劇動が起るから、常に一定の律動によつて行はれてゐる人間の呼吸は、この爲に障碍を受け、肺に送られる酸素缺乏の結果、體内の血液は不淨となり、そこで不快感や頭痛、終には眩暈さへ起るのです。

それに周圍の塵埃を一束にして吹付けるから扇風機に近く正面にその風を受けることはよくありません、又大人にも子供にもですが寢るときに涼しいやうにと扇風機をかけ放しにする人がありますが、これは非常に危險であつて、普通でも睡眠中は體温が下降するものを、扇風機によつて一層體温を下げ、風邪を引き易い、幼兒になると前述の理由によつて呼吸困難から遂には死に至らしめることがあります。

扇風機で惡心を感じたならばその側を離れて靜かに横になつて居れば、氣分は恢復するが、尙ほ薄めた葡萄酒の少量を用ゐるとよろしい、頭痛、眩暈などのときは場合により醫師へ相談を要します。

更に扇風機による病氣に顏面神經痲痺があります、この神經病は、列車とか電車の窓を開放して急激な風を長く顏に受けたり、又夜人力車に乘つて風に當ると矢張罹ります、これはその人の素質にもよりませうが、主に顏面の左右何れか片側に現はれる。痲痺を來すと皺がなくなる、次に眼は下眼瞼の中央部がたるんで眼球が露出し、兎眼といつて眼を閉ぢることが出來なくなり、同時に涙腺に故障が生じ、無暗に涙が出たり、又反對に悲しい時にも出なくなることもある。その結果はいろ〳〵の眼疾を惹起します。これ等の痲痺が亢進すると鼻から唇の邊までに痲痺を起して、所謂顏曲りとなつて行はれてゐる人間の呼吸は、この爲に障碍を受け、肺に送られる酸素缺乏の結果、體内の血液は不淨となり、そこで不即ち顏が歪み出します、更に舌下腺や顎下腺も冒されて唾液が出なくなつたり、或は牛の涎の如く矢鱈に出たすことになる、

きらなると言葉の發音が惡くなります。かくなれば最早捨てゝ置いては治癒しません。

×

山岳病、これは登山熱が盛んになり、甲も乙もと自己の身體を考へずに飛出すと、きつとこの病に見舞はれます、又健康者とて安心はなりません。

高山に登ると、總ての環境が急變しますから飛行機乗りに飛行機病のあると同樣、登山者に山岳病があるは當然と云つてよい。アルペン・インフルエンザといつて登山者が急に發熱したり、消化器に故障を起すのが一つ。

次に山岳病患者は、まづ無氣力になり、甚しく疲れを覺え、同時に頭痛、眩暈、恐怖感、嘔吐、呼吸困難、心氣亢進、鼻出血などの症狀が現はれ、遂には失神に陷ります。

この山岳病に犯され易い者は大抵心臟の弱い者とか、貧血症の持主です。隨てこのやうな者は登山を差控へるがよろしい、登山に際しては豫め、重曹と薄荷油から出來て居るソーダミントといふ錠劑を服用するとよろしい、これは治療劑としてもよく、又一般の胃カタルにも效能があります。

×

夏は山と水、山登りの反對には川に海にと走ります、この水泳中にも又病がついて廻ります。

酒類を用ゐた者が水泳をやりますと、手足にシビレが來てよく溺れますし、耳に水が入つて耳の病を起したり、濁つた水を呑み下したゝめに胃腸を害することが少くありません、この方も自己の身體に相談してかゝらなければ、却て身體を壞します、水泳は長時間しては駄目です。短時間程よろしい。

海水浴、淡水浴（禊の如きもの）共に上つてからはその雫をよく拭ひとるよりは、輕く拭つたあとは自然に乾かせるがよろしい、海水浴、淡水浴、溫泉浴の總てが、そのあとで身體の氣分が惡いからとて溫浴（淡水風呂）に這入るとその效能はない、疲れだけが殘ります、昔は海水浴、溫泉浴は細胞から藥分がしみ込んで療養になるものと考へて居たのですが、近時の研究では、皮膚に附着する藥分によつて皮膚に刺戟を與へ、神經の活動を促進することが分つて來ました、それでそれを洗ひ流すことは效能をなくする譯です。

×

夏のうちに藥草を採取しておく、これは昔から行はれたことで、夏の土用の丑の日といふことをよく云ひますが、この日に限つたことはありません、これはその中心を示したものでせう。野に、山に、海邊へと出た序に採取しておくことは、利益と興味こそあれ、害は少しもありません。少しくその藥草に就ての豫備知識さへ持て居ればよい譯です。その二三をあげて見ませう。

×

七八九の三ケ月にかけて白い花を開く「ゲンノショウコ」は下痢止になる、大抵五グラムか十グラムを一合か一合五勺の湯に浸して飲めばよいのですから至極簡單です。眞夏に採取して日南で乾燥して貯へる、近頃は醫者もこれから製劑して用ゐます。

「唐ゴマ」これはヒマシ油の原料であつて、春種を下し夏伸びて秋にイガの付いた果實を結ぶこれを割ると、白黒の斑點ある鷄豆位の种子が出る、ヒマシ油はこれを搾つたもので、これはこの儘用ゐると有毒です。

×

「朝皃」の種子は毒だといひますがこれも赤下痢止の效能がある、寳藥にも用ゐられて居ます。之れを多量に用ゐると却て下痢を起す、それで「野バラ」の種子と共に下劑に用ゐもします「野バラ」の種子は下劑にはよく利く方で、頑固な便秘にも效目があります、しかし下痢が過ぎて害をなすこともありますから注意せなければなりません。

「唐もろこし」の赤毛即ちヒゲは大抵捨てゝ顧みないものですが、これを乾かせて貯藏すると利尿劑になり、亞米利加などは多く之れを用ゐます。

×

濱端で踏みにぢられて居る「オホバコ」の實は少量を水で煎じて服用すると咳の藥で、咽喉を滑かにするから痰の出る時さう苦しまなくなります。

毒虫にさゝれた時は「ハブ草」がよい、「ハブ草」は元來印度產のもので近頃庭園にも植栽されます。夏から秋にかけて黄色の花を開きます。

蟲下しには古くから海人草を用ゐられて居る、この草は九州、琉球の海邊に產する藻の一種であつて、藥屋に行つても容易に求められます。尚ほ山椒の實、梅干も虫くだしによいもので、これはどの家庭でも貯へ易い、すべて寄生虫には、その虫の生じない前に簡單無害のこれ等のものを用ゐて未然に防ぐがよいのです。

×

サイダー、ラムネ、シトロンアイスクリーム、等々夏の飲料は昔人間にはその名も覺えられないものが澤山生れましたが、昔は、麥湯、葛湯などと共に、賣つたものに「ビワ葉湯」があります。この「ビワ葉湯」といふのは、枇杷の葉をよく乾かせて、葉についた毛を布でよく拭ひ落し、五六枚を一緒に湯一合位に煎じるのです、これは漢法醫がよく用ゐまして、熱病患者の舌のかわきを止める妙藥です、いつ用ゐてもよく、一般家庭用によろしい。

×

冬のヒヾ、アカギレ、シモヤケには皆惱まされますが、この藥を豫め用意しおくとよろしい。

シモヤケには銀杏の葉を煎じて罨法する、燕の根を焼いてそれで患部をこする、「とちのき」の實を粉にしてつける、「さわぐるみ」の葉を蔭干にしておき入浴の際入れ或は湯につけ患部を浸すなど以上何れも特效があります。

アカギレには「さいはいらん」の根球を粉にしてつけるとか、「せんだん」の實を煮てつけるとよい、これはヒヾにもよろしい。

又冬期にかゝり易い疥癬には「あやめ」の根莖を粉にして油で解いて塗る又「おしろいばな」の葉を生のまゝよく揉んで患部にすり込むもよい方法です。

赤兒の瘡には「かにしさ」の葉莖を煎じその汁で洗つてやると二三日できれいに落ちます。

頭瘡には「おとぎり草」の花と葉を油に浸してその汁を塗る、頑癬には「いぬほゝづき」の莖葉を煎出しその汁で洗ふ、これ等の草はどこにもある筈ですから採取しておけばよいでせう。

×

腎臓病にきく藥草類としては次のやうなものがあり、それには利尿劑、發汗劑、强心劑ともあります。

まづ利尿劑として「ゾリユ・ヤマゴボウ」あり、又芦の根を堀つて煎じて飲めばよい、尚「ニワトコ」もよい、之れは利尿に特效あり。「そてつ」の實も用ゐられる、發汗劑には麻黄があります。

强心劑には「ヂキタリス」があるが分量を誤ると危險であるから、素人向には、西瓜や、西瓜糖がよく、「ウワウルシ」の葉を煎じてのむもよろしい。又芭蕉の葉を敷いて寢ると水氣がとれます。これ位でおきませう。

◇。。。

◆惠まるゝ是非

市谷　すゞ蘭生

吾れ〳〵は徒らに職務の煩雑であり多忙である事を理由とし、未決拘禁の本旨をも没却し、花や、コーヒーを求むるが爲にのみ忙はしい勤務を嘲ち、自ら單なる番人であり事務員なりと自己の職務を卑下するの不心得者であつてはならない。

彼等が一鉢の花を愛で、挿された一輪の花に、よく荒みゆく心に美しい人としての情操を湧きたたせ、麻痺し切つた良心にも尊い神性の閃きを見出す事が出來得るとしたなれば……香り高きコーヒーに有りし日の追憶を喚起され、殘された妻子の幻影を想ひ浮べて限りなき悔恨と懺悔とにぬれそぼつ事が出來得るなれば、花や、エハガキの購入に煩雑を増し、寸暇を求むるに分秒のタイムをも與へられざると雖も決してこれを歎ふ者ではない。

されど、昨日迄樹下に、石上に、宿を求め公園のベンチニ一睡の夢を結び、一滴の汗に尊い生の歡喜をも見出し得ず、徒手倘怠惰を追い、勞せずして美衣美食を求めんとするの徒に、一輪の花よく、積雪の下に用意せし忍耐の賜ものたる事を悟らしめ、一鉢の花よく、意情に放從に枯死せんと良心をして發憤興起せしめ得るの糧となり與奮劑となり得るであろうか？

獨居拘禁者はいざ知らず、數人雑居の房内に、甲はコーヒーに舌鼓を打ち、乙はサイダーに疲勞を忘れ、丙は美しき草花にエハガキによく其の無聊を慰むる事が出來得るとしても、それ等を求む可き財の貯もなく空しく側に座するの餘義なき收容者の心は如何？　激しい嫉妬は金に對する異常な憧れとなり、同房者の手前に對する淺間敷い虚榮心とは如何なる刺戟を與へ、血潮は如何に波打つであろうか？

現に所持金數十錢に滿たざる被告人の淺間敷い同房者へのみへより莫大なる自辨の購求を願出るが如く、これを單なる惡戯とのみ考へ去る事が出來得るかしら。

地獄のさたも金次第。——黄金の威力の今更偉大なるに、浮世を塀一重として隔られたる世界にも、貧富の怖しい對立は如實に實現し、金に憧れその金故に苦しまぬばならぬこうした呪ふべき環境は、彼等をして不知不識の間に一種の變態的人格を、未決中に於て養生せしむる不合理な結果となりはしまいか？

靜寂裡に既往を追想し、過去を反省し懺悔の涙に將來の希望を抱くべき最も内省に適合したる未決拘禁は、時の潮に貧富の對立場となり、黄金の偉大なる威力の前に貧者は脆くも呪はれたる運命に、限りなき反抗と呪咀とを抱き自己破壞えの怖しい道程を辿りはわしまいか。

貧故に罪を犯し、妻子を養はんがため惡いと知りつゝ犯した、金が敵きの世の中にこゝにも怖い黄金の暴威は振るわれている。

美しい花を居房に眺め、温いコーヒーに無聊をいやす者のある反面に、貧故に悶える哀れな人の多い事を忘れる事は出來ない。

（編輯の都合で、前後の文を省き題、替へて置きました不惡。　本欄子）

◆公判審理と教誨師

京都　山　朗

公判審理は被告事件に對し科刑權の存否及び範圍を確定すると謂ふ六ケ敷い機能を有するものであるが目的主義の刑罰觀念の元に於ては被告人の改悛の程度が範圍確定の一要素となるものである故に裁判官に於ては被告人の態度即ち一指の動き一毛の微動だも忽にせられない被告人に於ても自己に有利な斷罪の資料を供給せんが爲め種々なる方法を以て必死的に防禦權を行使せんとするのである斯る場合に於てこそ彼等特有の個個の心理狀態を如實に觀察することも出來尚犯罪の動機經路及び情狀家庭の狀況等最も詳細に窺知せられ行刑上參考として大いに價値あるものと思慮す例へば同じ自白にしても衷心悔悟の結果と捨鉢的の自白とは感化上大いに徑庭を生じ又自責と懺悔の結果吸り泣きするものと唯裁判官に同情を求めんが爲の手段として狡猾なる被告の僞泣とは同一視することは許さない尚共犯者ある場合に自己の罪責を免れん爲め他人に其の責を轉嫁する等完膚なき心理狀態を洞察することが出來るのである亦裁判官に於ても被告人の改悛の情顯著なることを認識し得るも賠償能力なき爲め若くは被害者の復讐的感情を考慮し尚確實なる保護者なき等の爲め執行猶豫の恩典に浴せられない場合も往々見受く斯如き事情も亦行刑上大いに考慮せなければならない故に公判審理に際しては教導の擔任者たる教誨師を特別傍聽者として派遣し以上の事項につきて適確なる觀察をなさしめ尚身上票に公判審理に對する被告人の態度の欄を設け特別の事項を概記せしめたなれば行刑上大いに利する處あるを疑はないのである（終）

◆信書接見制限の擴張に就て

米子　M　生

行刑の目的が收容者の改善をはかり、以て「善良なる社會人」として社會へ復歸さすにある上は、入所中と雖も出來得る限り社會と親密なる關係を保たせてゆくということは、行刑上緊要なることなのである。

抑々我等人間は社會生活を營むを以てその基調とするものなる故、假令收容者にして自己の誤りより社會と隔絶された囹圄生活にあるとは云へ、其處には社會に對する熱烈な親しみと憧れを懷くは當然のことである。されば我が現行監獄法及同施行規則には、此趣旨の許に信書接見に關する規定が設けられてあるのである。然りと雖も、現今に於ける制度はあまりにも其の範圍が狹きに失してゐるではあるまいか。またあまりにも現代行刑の主旨に伴はざるものがあるではなからうか。其規定によれば、彼

等は其の親族に非らざる者との信書の發受及接見を爲すことを許されてゐない。其の許されてゐる者にても、二ケ月毎に一回と限定されてゐるのである。よし其處には幾多の制限外特殊規程の設けあるとはいへ、そは普偏的たるものに非ざる故彼等にして親族を有せざる者は、假令深い懷郷の念を有する者と雖も自己の誠心を社會へ通ずることは難かしい。また親しき一通の便りも受けることが出來ないのである。斯くては已づと社會と疎遠になるばかりでなく、延ひては長い間の別離生活の中には全く孤立無援の狀態となるは明かなることである。亦親族ある者にても、二ケ月に一回にては到底滿足な心の融和をはかることは難しいと思ふのである。

玆に於て信書の發受、接見を許す者を親族と限定せず、苟も本人が釋放後社會生活を營む上に密接な關係を有する、故舊、知己等適當と認むる者は之を許し、而して其の度數も弊害なき限り、なるべく多く許可するのである。然りと雖も行刑は刑罰の執行なる故、苟にも刑罰本旨に悖り或は其の威嚴を害ふが如きことなきを期するは勿論である。

要するに、收容者をして釋放後徹頭徹尾善良なる社會生活へ入らしむるには、如何にしても現今に於ける信書接見に關する制限の範圍を擴張し、而して以つて社會人との融和をよりよく繼續させて行かなくては ならない。それは即ち、行刑有終の美を擧げる基であると共に、現代行刑上に一新起原を見出すであらうことを思惟するのである。

◇　○　○　○

◆フイルムに就て

鹿兒島　子寶生

改悛を促すの前提は犯罪の自覺にあるは申す迄もありませう。自覺其のものは即ち懺悔でありませう實際に就て觀ましても其自罪が單なるものが多いやうで實は被害者に對して濟まなかつたと曰ふ位に過ぎぬやうにて惟はれる節もないではありませぬ深刻に此の感を强くせしむるは感化上極めて必要の事でありませう何故此の深刻な謝罪の念が起らぬのであらうか夫れは犯罪當時は只其罪を免れんとし又は刑の輕き事のみに汲々とし或は犯罪と同時に自覺の念あるも司法の手に移り應ては自由拘束の身となり實際自分の犯罪が如何なる程度に社會や被害者又は其家族に及ぼしたるかを知るの機會が尠いためではありますまいか被害側の一家離散するもあれば子弟の學業を中途にて廢するとか或は精神に異狀を來すとか實に肉體的にも精神的にも其蒙る被害の甚大なるは惟ひ半ばに過きぬものがある從來フイルムの選定に就ては一層の研鑽を積まれて居ることは滿腔の敬意を拂ふ譯でありますが望むらくは以上の如き被害の深刻慘憺たる場面をフイルムの一部に仕組むも又有益な事ではないでせうか還は觀るものをして不快の念を起さしむると又彼等を悲想的に導くとも曰へませうが彼等に快活なる性格たらしむるため其喜びを迎ふるものも又た感化上必要でありませうが一面感傷的にして而かも彼等の核心に觸れ眞心の苛責に肺腑を貫くべきものも時には所謂良藥口に苦き

の道程に達しはしますまいか聊か思ひ付ひたまゝを述べて高教を仰ぐ次第であります

◆短刑期初犯者に對する作業の賦課に就て

鹿兒島生

從來短期初犯者にして身心共に何等申分のない者も訓練の違なきため止むなく輕易なる科程座業に就かしめて居る本人の釋放後の事など惟ふとき彼等のため適當なる作業の施設を望む譯です一受刑者の面會の主旨を要約すれば素より何等の貯へもなく釋放になれば其日から人一倍働かねばならぬ親や妻子を養はねばならぬのと入所に依り不義理な借財も嵩んで居るからである青年時代より仲仕や馬車挽で今日に至り技術的職業とてなく全く純然たる筋肉勞働です自分の此の腕の如何は實に一家の浮沈に拘はります入所後輕易なる作業に就きたるため食糧は減じ筋肉の弛緩と共に勞働の習慣は日に遠ざかり釋放後直ちに働く事も出來ず生活上不安の念に驅られます縱令釋放前一二ケ月でも立ち働きの作業に就けて頂きたし如何なる勞苦も辭せずとは蓋し偽らざる彼等の告白ではないでせうか素より初犯者には作業も一層紀律的でなければならぬ併し時間科程の立業も取締如何に依つては必ずしも不規律に流れるやうなことはないと惟はれます官用夫の如きも人員に制限ありて之れが要求を充たすことも出來ますまい農閑刑務所の事ども惟はぬでもないが之れとても一朝一夕には運ぶものではないと惟ふ地方的にも需要の多い精米作業は或は適切ではありますまいか本業は機械作業でも相當の勞力を要し作業も極めて簡單でありますまいかと惟はれます地方設備費も格段の事はないと惟はれます要は入所公共團體や刑務所需用の米麥を併せたならば相當の需用はあると惟はれます要は入所中より彼等の筋肉の緊張と勞働の習慣を持續せしむるのが本來の目的である以上本業に限りた事はありませむ聊か所感を述べ諸賢の示敎を乞ふ次第であります。

◆掃除せよ心の中の臺所

橫濱　石垣生

病は口より入ると古人が申します、かく暑さがきびしい今日では特にこの口を愼まねばなりませぬ、と同時に御臺所即ち勝手元の清潔に注意せねばなりますまい。又人はよく御臺所を見れば その家庭が知れるとも申します。就ては人間の心の中にも御臺所があると私は考へます、吾々の職掌柄では尙更この臺所の清潔に心掛ける必要があらうと存じます、この御臺所が整然として、さうして、完全に掃除が出來て居れば、如何なる惡思想、傳染病菌にも冒されることはないと思ひます。他人の臺所の清潔法までも施行せなければならない吾々は先づ自分自身の御臺所清掃法即ち修養が肝要な事を熟々考へます。

◆私のつとめ

福岡　おかた生

私は工場の機當であります
收容者は毎朝洗面後神佛を禮拜し左の如き日々の心得を朗讀し食事するを常とし

一、何事も眞心を本とし力の限りを盡すべきこと
二、規律を重じ言語動作を愼み苟も我儘の振舞あるましきこと
三、訓示敎誨は此れを諄聽し必ず實行を期すべきこと
四、神佛を信仰し父母祖先の恩を思ひ朝夕懺悔禮拜を怠らざること
五、堪忍は無事長久の基なり力めて忍耐の習慣を養ふべきこと
六、勞働は神聖なり好んで作業に勉勵し材料を大切にして眞品を作るべきこと
七、各自身體の健康に注意し苟も不養生を爲さざること

上の外私は常に
一、淸潔を尙び規律を守るべし
二、絢儉自治の人たるべし
三、身體を健康にし進取忍耐の氣象を養ふべし
四、人に親切にし禮儀を重ずべし
五、共同一致して事にあたるべし

右の五ケ條を休憩時に訓示し一方作業に特勵したる結果行狀も作業の成績も向上したことを信じて居ます。

◇　○　○　○

◆初夏

市谷　みのる生

「歩こうか」
「うん、歩こう」

いつか二人の足は戸山ヶ原に向つた幼年學校の土手の草や、繁り合つた樹々の水々しい綠色に、帽子も冠らずに歩んでゐる頭の暑さを忘れしめる。近頃になない稀らしい暑さの爲めか日曜なのにテニスや野球の練習に來てゐる人の割合に少ないのが物足りない。

「どうしたの、早くいらつしやい」

十ばかりの可愛い女の子が二人、土手の上から呼んでゐる。見れば母親らしい人に連れられて、五ツばかりの女の子が登り初めてゐる。勾配の急なのに加へて踏みつけられて草も延びてゐないので、手がすり一つなくて中々に登れそうにもない。それでも子供は四ツ這ひになつて、母親から離れて二尺三尺とのぼり初めた。急に泣き聲が起つて、續いて上からは笑ひ聲があたりに響いた。登り初めた子供が母親の足の下に土埃にまみれて轉げ落ちたのだつた。儘かに草につかまつてゐる母親にはどうしようもなかつた。

「泣くんぢやありませんよ。さあ上げてあげませう」

「どうもすみません、ありがとう」

その返事の終らぬうちに、子供は私の兩手の中に抱き上げられ、更に姉とその友らしい三人の方に近くゐるKの手に移つて頂に上げられた。不意に見知らぬ男に助け上げられた子供はもうすつかり泣き止んで、まだ登り得ぬ母親を見返つて微笑んでゐる。

何かしら大きな良いことでもした樣に、私とKは顏見合せて高らかに笑ひながら、

禮の言葉を後に土手を駈け下りて行つた。

「ありがとう」

可愛い女の聲に振り返ると、さつきの子供達が土手の上に並んで頭を下げてゐた。

ふと氣がついて兩手を見ると、土埃で眞黒になつてゐた。子供を抱いたのでついたのだろう。

「割合に重い子供だつたなあ……」

兩手の埃を拂ひながら、私達は再び顏を見合せて微笑むのだつた。　六、一〇

◆砂利採取の一日

大阪　熊水

昨日の雨で大和川の水は二尺ばかり增してゐた兩岸の木々も常より靑々して綠の色の匂ひこまかく朝日はきら〳〵と輝いて橋の袂に一本しかない柳も細長い糸を水面にたらし梢も淡く水に浮いてゐる。

白い雲は北へ北へと流れて見る〳〵空は一面靑天井を張つた樣一點の曇りもなく何鳥か知らぬが六七羽威勢よく飛んで南の方へ行つた

向ふの枝川で麥藁帽を冠つた男が靜かに釣を垂れてゐるチヤプンと音がして一匹の鮭が瀨に流されしきりに手足を動かして岸へ着こうと懸命に游いでゐた。

川上では阪和鐵道の敷設工事で幾多の鮮人が汗ばんだ服を着し何か解らぬことをわめきながら仕事にいそしんで居る。

トロ車の軋む音鐵板を打つ音是等の雜音が木だにま響いて遠く幽かに消へて行く

土手の上ではぢり〳〵照りつく光を背に受けて瘠せた牝牛が倦る相に靜かに眠つてゐるいつか陽は西に傾いて柔かい風がそよ〳〵と吹き初めた。

今日一日も終らんとして我等の作業も成績はよかつた殊にA君の舟は滿載でA君も嬉し相に目尻を下げ艫に立つて他船と見競べて居た今だにびくは陸にころがつてる。

釣人の辛棒强き陽にやけて終日勞働する鮮人無心の瘠牛我等の動め水は自然に出ひ底きに流る。

面白い對照の一日を過ごして吾等は歸つた。

◆靜岡賤機會詠草

戸田則素大人選

山吹の花に黃金の色見えて　碧水
庭のなかめのゆたかなりけり

賤か家の庭に黃金の色見せて　笠堂
きほこりたる山ぶきのはな

玉川のきしの山吹花ちりて　蘇雪
黃金の波のよするかとぞおもふ

山吹のはなうるはしく咲にけり　秋期
妙なる水のおともきこえて

業終へて歸る夕のいたつきを　機月
なくさめかほに蛙なくなり

早少女の歌ならねとも夕されは　政之
ふし面白く蛙なくなり

行春をゝしむ心か夕暮に　澤瀉
あはれ蛙のなきしきるなり

ゆく春をなれもをしむか夕ま暮　皓月
花ちる里に蛙なくなり

口なしの色にはさけと來て見よと　選者
いはむばかりの山吹の花

矯正図書館

初心者の爲に

俳句に入る道 2

椎迺本冬花述

◇

どうすれば俳句になるか、これが俳句の門に入る者の最初の惱みであらう、がこれは何でもない、誰しも花を見れば美しく思ひ、暑氣を緑蔭に避けてはやれ〳〵涼しやと感ずる、之れが即ち俳句であつて、俳句は常に吾々の眼前に去來して居る、それを捉えて俳句に現はせばよい、只この捉え方には巧拙がある、これが初心と然らざるの分るゝ點で、といつても初心者が老練家の及ばぬところを捉えることもある。捉えてからの表現法はそのまゝに現はせばよい。それを末節の技巧に矯められて、いらぬ苦心をする、さうして却て拙に墮するのである。

芭蕉翁を水香菩薩などゝ崇めて「古池や蛙飛込む水の音」をいやに勿體づける宗匠達の説明に矢鱈に耳を傾けるから自分の句が出ないことになる。千代女の「時鳥々々とて明けにけり」の句も別段難かしく考へるべきものでなくて只その場のまゝを云つたに過ぎぬ、その場の心に自分がなつて考へればなる程と合點がゆく。

◇

子供に筆を持たせば落書をする、人が繪をかくのを觀て居ると自分も描いて見たくなる、この心が俳句の上にも働く、俳句が作りたい、作つて見やう、既にこの時俳情は生れて居る、でこの俳情が動くまゝに子供の樂書と同じく思ふが儘に作つて見るがよい、澤山、遠慮會釋なく、勇敢に、はづかしげを去つて、さうして出來たものを更に自分でよく翫味する、この時これは良いなと思ふものはものになつてゐる。勿論、初心でゐるからその表現法は拙い、拙いけれどもものになる句までには達して居る。この句作に當つて決して古人の名吟佳句を參考してはならぬ、古人先人の句を腦中に置て考へたものは必ず落第ものときまつて居る。

かくする傍に閑に、古人先人の句集を多讀する、何もその句を覺える必要はないので、只繰返し〳〵讀めばよい、その内に句の調子が分つて來る、これは云はゞ自分の頭に暗示を與へるやうなもので、これが句作のときに知らず知らず飛出して來て助けてくれる。これは恰も雛か自分に感ぜずして現はれ、唄好きが寢言に迄唄を唄ふと同じである。かくすれば句作に當つて指を折つて見る必要もなくなる。

毎月募集 俳句

題　當季隨意
締切　毎月十五日限
用紙　官私製ハガキ

陽炎や蕘に鳩の足赤し　高知　春花
飄れ咲く八重山吹や城の跡　仝　一山
山吹に愁ひの女ありにけり　仝　其通
山吹や雨うとましく黄昏るゝ　仝　光雪
五月晴斜陽に立ちて釣り耽る　堺　蕃杏
疊替へて植木手入や夏近し　仝　旭翁
初夏の磧に眩ぶし洒布　仝　筍子
葉櫻やそびえて見ゆる古御堂　仝　醒寛
あけ放す窓の若葉や雨上り　仝　石花
愁なき人に近寄る螢かな　長野　裾花
舟よせて手折る岩間の躑躅哉　名古屋　渓舟
庭風呂や門田の蛙聞ながら　仝　三玉
蛙啼く水田や月の薄明り　仝　窓月
夏の夜や笛の音響く月の磯　釧路　富喜男
若竹や空高々と梅雨晴るゝ　晋州　あらた
樹に結ぶ照々坊主や雨蛙　西大門　南豐
螢追ふ團扇あぶなし池の端　仝　今風
草踏めば輕きしめりや谷清水　金泉　素月
色ふかき庭の若葉や今朝の雨　米子　碧空
蛙啼くピアノの曲やきれ〴〵に　宮城　つゑ
清水汲む柳の下の乙女かな　秋田　華白
貧しくも祝ふ心や紙幟　臺南　水光
里近く水鷄聲する青田かな　金泉　銀月
夏痩の横顏照す夕日哉　宜蘭　秋水
炎天や眼鏡にたまる砂ほこり　富山　正陽
雨やまず夜警に蛙鳴き更けり　山口　愁朗
夏の山植林黑く繁りけり　長崎　二十
鈴蘭に鼻押しつけて嗅ぐ子哉　旭川　長笑子

柚の夫の蕨土産や夏近し　仝　元旦子
川三筋落ち合ふ谿や藤若葉　西大門　曉歌
螢取り追ひ勞れたる乙女かな　新義州　孝義
夕立の降込む音や夏木立　金泉　白休庵
草むらに逃込む蟹や青嵐　新義州　みのる
子は起きて只風鈴に笑ひけり　徳島　子邦
多摩陵を遙かに拜し風かほる　神戸　宮兒
百合咲いて尼僧の椽に眺めけり　仝　春翆
轉寢の髪にじやれつく子猫哉　馬山　硯石
尺八の遠音涼しや巡警路　秋田　堀松
唄の節揃ふ手並の田植哉　岐阜　秀峰
そゞろあるく綠の土手や風薫る　光州　龜友
時鳥啼くや鎌研ぐ月の夜に　對島　松風
花婿の鹿爪らしき扇かな　晋州　初心
雨晴れて早苗挿す娘の赤襷　岩國　凡二
パラソルの白さ浮く見ゆ若麥徑　前橋　夢丸

□札幌　白井碧川先生選

五客

陽炎や動くが如き屋根瓦　高知　三光
駒止めて憩ふ清水や馬子の唄　大和　泉石
今は無き妻の忌日や不如歸　山口　白露
ゆるやかに廻る水車や雲の峰　新潟　銀波
須磨の濱何時まで宵や夏の月　神戸　春翆

（人）一心にかせぐ蟻見よ晝寢人　臺南　紫影
（地）山茶屋や卯の花垣の暮れ殘る　千葉　風雨
（天）山吹や古人の一詩碑に殘る　高知　桝形庵

◇

青嵐うねり〳〵て波の上　選者　碧川
養老の古事も語りぬ岩清水　同　同

夏と應急 常備藥!!!

夏分の旅行には必ず何種かのお藥を携へて應急の手當に用ゆる事を忘れてはなりません。尤も家庭常備藥として平常にもそれは必要であります。それは凡そ次のやうなものがあれば大概間に合ひます。

◇**膏藥** 消化不良や急性胃腸カタルその他一般胃腸病に效があります。それには一回に一グラム(匙一杯)父咽頭氣管支カタル等に吸入用とし、或ひは含嗽料にします。

◇**亞鉛華** 擦過傷、皮疹、あかぎれ、乳首傷その他皮膚の爛れ、濕疹、潰瘍に用ひます。撒布劑なる亞鉛華一、豚脂九の割合で軟膏を拵へて塗るも結構です。

◇**明礬** 耳鼻出血に用ひます。粉末の儘もよし、十倍乃至百倍の水に溶かして用ひても有効です。腋臭にも效きます。

◇**葛廬子油** 不消化物腐敗物等を食し急性腸加答兒、腸痛を起したる場合に排泄させる爲に用ひます。一回に十五グラム乃至二十五グラム、茶に浮かして飲みます。之は大人の量です。

◇**酒精** 蚤蚊にさゝれた時その他疵口を消毒し、又は蒸氣吸入の燃料とします。

◇**その他** オキシフル、絆創膏、葡萄酒、食鹽、ワセリン、輝發油、脫脂綿、ガーゼ、繃帶等を必要とします。なほ下劑には瀉利鹽、解熱劑にはアスピリン、眼耳鼻等の疵口の洗滌用又は含嗽用に硼酸が無ければなりません。

虫よけ法

衣・本・臺所

シミ(衣魚)

この虫は、日本紙で製した古本を食ふ、羽がなくて、細長く楕圓形で足が六本あり頭は二本のヒゲがあつて尻には三本の長い毛がある身體には、ウロコの毛があるためにキラ〳〵光つてゐる、つまむとウロコの毛が手について來る、これは日本紙專門で、二本紙が纖維に糊を用ひてあるから好んで食べる。夏頃になつたら天氣のよい日を見計らつて虫干せねばならない。机の抽出しなどでも古い紙など入れておくとこの虫がつくからなるべく掃除しておかねばならない。

書物むし(甲虫)

一分前後の筒形の虫で色は黑い蒿色である、それの子は色が白くよく肥て長い。頭が小さくて足がなくて、歩く時は、身體をころがして腹の皮膚をふくらかしたり縮ましたりする。これは、日本紙にも西洋紙にもついて恰も唐草のやうに食ひちらす。その害の程度が日本紙も西洋紙も同じである。やはり天氣のよい時虫干をやらねばならないが、普通虫干は七月八月やるが雨の多い時は空氣が濕つてゐるからいけない。やはり十月頃の方が乾燥してゐるからこの時の方がよい、濕つてる時の虫干には却つて害がある、保存するには誰しも普通樟腦及びナフタリンの類を用ひてゐるが、樟腦のみだとカビが生えるが、ナフタリはカビが生えぬといふ經驗を得た。どうも兩方交ぜて用ひるといいやうだ。又少し臭氣があるが。エレセクトールといふ藥品もある、その他、四鹽化炭素といつて毛皮保存に用ひられるものはよくきく、これを綿にしませておく。これは何にでもよろしいが少しく高價である。一ポンド二圓か二圓五十錢位。

臺所虫(茶羽油虫)

ぢやがいもの皮ごとよくゆで皮をむいて裏漉にし、これにホーサン末を加へよくねり合せて適宜の大きさの圓子にして、油虫の出るところにおけば驅除することが出來る。

乳兒の健否を

一目で見分る

母親の心得

兒童愛護會で調べた乳兒の健否見分け方は大体左の通りです、ぜひ母親達には知つていたゞきたいと思ひます。

◇**健康兒**

一、顏色 血色が良くむつちりと肥つてゐる

一、眼 はつきりとして活潑に働く

一、そう門(頭上の前の方)たいらに彈力あり

一、泣聲 力強く響の高い聲、無暗に泣かない

一、哺乳 よく乳を飲んで吐かぬ

一、機嫌 ニコ〳〵とよく笑ふ

一、睡眠 スヤ〳〵と寢込み、少し位の音では眼をさまさぬ

一、四肢 肥つて張りのある手足で活ばつに動く

一、腹 丸みがあつてゴム張りのやうである

一、尿 は澤山出て多く無色である

一、大便 一日二、三回位まで黃色又は半熟の卵のやうである、牛乳ならばやゝ白つぽい色以上のやうな狀態が乳兒の健康体であるから保護者は常にその健康について注意が肝要である

◇**不健康体**

一顏色 やせてしわがあるか肥てゐても色が青い

一、眼 うつとりとして、にぶい動き方

一、そう門(頭上の前の方)高くふくれたり、または深くへこむ

一、泣聲 一体に弱い音聲でそしてかすれた聲でやたらに泣くまたは弱々しく節を付ける樣な樣子でなく

一、哺乳 あんまり飲まず、またのんでやたらに吐く、またのむとすぐ吐くのもある

一、機嫌 あやしても笑はずまたはぐづる、笑つても元氣なくすぐさびしさうな顏になる

一、睡眠 いびきをかいたり寢付きが惡く、小さな音で眼をさます

一、四肢 グニヤ〳〵の手足で張りがなく、いつたいに動作がにぶい

一、腹 强く張つたり、くぼんで、グニヤ〳〵と柔かい、腹の樣子は平常から注意すればすぐに判明する

一、尿 度數が少くまたは平常より非常に多い場合、色は一般に濃い黃色である、乳兒の異狀はすぐに尿にくるから尿に對してはたえず注意を要する

一、大便 一日、四、五回以上ある場合、色は青味があつたりブヤ〳〵としたあわ狀の場合、またはねばるものがあつたり、强い惡臭があつたりする

以上が大体に於て乳兒に關す

る不健康狀態の樣子で常に幼兒の平常に對して注意せぬと、この區別は判然しかねるものですから平常の注意が最も肝要です

御化粧法

―但カバンのこと―

革製のカバンの手入法と若返り法は、かうしなさい、革類は、濕氣を大變嫌ひますから、仕舞ふ時にふたをあけ日に當て風を通しておくことが大切で、もしカビが出たらブラシでおとし干いた布でふけばよろしい。一番カビの生えるのは入梅前後と眞夏のむし暑い日のつゞいた時ですからこれからの注意が大切です。

手入れとしては、カビの生えたものは前に述べた通りにしてそれを取り、次に熱い湯でしぼつた布でよくふき、更にカバン用の水クリームか又は布のりを煮て裏ごししたものを塗つて干いた所をきれいな布でふいてみがきます。

黒革製のもののはげたり汚れたりしたものには、染料のゼットオイルを塗つて、干いた所へラックなりニスなりを塗つて色止めします。もし光澤消しにしようとする時は生干きの内にふきとればよろしい。又、靴クリームをニス又はラックに交ぜて塗つても相當きれいになります。

簡易蟻退治

夏が來ると一見可愛い蟲の樣で時々非常な迷惑をかけられるのは蟻でせう。その蟻の中には大きな建物を食ひ、鐵のやうな硬質なものでも喰ひたほしてしまふものがあつて時には人間にとつて恐ろしい敵となるものがあります、又それほどでなくも日常私共の周圍に集つて皮膚を刺すものもあり又食物、殊に甘いものに集まりなか〳〵厄介なものです、でこの蟻を根本的に驅除するには、家の周圍及び其附近にある、蟻の棲み家である地下の穴を征め落すことが第一で、それには生石灰を穴に振り撒きその上から熱湯を注ぐ法もよく、樟腦をアルコールで溶かしそれに水を混ぜたものを注ぐのもよろしいです。

又普通の蟻は非常に金氣を嫌ふ蟲でありますから新しい釘を穴の中に入れておくのもよいです、しかしこれは蟻を殺すことは出來ません、結局蟻は他に家をつくるだけです、又ピールの空壜の樣なものに古い鐵釘を入れて水を注ぎその錆汁をつくつて蟻の穴に注ぐのも效果あります、或はかんざましの酒二三杯をもつて古釘で錆汁を作るのもよろしいです、かうして蟻の歩く道や穴に對して驅除策を講ずる一方に、食器やいろ〳〵の食物を入れておく戸棚の要所々々に樟腦をおくか、又は海綿をクレオソートにひたしたものをおきます、或は鐵釘を散亂しておくのも蟻を近よらせない方法であります。

猶砂糖壺や菓子入れに蟻の入つた時はその中に庖丁の樣なものを入れておきますと自然と退散してしまひます、それからよく植木や草花の鉢植を見ますと、そこの穴の方に蟻が群集してゐることがよくありますが、それを防ぐにはその穴に釘をさしておくとよろしい。

水浴温浴に

―桃葉を入れなさい―

桃の葉を風呂に入れて焚きこれに子供を浴せしめると、よく汗もに效能がある又、盥に水を滿たし之れに桃の葉を浸して、日光で沸く程温まつたものに浴せしめてもよい。

叙任辭令

陞敍高等官四等

給五級俸依願免本官
給六級俸依願免本官
給月俸七十圓依願免本官
京城刑務所在勤
補西大門刑務所春川支部長
命西大門刑務所在勤
命平壤刑務所在勤
命大田刑務所在勤
仝
命全州刑務所在勤
命大田刑務所在勤
命公州刑務所在勤
命大邱刑務所在勤
仝
補平壤刑務所鎭南浦支所長
命京城刑務所在勤
命大邱刑務所在勤

朝鮮總督府典獄 中橋政吉（京城）
朝鮮總督府看守長 本山梓（全州）
同 中矢藤美（光州）
同 城島房吉（同）
同 藤村喜一（春川）
同 金子義亮（西大門）
同 今井新次郎（平壤）
同 岡田德市（大田）
同 杉松民造（開城）
同 遠藤讓也（西大門）
同 友淸里一（新義州）
同 山口千吉（公州）
同 西川喜久男（大邱）
同 入江彌彦（元山）
同 林甚次郎（鎭南浦）
同 佐伯恒太郎（京城）
同 角田林二（大邱）
同 羽金政吉（釜山）

補咸興刑務所元山支所長 同 久保他一（咸興）
命咸興刑務所在勤 朝鮮總督府技手兼看守長 深海峯一（大田）
朝鮮總督府屬兼看守長 中山傳（法務局）
專任朝鮮總督府看守長給月俸六十圓命京城刑務所在勤
朝鮮總督府看守長 小見門卯七（京城）
任朝鮮總督府屬兼朝鮮總督府看守長、給八級俸、命法務局・行刑課・京城刑務所在勤
朝鮮總督府看守 速水宗一（淸州）
任朝鮮總督府看守長給十級俸命開城少年刑務所在勤
同 鈴木園吉（開城）
任朝鮮總督府看守長給九級俸命光州刑務所在勤
同 井上源治（西大門）
任朝鮮總督府看守長給九級俸命光州刑務所在勤
同 相良章（京城）
任朝鮮總督府看守長給十級俸命新義州刑務所在勤
同 上久保梁一（公州）
任朝鮮總督府看守長給九級俸命新義州刑務所在勤
同 靑柳義雄（公州）
任朝鮮總督府看守長給九級俸命釜山刑務所在勤
三級俸下賜依願免本官 朝鮮總督府典獄 吉野德市（全州）
朝鮮總督府典獄補 野村光輝（開城）
任朝鮮總督府典獄敍高等官五等六級俸下賜補開城少年刑務所長
三級俸下賜依願免本官 同 力武竹一（淸津）

命清津刑務所長事務取扱　朝鮮總督府看守長　森岡清治（清津）
補全州刑務所長　朝鮮總督府典獄　不動藤太郎（金泉）
補金泉少年刑務所長朝鮮總督府典獄補　藤田吉平（清州）
　朝鮮總督府看守長　秦喜寛（大邱）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等八級俸下賜命大邱刑務所在勤
　同　片岡權藏（安東）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等七級俸下賜補大邱刑務所安東支所長
敍從七位　朝鮮總督府典獄補　秦喜寛（大邱）
仝　同　片岡權藏（安東）
依願免本官　朝鮮總督府典獄補　秦喜寛（大邱）
仝　同　片岡權藏（安東）
　朝鮮總督府看守長　關勝彌（大田）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等七級俸下賜命大田刑務所在勤
　同　山田重三郎（咸興）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等七級俸下賜命咸興刑務所在勤
敍從七位　朝鮮總督府典獄補　關勝彌（大田）
依願免本官　朝鮮總督府典獄補　關勝彌（大田）
仝　同　山田重三郎（咸興）
　朝鮮總督府看守長　大西辰衛（木浦）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等七級俸下賜命木浦刑務所在勤
　同　染田朝近（平壤）
任朝鮮總督府典獄補敍高等官七等七級俸下賜命平壤刑務所在勤

——（以上五月三十一日迄）——

敍從七位　仁藤秀方（保健技師）
仝　杉下學人（仝）
仝　眞木修平（仝）
敍從六位　正七位勳六等　倉田每允（典獄補）
敍正七位　從七位勳八等　渡邊藤吉（看守長）
仝　從七位勳七等　横田長右衛門（仝）
敍勳七等授瑞寶章　從七位勳八等　西村重五郎（仝）
仝　仝　野村要太郎（仝）
敍從五位　正六位勳四等　佐野佳夫（典獄）
敍從六位　正七位勳六等　齋藤弘（典獄補）
敍正六位　從六位勳六等　柏木直九郎（保健技師）
敍勳七等授瑞寶章　勳八等　高橋仁藏（看守）
仝　勳八等功七級　熊谷佐榮司（仝）
仝　仝　佐々木善三郎（仝）
　看守長　三原金次（長崎）
任朝鮮看守長給六級俸命西大門刑務所勤務
　裁判所書記兼屬　戸田喜太郎
任看守長補京都上京區支所長給二級俸
　看守家石熊太郎（高松）
任看守長月俸六十圓給與命德島刑務所勤務
　同　神崎八郎（長崎）
任看守長月俸六十圓給與命福岡刑務所勤務

任看守長月俸五十七圓給與命名古屋刑務所勤務
仝　久保層　圓四郎（宇都宮）
任看守長月俸五十七圓給與命名古屋刑務所勤務
仝　山下隼三郎（名古屋）
任看守長月俸五十七圓給與命豐多摩刑務所勤務
仝　松田治郎七（京都）
任看守長給八級俸命岡崎少年刑務所勤務
仝　清松易藏（熊本）
任看守長給八級俸命高知刑務所勤務
仝　大塚勝馬（福岡）
任看守長給八級俸命廣島刑務所勤務
仝　高田苗治（神戸）
任看守長月俸五十二圓給與命京都上京區支所勤務
仝　本多德末（岡崎少年）
任看守長給九級俸命大阪北區支所勤務
仝　土谷正光（千葉）
任看守長月俸四十七圓給與命市谷刑務所勤務
仝　古林豐四郎（長野）
任看守長月俸四十七圓給與命札幌大通支所勤務
仝　荒卷正修
任看守長給六級俸命市谷刑務所勤務
命京都宮津支所勤務給二級俸　看守長　伊勢谷常三郎（上京支長）
命入王子少年刑務所勤務　仝　三浦平三（札幌）
仝　境外次郎（宮津支長）
免本職命神戸刑務所勤務
仝　菊地卯吉（市谷）
命靜岡仝　仝　井上金作（名古屋）
命京都仝　仝　田畑明照（千葉）
命市谷仝　仝　白倉通雄（名古屋）
命小菅仝　仝　野崎重雄（德島）
命札幌　仝　小鮒瀧三郎（函館）
命千葉仝　仝　古川英一（岡崎少年）
　看守　村岡喜久（市谷）
任看守長月俸五十七圓給與命神戸橋通支所勤務
　看守長　喜多義一（神戸）
任監獄通譯兼看守長給五級俸命神戸刑務所勤務
　高野瀨利衛
任看守長給六級俸命小菅刑務所勤務
六級俸下賜依願免本官　敎誨師　大谷日寄（千葉）
給五級俸命小菅刑務所勤務　看守長　菊樂夷（巢鴨）
命巢鴨刑務所勤務　仝　中田達治（豐多摩）
命豐多摩仝　仝　朝岡晴光（小菅）
　後藤三郎
任保健技師七級俸下賜命函館刑務所勤務
　橋澤千佐雄
任保健技師十級俸下賜命熊本刑務所勤務
命橫濱刑務所勤務　保健技師　古谷嘉男（小菅）
命小菅仝　仝　平川浩一（岡山）
命岡山仝　仝　到津夔（熊本）

矯正図書館

月六十七圓給 看守長 妙圓薗弘吉(小菅)
月六十三圓給 仝 野崎 重雄(仝)
六級俸 仝 白倉 通雄(市谷)
月六十圓給 仝 械田 利二(仝)
月七十圓給 仝 大澤成次郞(巣鴨)
月六十七圓給 仝 吉永 聰夫(仝)
仝 仝 山田 寛(仝)
月六十三圓給 仝 保 貞亘(仝)
仝 仝 木宮 進(仝)
月七十圓給 仝 深澤 林作(千葉)
月六十七圓給 仝 磯 德二(仝)
月六十圓給 仝 古川 榮一(仝)
月七十圓給 仝 平田 均一(水戸)
月六十七圓給 仝 田中繁太郞(宇都宮)
月七十圓給 仝 水上 友吉(仝)
五級俸 仝 井上吉次郞(前橋)
月六十七圓給 仝 平方 義孝(仝)
八級俸 仝 伊藤 文平(仝)
五級俸 仝 石井文太郞(甲府)
月六十七圓給 仝 瀧澤 五郞(新潟)
仝 仝 豐田 淺一(京都)
月七十圓給 仝 前田孫次郞(大阪)
月六十七圓給 仝 石田 藤次(仝)

八級俸 仝 三島 匠(仝)
仝 仝 伊藤二三郎、仝)
九級俸 仝 遠藤勝三郎(神戸)
五級俸 仝 山本 勝(奈良)
仝 仝 山東 登(仝)
八級俸 仝 橋本 義二(仝)
月六十三圓給 仝 山本 茂(滋賀)
月六十七圓給 仝 高橋 龜貴(德島)
仝 仝 市原 福馬(仝)
月七十圓給 仝 丸尾 周一(高松)
月六十七圓給 仝 中島 廣記(高知)
月六十圓給 仝 佐藤 秀次(名古屋)
月七十圓給 仝 中川 定信(三重)
月六十七圓給 仝 金杉 濟(仝)
月七十圓給 仝 外山 龜助(岐阜)
月六十圓給 仝 山田八百吉(仝)
月六十三圓給 仝 川畑 叶二(廣島)
月六十圓給 仝 田中 明雄(仝)
六級俸 仝 阿部 年吉(山口)
月七十圓給 仝 熊野染太郞(岡山)
仝 仝 妹尾孝太郞(仝)
月五十七圓給 仝 宇山 宗雄(仝)
月六十圓給 仝 永谷 近(松江)

六級俸 仝 山崎 壽馬(松山)
五級俸 通譯 小野 勝顯(長崎)
月六十三圓給 看守長 中村太郞彥(仝)
月六十圓給 仝 重富 一郞(仝)
五級俸 仝 福山福太郞(福岡)
六級俸 仝 德田 安溫(仝)
月七十圓給 仝 西村兵四郞(仝)
月六十七圓給 仝 今井 青水(仝)
月四十七圓給 仝 山 永正(仝)
月七十圓給 仝 富永 與一(鹿兒島)
月六十七圓給 仝 茂久 親久(仝)
月七十圓給 仝 山根 義幸(宮崎)
月六十三圓給 仝 永野 弘兒(仝)
仝 仝 安東 荒喜(沖繩)
八級俸 仝 山下直次郞(仝)
月六十七圓給 仝 南條 正己(宮城)
仝 仝 毛利佐四郞(福島)
仝 仝 三留 常盤(仝)
月七十圓給 仝 高谷 健雄(秋田)
仝 仝 高橋 龜治(仝)
月六十七圓給 仝 中野 五平(青森)
仝 仝 今井 芳藏(札幌)
月六十圓給 仝 淺川 齡吾(仝)

仝 仝 小鰭瀧三郞(仝)
五級俸 仝 吉田儀之助(函館)
月六十七圓給 仝 三浦 秀文(仝)
月六十三圓給 仝 本庄 吉助(網走)
八級俸 仝 梁瀨三男吉(釧路)
五級俸 仝 石澤 信次(小田原少)
月六十圓給 仝 松山憲太郞(仝)
月七十圓給 仝 村田 義格(姫路少年)
八級俸 仝 石川 榮市(仝)
六級俸 仝 伊藤 勝重(岡崎少年)
月七十圓給 仝 佃 藤 吉(久留米少)
七級俸 仝 三喜 繁太(仝)
六級俸 仝 岡部清四郞(盛岡少年)
月五十三圓給 仝 鵜羽 菊藏(仝)
月六十三圓給 仝 角尾外茂雄(北海少年)
三級俸 仝 渡邊 藤吉(廣島)
仝 仝 箕島文太郞(神戸)
仝 仝 出口 米吉(千葉)
四級俸 仝 長沼 秀家(熊本)
仝 仝 澤田幸太郞(小菅)
仝 仝 宮古 友次(千葉)
仝 仝 本間 勘吉(小菅)

——(以上六月三十日迄)——

會報

本會六月例會は六月三十日に開催したが、なるべく來會者の爲に有効時間を多くし、一層趣味と實益を圖る事に努め、午後零時三十分から活動寫眞を映寫した、その映畫も嶄新なものを求め、〔濟南事件第三報〕〔悠紀主基兩齋田田植祭の實況〕〔陸の人魚(臺灣紅頭島土人風俗)〕の三種であつた、この時間約一時間二十分。

午後二時に講演に移り、醫學博士にして文壇に名ある正木不如丘氏は〔病識と犯罪〕なる題下に該博なる材料によつて論述され、稗益するところ多大であつた、當日の來會者左の通り。

松井會長、岡部書記官、池田書記官、森山書記官、芥川衛生官其他行刑局、大審院、控訴院、裁判所員

【小菅】大野數枝、片岡源治兵衞、久木田重則、大沼田吉雄、青木愼一郞、岩田兵三郞、根本友吉、渡邊末太郞、古矢嘉助、鈴木豐治、本間勘吉、館林彌三郞、粕谷辰藏田中重四郞、中克己、三浦松五郞、島田鐵太郞、增田常平、尾原靜乘、高野瀨利衞、栗田紀道、工東寅信、野崎重雄、古川重春【市谷】根本仙三郞、土谷正光、岸本佑武木下弘、乙坂佳性、田中智、落合岩藏、伊藤信吉、橋本新三郞、倉田光、丹野智、佐川利廣、小林惣助、酒井田安悋、藤井惠照夏目善太郞、齋藤文藏、佐久間要藏、青柳彌錄、越田利二、瀨澤重治、【宇都宮】久保國作、大沼幸三郞、長谷川淸藏、小澤傳藏、桃井芳棄、寺澤八十二郞、【豐多摩】有馬四郞助、太田卯八、山下兼三郞、菅原唯定、富井隆信、藤原敎圓、向井淺三郞、中村利義、【川越少年】赤城一雄、惠猛雄、惠綱敏、行定形治、嶋村孝映、【巣鴨】江村繁太郞、保貞亘、本川文雄、大村曉心、大草東三郞、【橫濱】石渡協之、豐田作治郞、佐藤源八、五十嵐正勝、釘谷惣吉、岡本恒秀、【前橋】朝山勘一、廣田一雄、齋井藤藏、柴田常作、鈴木松太郞、【八王子】渡邊播太郞、高野敎幸、淸水三朗【千葉】宮古友次、伊東三郞、泉水巧治、【小田原少年】和田岩雄、酒井代三男、【甲府】渡邊正武、【其他】神部宣雄、石淸水一雄、

昭和三年二月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of February 1928

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		37,216	2,615	2,773	37,058	37,216	38,530	△ 158	△ 1,472
刑事被告人		2,898	3,525	3,225	3,198	2,898	3,510	300	△ 312
勞役場留置者		236	270	299	207	236	246	△ 29	△ 39
乳兒		5	2		7	5	10	2	△ 3
總計	男	39,586	6,200	6,136	39,710	39,586	41,423	124	△ 1,713
	女	769	152	161	760	769	873	△ 9	△ 113
	計	40,355	6,112	6,297	40,470	40,355	42,296	115	△ 1,826

備考　內鮮人受刑者 男793人、刑事被告人 男67人女1人。支那人受刑者 男128人、
仝刑事被告人 男5人。露西亞人受刑者 男1人。伊太利人受刑者 男1人アリ

昭和三年二月末在所人員表

The Number of the Inmates During the Month of February. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.089	—	1.089	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.089	—	1.089
市谷 Ichigaya	159	14	173	742	10	752	40	—	40	—	—	—	941	24	965
豐多摩 Toyotama	968	—	968	—	—	—	3	—	3	—	—	—	971	—	971
巢鴨 Sugamo	2.023	—	2.023	—	—	—	2	—	2		—	—	2.025	—	2 025
橫濱 Yokohama	565	4	569	66	1	67	13	—	13	—	—	—	644	5	649
千葉 Chiba	721	1	722	48	1	49	2	—	2	—	1	1	771	3	774
水戶 Mito	436	—	436	47	2	49	1	—	1	—	—	—	484	2	486
宇都宮 Utsunomiya	443	142	585	8	—	8	1	—	1	1	1	2	453	143	596
前橋 Maebashi	982	—	982	50	1	51	1	—	1	—	—	—	1.033	1	1.034
靜岡 Shizuoka	594	—	594	139	1	140	4	—	4	—	—	—	737	1	738

矯正図書館
刑政第41巻第8号

甲府 Kōfu	564	—	564	50	4	54	2	—	2	—	—	—	616	4	620
長野 Nagano	595	11	606	44	1	45	7	—	7	—	—	—	646	12	658
新潟 Niigata	387	8	395	25	—	25	1	—	1	—	—	—	413	8	421
京都 Kyoto	849	143	992	23	1	24	9	—	9	1	—	1	882	144	1.026
大阪 Osaka	2.741	4	2.745	330	14	344	19	2	21	—	—	—	3.090	20	3.110
神戸 Kobe	1.356	1	1.357	134	4	138	16	1	17	—	—	—	1.506	6	1.512
奈良 Nara	658	—	658	16	—	16	1	—	1	—	—	—	675	—	675
滋賀 Shiga	410	—	410	54	—	54	1	—	1	—	—	—	465	—	465
徳島 Tokushima	415	7	422	40	1	41	2	—	2	—	—	—	457	8	465
高松 Takamatsu	751	3	754	8	—	8	—	—	—	—	—	—	759	3	762
高知 Kōchi	647	10	657	65	—	65	—	—	—	—	—	—	712	10	722
名古屋 Nagoya	1.512	59	1.571	114	2	116	10	—	10	—	—	—	1.636	61	1,697
三重 Mie	687	—	687	31	2	33	3	—	3	—	—	—	721	2	723
岐阜 Gifu	456	1	457	67	—	67	2	—	2	—	—	—	525	1	526
金澤 Kanazawa	651	17	668	66	1	67	1	—	1	—	—	—	718	18	736
廣島 Hiroshima	1.135	55	1.190	132	4	136	6	—	6	—	1	1	1.273	60	1.333
山口 Yamaguchi	533	—	533	24	1	25	1	—	1	—	—	—	558	1	559
岡山 Okayama	814	4	818	65	7	72	13	—	13	—	—	—	892	11	903
松江 Matsue	592	1	593	26	1	27	—	—	—	—	—	—	618	2	620
松山 Matsuyama	562	—	562	28	1	29	1	—	1	—	—	—	591	1	592
長崎 Nagasaki	720	—	720	29	1	30	4	—	4	—	—	—	753	1	754
三池 Miike	1.253	—	1.253	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.253	—	1.253
福岡 Fukuoka	1.542	70	1.612	137	—	137	8	—	8	—	—	—	1.618	70	1.757
大分 Oita	336	—	336	46	—	46	2	—	2	—	—	—	384	—	384
熊本 Kumamoto	869	—	869	66	3	69	2	—	2	—	—	—	937	3	940
鹿兒島 Kagoshima	425	21	446	24	2	26	—	—	—	—	—	—	449	23	472
宮崎 Miyazaki	293	1	294	17	2	19	2	—	2	—	—	—	312	3	315
沖繩 Okinawa	319	4	323	18	2	20	—	—	—	—	—	—	337	6	343
宮城 Miyagi	738	55	793	37	2	39	1	—	1	—	—	—	776	57	833
福島 Fukushima	316	—	316	39	2	41	2	—	2	—	—	—	357	2	359
山形 Yamagata	222	—	222	46	—	46	—	—	—	—	—	—	268	—	268
秋田 Akita	410	—	410	69	—	69	2	1	3	—	—	—	481	1	482
青森 Aomori	262	—	262	6	—	6	2	—	2	—	—	—	270	—	270
札幌 Sapporo	981	40	1.021	55	1	56	4	—	4	1	1	2	1.041	42	1.083

矯正図書館
刑政第41巻第8号

刑政第41巻第8号
矯正図書館

函館 Hakodate	400	—	400	21	—	21	2	—	2	—	—	—	423	—	423
網走 Abashiri	482	—	482	2	—	2	—	—	—	—	—	—	484	—	484
釧路 Kushiro	283	—	283	5	—	5	1	—	1	—	—	—	289	—	289
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	213	—	213	6	—	6	—	—	—	—	—	—	219	—	219
川越(同) Kawagoe (ditto)	256	—	256	—	—	—	—	—	—	—	—	—	256	—	256
姫路(同) Himeji (ditto)	473	—	473	13	—	13	6	—	6	—	—	—	492	—	492
岡崎(同) Okazaki (ditto)	215	—	215	9	—	9	—	—	—	—	—	—	224	—	224
岩國(同) Iwakuni (ditto)	287	—	287	2	—	2	—	—	—	—	—	—	289	—	289
久留米(同) Kurume (ditto)	376	—	376	20	1	21	3	—	3	—	—	—	399	1	400
盛岡(同) Morioka (ditto)	208	—	208	11	—	11	—	—	—	—	—	—	219	—	219
北海(同) Hokkai (ditto)	120	—	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120	—	120
八王子(同) Hachioji (ditto)	88	—	88	2	—	2	—	—	—	—	—	—	90	—	90
總計 Sum Total	36.382	676	37.058	3.122	76	3.198	203	4	207	3	4	7	39.710	760	40.470

◇夫婦◇

〰〰觀たまゝの記〰〰

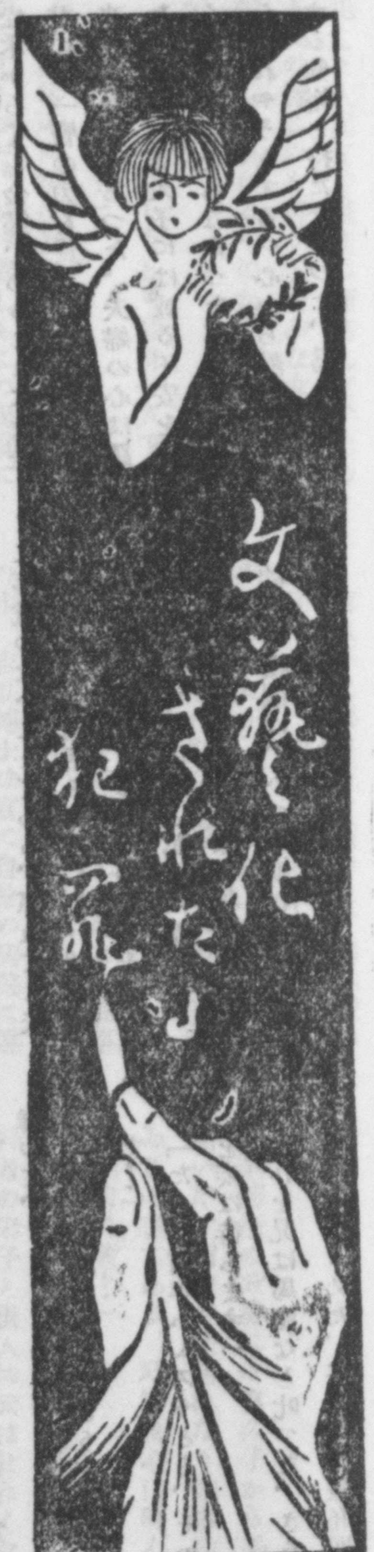

【本篇は最近の松竹キネマ蒲田作品であつて、罪に陷つてゆく經路、前科者の惱み、愛の力といふ點が、忠實に現出されてゐる、家庭映畫又司法保護宣傳映畫としてよいと思ふ、觀たまゝの梗概を掲げました。】

◇

一人と一人
永遠の愛と信頼によつて
結ばれたる一人と一人
世界中にたつた一人と一人
それが夫婦である　（字幕）

會社員多田政勝と、その妻喜久子とは樂しい平和な家庭を作つてピクニックにも友人を羨ませた。この上に若しも富といふものがあつたら……どんなに幸福であつたかも知れない。

ある日政勝は會社の歸りに舊友の松木確三を伴なつた。喜久子はその待遇に心を痛めた、政勝は、
「イヤ大したことはいらないんだよ、しかしその何かね、一寸あればよいんだよ……」
喜久子は小錢を溜めた貯金箱を開いて少しばかりの品を調へ、客に進めた。
松木が御土産だと置いていつた十圓紙幣一枚は重寶なものであつた。やがて生れ來るべき子供の爲にと之れを費消することを避けた。さうして內職の謄寫版印刷に夫婦は懸命に働いた。
折柄訪づれた妻の妹壽々子は、後を追つて來た政勝の親友岸本敏雄（獨身）

に恥かしがつて、兄渡邊幸作の手紙を置いて歸る。岸本も亦歸る。

兄の手紙を披くと借りた二百圓の催促であつた「肉身の兄でさへ自分達を苦しめる……」、この時、政勝は妻をせめなかつた、

「喜久子、私はおまへの心をよく知つて居る」

喜久子も云つた。

「妾、あなたの心をよく知つてゐますわ」

互に堅く々々結合つた心と心、深い愛と理解で繋がれた二人はまた内職の手をつゞけた。

×

郵便が投込んでいつた手紙……それは松木からで「金儲があるこれには是非君にも一臂の力を貸して貰ひたいから來て吳れ」とあつた。夫婦の心は躍つた、しかし喜久子には或る不安を感ぜられ心配でならなかつたが、夫は貧から逃れやうとする一心から靜かに考慮する餘裕を持たなかつた、爲に無我夢中で松木の手紙に隨つた。

松木と某待合で逢つた政勝は株券の不正賣買を勸められた。これには流石に二の足をふんで斷りたかつたが、松木はそれを押へて、

「君の家計も、略分つてゐる、これは俺一人で儲けやうとするのでない、一つには君の爲だ、君を思ふてのことだよ」

×

それから一年の日が立つうちには、次第に政勝の家の內は明るくなり、長男英一をもうけ、その初節句も、親しい仲の者を招いて立派に祝ふた。

今は窮迫から免かれ得た喜久子に一つの不思議が湧いた、それは夫の態度に落付のないことである、尋ねても夫はその譯を一向話さうとしない。思案に餘つて夫の秘する箪笥の錠前を壞して、その抽斗を開くと萬事は讀めた、そこには怪しい株券が數百枚。

砂上の樓閣は、いつか崩れる時が來る、自動車で馳付けた松木は、

「仕事がバレた、俺は高飛する、君も早く逃げろ」

松木は戸外へ出たところを捕られた、部屋に引返した政勝は、妻の樣子を見た、妻は夫に涙で貰めた、夫は過ちを悔ゐ、その歸見を告げた、刑事は踏込んで政勝に手錠をはめた。

引かれて行く政勝、喜久子はそれに追ひすがつた、

「あなた、どんな事があつても、妾は、あなたの心がよく分つてゐます」

政勝も振返つて、

「みんな僕が惡い、許してくれ」

乳兒は火のつくやうに泣く。

×

家に殘された喜久子、兄の幸作は見舞つて、

「おまへはこれからどうするつもりだ！」

「たとへ何年かゝらうとも、その日を妾は待ちます」

それを兄は馬鹿なと叱つた、さらして再緣をすゝめた、多田は破廉恥罪を犯した人間だ、親族の面汚しだ、その人間の歸るのを待つ、そんな女を誰が相手にして吳れるものかと。喜久子は云つた。

「どんなにならうとも妾は一人でやつて行きます」

（觀客の同情は喜久子の上に集つたやうであつた、が、若しもこの現實に出遇した時、この同情心を萬人が持合せるであろうか……）

×

喜久子は雄々しく世の嘲笑と侮蔑の中に街頭に立つた、乳兒を背負ひ、手に籠を提げて花を賣り、その日の糧を求めた。

疲れた身体を今度引越した裏借家に運んだ時、その路次で待ちあぐねて居たのは夫の親友岸本であつた。岸本は座にも上らずに「辯護士に尋ねましたが四年だとの事でした、就ては世人の誤解を受けてもなりませんから御世話申し兼ねます」と親切氣のない言葉を殘して匆々と歸つた。

喜久子は毎日花を賣つた、偶然嫂の滋子に遇ひ、滋子はいろ〳〵と慰めるのであつたが、滋子と連立つて居た岸本、その妻になつた壽々子は沒義道に長く話をさせなかつた。

路傍の喜久子は突走して來た自動車に跳飛ばされた。負傷を知つた自動車の主、吉弘博士は直に自分の病院に運んで介抱した。

吉弘博士は喜久子の樣子から察して看護婦に使ふことゝした、それを訪づれた兄幸作夫婦に話すと、幸作も喜んで喜久子に博士の親切を告げ乳兒英一の養育を引受けた。この吉弘博士は愛妻を亡くして娘きみ子の成長を樂しみに平和な謹嚴な生活をしてゐるのだつた。

×

喜久子の溫順と忠實な働き振りは博士の氣に入つた、博士は喜久子が承諾すれば妻に迎へたいと思つた、それを兄の幸作へ打明けた、又きみ子も喜久子を慕ふた、一方喜久子は公休日に英一と逢ふのを樂しみとしてゐた。

×

刑務所の政勝には喜久子から手紙が屆いた、病院で世話になり無事勤めてゐると書てある、政勝は心に叫んだ。

「前科者！」

その次には、喜久子と英一をして前科者の妻子と世人に云はせたくないと思つた。

×

病院の喜久子へ宛、刑務所の政勝から手紙が來た、朋輩は「刑務所から」といふので驚いだ、一つには喜久子が博士の氣に入りだといふ嫉妬心も手傳つてゐる。

「兄は病院で喜久子に博士の好意を說いた。このとき夫政勝からの手紙には「出獄するが、おまへの許へは歸らない、それはおまへの幸福を願ふ心からである」といふ意味であつた。しかし喜久子の心には矢張かはりはなかつた、兄へは政勝の出獄を待ちますときつぱりと答へた。

友として頼まれて呉れるでせう」

岸本は軽くうなづいて引込んだ、再び現はれると一圓紙幣を無雑作に突付けて、

「君の欲しいのはこれであろう」

「いや金でない友情が欲しいのだ」

「それなら明日にして貰はうか」

取縋る政勝を拂ひ除けた、壽々子は来合せた客を呼立てゝ手傳はせ政勝を突出すのであつた。

×

幸作と相談した博士は別荘に喜久子を誘ふて歓心を買ふことに努めた、喜久子は斷然之を拒絶して幸作の家に走つた、兄にはそれが不満であつた、壽々子は来つて政勝が亂暴したと惡口した。遂に喜久子は英一の手をとつてもなく人生の新しい旅に著いた。

憔悴した政勝は或るパーに腰を下した、そこへ来た子供を連れた夫婦の門付、それが妙に羨ましかつた、それで狂氣半分にその幸福を賞讃し、また居合す人達に向つて唯の一人でよいから同情して呉れる者が俺は欲しいと疾呼して一同を驚かせた。

×

疲勞しきつた政勝は月夜の郊外をふら〳〵と歩いて居る、丁度この時分同じ郊外を喜久子と英一とが歩いて居た。

草臥れて石に腰を下した喜久子は、英一を懐いて昔のことを思ひ浮べた、貧しかつたがその時は樂しかつた——幸福——罪人——夫——、

靜かに眼を開くとそこには政勝がぼんやりと立つて居る、夢か！

「あなたッ」

「オ、喜久子ヲ」

三人は相抱いて泣いた、ついで三人は勢よく立上つた。

曉の光を浴びて元氣よく歩んで行く三人の影、大地を希望に滿ちて踏みつけて行く三人の足、彼等三人の行く手には何の恐ろしいものがあろう。

（唯一人の同情、是れが人生を如何に幸福に導くか……強き〳〵印象を與へられた。）

——おはり——

司法大臣訓令

（昭和三年六月八日
會甲第二七七一號）

司法省及所管各廳ニ於ケル物品出納計算及歳入歳出外現金出納計算ノ檢査及責任解除ノ事務ハ昭和二年度分以降左ノ通區分シ第一及第三ニ付テハ會計檢査院之ヲ執行シ第二及第四ニ付テハ同院ノ委託ニ依リ司法省ニ於テ之ヲ執行ス

第一、價格壹萬圓以上ノ直營工事ニ係ル材料品
第二、前項以外ノ物品
第三、供託局取扱ニ係ル歳入歳出外現金
第四、前項以外ノ歳入歳出外現金

明治二十六年二月司法省會檢甲第五六號訓令、明治三十三年八月同第三一七號訓令、明治三十五年三月同第八一號訓令、明治三十六年三月同第三十九號訓令、明治四十二年五月同第五六號訓令、大正十一年十二月會甲第三七二五號訓令及大正十二年二月同第六〇九號訓令ハ昭和二年度分ヨリ之ヲ廢止ス

右訓令ス

（昭和三年六月十一日
行甲第一〇六九號）

大正十三年十一月行甲第一、七九八號訓令少年受刑者收容區分八王子少年刑務所ノ項左ノ通改ム

八王子少年	市谷、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、新潟、名古屋、三重、岐阜、宮城、福島、山形、小田原少年、川越少年、岡崎少年、盛岡少年、

十八歳未滿ノ虞過ヲ爲スヘキ者及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準シ處遇ヲ爲スヘキモノノ中心神耗弱者ト認ムルノ者但シ市谷橫濱兩刑務所ハ刑期ヲ制限セス盛岡少年刑務所ハ殘刑八月未滿其ノ他ノ刑務所ハ殘刑五月未滿ノモノヲ除ク

右訓令ス

刑政第41巻第8号
矯正図書館

會計課長 行刑局長通牒

◆製作代金豫納受ノ場合處理方ニ關スル件

（昭和三年六月十六日 行甲第一一一五號）

作業上標記ノ件ニ關シ往々一時的担保ノ意味ニ於テ便宜作業主任若クハ作業係員カ個人的ニ保管相成居候向有之哉ニ被存候ヘ共爾今右ノ場合ニ於テハ作業章程第三十四條ニ依ル委託作業契約保證金トシテ刑務所會計事務章程第八十八條ニ據リ處理相成樣致度

行刑局長通牒

◆上訴確定受刑者送還ノ件依命

通牒

（昭和三年六月十九日 行甲第一一一四五號）

標記受刑者ノ送還ニ付テハ明治三十三年司法省訓令監甲第一二三號ニ依リ御處理相成居候處爾今左記ニ依リ御取扱相成度候

追テ明治三十三年司法省訓令監甲第一二三號第三號竝明治三十六年監甲第四五四號通牒ハ自然消滅ノ儀ト御承知相成度候

記

一、上訴確定受刑者ハ特別設備ヘ移送スル者ノ外全部原刑務所ヘ送還スルコト

二、作業經營又ハ經理上ノ都合其ノ他ノ事由ニ因リ引續キ控訴院所在地刑務所ニ拘禁スルノ必要アルトキハ原刑務所ト協議ノ上送還セサルコトヲ得ルコト

三、護送方法ニ付テハ豫メ協議ノ上相當員數ニ達シタルトキハ送還スルコト

豫算内ニテ漸次改造相成度候

追テ右條件ニ適合スル枕ハ現在ノ儘トス

左記收容者用枕製式

製式	枕ノ包布	同覆	同眞	同高	同長
括枕	淺葱木綿又ハ外米白木綿	粗又ハ薦麥殼	十五糎	二十五糎	

但シ短刑期ノ者アルトキハ可成速ニ送還スルコト

四、願刑務所カ支所ナルトキハ支所收容區分ニ依リ又出張所ナルトキハ其ノ本所ヘ移送スルヲ本則トスルモ相互協議ノ上便宜ノ方法ヲ講スルコト

五、上告裁判所ニ於テ事實審理ノ爲市谷刑務所ヘ移送セラレタル者刑確定ノ際ハ仝所收容區分ニ依リ處理スルコト

但シ東京控訴院管内刑務所ヨリ移送ニ係ル者ハ前各項ニ依リ處理スルコト

◆收容者用枕ノ製式ニ關スル件

通牒

（昭和三年六月廿一日 行甲第一一一六九號）

標記ノ件曩ニ調査候處各刑務所ニ於ケル製式區々ニ有之候ニ付テハ略ボ之ヲ一定致度候條凡ソ左記ノ通配賦置候處右ハ爾今提出ニ不及候

備考 婦女ノ枕ハ當分ノ間小括枕付箱枕ヲ使用スルコトヲ得

◆會計實地檢查狀況報告寫提出ニ關スル件

（昭和三年六月廿六日 行甲第一一一八九號）

大正十五年五月行甲第七一九號ヲ以テ標記ノ件通牒致置候處右ハ爾今提出ニ不及候

刑政第41巻第8号
矯正図書館

◆刑務所建築準則制定ノ件

（昭和三年六月二十八日）
（行甲第九七八號）

從來刑務所建築ニ對スル一定ノ標準無キ爲各所建築ノ體裁設備規劃等區々多樣ニ亘リ候處元來刑務所ノ設備ハ收容者ノ檢束保健並ニ敎化上ニ重大ナル關係ヲ有スルハ勿論一面又其ノ規模概ネ宏大ナル爲一般社會生活上ニモ影響スル處尠カラサルモノアルヲ以テ曩ニ行刑制度調査委員會ニ於テモ特ニ詳細ナル調査ヲ爲ス處アリ又新ニ組織セラレタル刑法及監獄法改正委員會ニ於テモ目下之カ審議ヲ進メツヽアル次第ニ有之候然ルニ監獄法ノ改正ハ刑法其他實體法ニ關係スル處尠カラサル爲之カ議了ニ至ル迄ニハ尙相當ノ時日ヲ要スヘクト被思料候ニ付テハ不取敢別紙ノ如キ刑務所建築準則ヲ相定候條將來ノ新築改築移築ニ付テハ豫算其ノ他在來建物トノ關係等特別事情無之限リ成ルヘク右ニ依リ施行致度見込ニ有之候條爲御參考一部及送付候

◆收容者ニ對スル石鹼給與ニ關スル件

依命通牒

（昭和三年七月五日）
（行甲第一二五四號）

監獄法施行規則第八十九條第六項ノ石鹼給與ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成度候

左記

一、收容者ニ石鹼ヲ給與スヘキ場合ハ入浴、理髮、作業ノ種類其ノ他衞生上特ニ必要ヲ認メタトキニ限ルコト

二、石鹼ハ獨居浴場、雜居浴場、病舍浴場又ハ工場等ニ必要ノ箇數ヲ備ヘ之ヲ使用セシムルコト

三、石鹼ハ一箇ノ重量ヲ九十瓦トスルコト

四、石鹼ノ給與量ハ特別ノ事情アル場合ヲ除キ一人一ケ月三十瓦ヲ越エサルコト

五、石鹼ノ容器ハ實用的ノモノタルコト

編輯後記

つゆがはれて、いよ〳〵ほんとうの夏が來たやうですね、今日なんかは、曇つてゐてむし暑く、工場にゐると汗がじめ〳〵と氣持がわるい。東京はもうすぐ盆です。

◇辻先生の論文「少年刑務所の作業」は、是非御熟讀が願ひたい、特に職業補導の意味から、少年受刑者に對する作業訓練は、最も注意すべきことがらですから、當局の權威ある意見を伺ふのによいと思ひます。

◇新しい記事としては敎誨師の大先輩であるところの河野純孝先生が、退職後の余暇を見て、「回顧三十年」の敎誨史を連載して下さることになりましたのは、われ〳〵も願つたりかなつたりです、老師の經歷を本筋として、その間に敎誨制度の變遷から、行刑施設の消長など、筆のまにまに興味多き文字がつらねられることであらう、と思ひます。どうか末ながく御愛讀を願ひたいと思ひます。

◇本號の俳句選は札幌の白井所長にお願しましたところ折柄控訴院管内の所長會同や、保護事業研究會や、保護團體のお祝ひやらで、キリキリ舞ひの間をよく選評の勞をとつて下さつたことは、感謝にたへません。

俳句のついでに申上げておきますが選者は毎號かはるのですから、投稿の際はたゞ「刑務協會編輯部宛」で投書されゝば結構です。選者宛にしないやうに願います。

◇森山書記官譯の「改正獨逸行刑法規」が出來上りました。どうぞふるつてお申込下さい。（七、一一K生）

謹んで暑中御見舞申上ます

昭和三年八月

刑務協會編輯部
同人
一同

定價	一、冊（稅共）金二十五錢
	六、冊（稅共）金一圓五十錢
	十二冊（稅共）金三圓
廣告料	五號活字半段一行金一圓
	一等一頁金五十圓
	二等一頁金四十圓
	普通一頁金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年七月二十日印刷納本
昭和三年八月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 一三四四、三八二五番

刑政第41巻第8号

矯正図書館

Volume XLI

Number 8

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

August 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Logic and Technique in Penal Treatment . . . . . (*Editorial*)

Industries in the Penal Institutions for Young Offenders . . . . . K. Tsuji

My Thirty Years as a Prison Chaplain . . . . . J. Kono

Penal System in the Soviet Russia . . . . . T. Tokita

Life in the Death House . . . . . Lewis E. Lawes

Current Issues . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice. Nishi Hibiya-machi Koiimachi

Tokyo, Japan.